



654
56

654-56
1200501571096

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

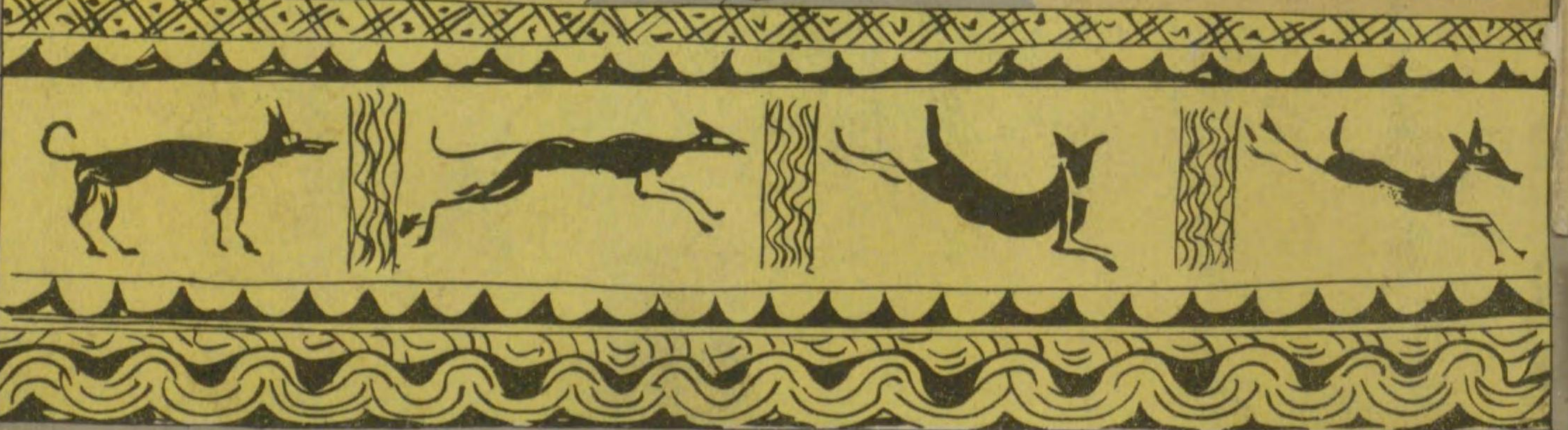


© Kodak, 2007 TM: Kodak

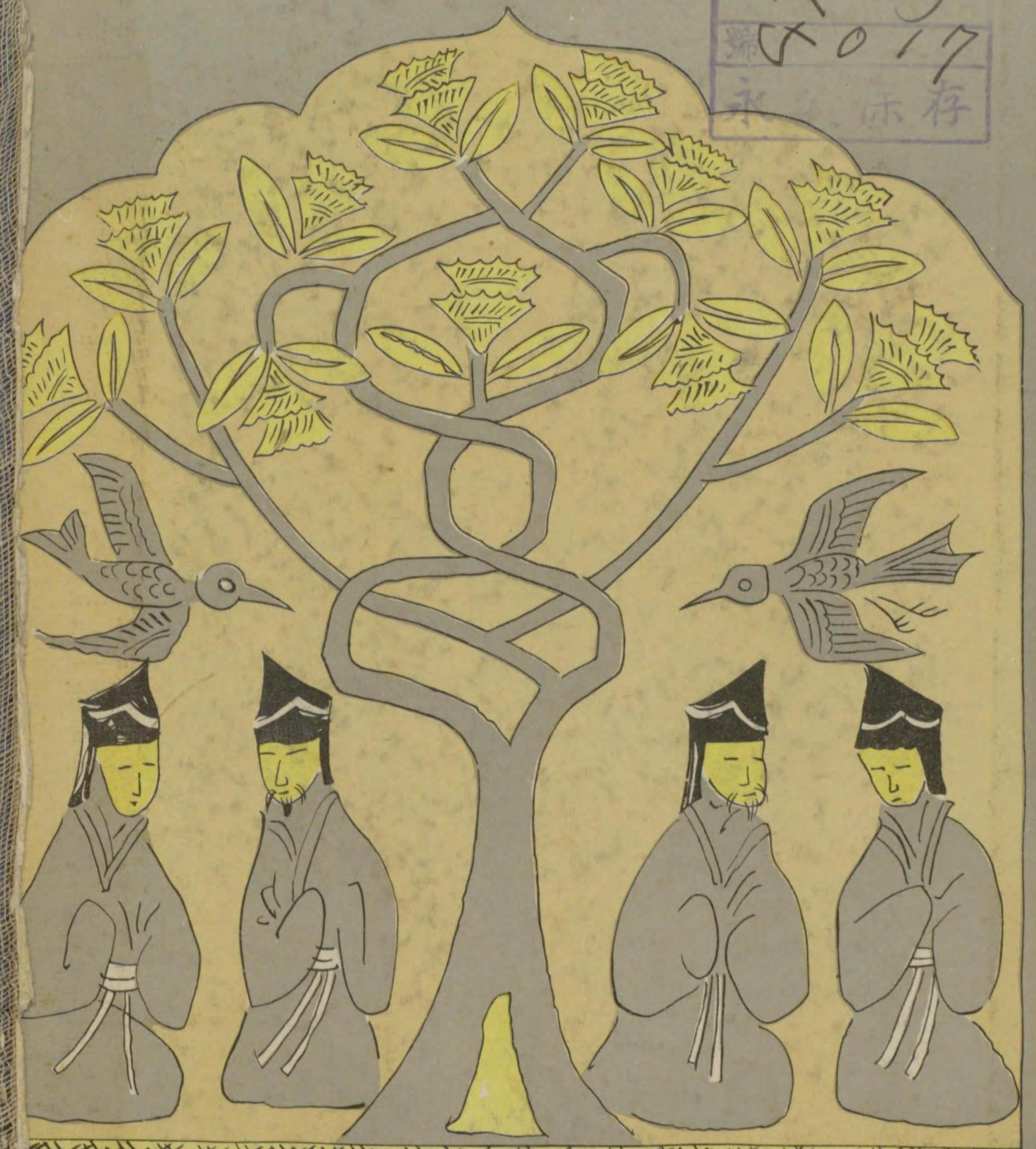
Kodak Color Control Patches

| | | | | | | | | |
|------|------|-------|--------|-----|---------|-------|---------|-------|
| Blue | Cyan | Green | Yellow | Red | Magenta | White | 3/Color | Black |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |

© Kodak, 2007 TM: Kodak



文 學
5017
永 示 存





續國譯漢文大成



經子史部
第二十卷

廿二史劄記

下卷



續國譯漢文大成

經子史部
第二十卷

廿二史劄記

下卷



國譯廿二史劄記下目次

卷の二十 新舊唐書

| | | | |
|---------------------------|----|-------------------------|----|
| 唐代の宦官の禍…………… | 一 | 豪 宴…………… | 二五 |
| 中官の出使及び監軍の弊…………… | 六 | 名父の子、敗徳多し…………… | 二五 |
| 唐の宦官には閩廣の人多し…………… | 一〇 | 李勣の子孫…………… | 二六 |
| 唐の節度使の禍…………… | 二 | 安祿山、執へられて京師に送らるるの事…………… | 二七 |
| 方鎮の兵、境を出づれば即ち度支の供餽…………… | 三 | 睢陽に節に殉するは尙ほ姚暉有り…………… | 二八 |
| を仰ぐ…………… | 三 | 唐初の三禮・漢書・文選の學…………… | 三〇 |
| 方鎮の驕兵…………… | 二四 | 唐の古文は韓柳に始まらず…………… | 三三 |
| 盜、宰相を殺すこと二事有り…………… | 二六 | 唐前後の米價の貴賤の數…………… | 三四 |
| 六等、罪を定め、三日、服を除くの論…………… | 二九 | 長安の地氣…………… | 三六 |
| 間架・除陌・宮市・五坊小使の、民を病まし…………… | 二九 | 黃巢・李自成…………… | 三九 |
| むること…………… | 二二 | | |

卷の二十一

五代史

| | | | |
|---------------|---|------------------|---|
| 薛居正の五代史 | 四 | 歐史は専ら薛史の舊本に據らず | 五 |
| 薛史は全く各朝の實録を採る | 四 | 歐史の書法謹嚴なり | 五 |
| 薛史の書法の迴護の處 | 四 | 歐史の傳贊は苟くも作らず | 六 |
| 薛史の失檢の處 | 五 | 歐史の失檢の處 | 六 |
| 薛史にも亦直筆有り | 五 | 一産三男、史に入る | 六 |
| 薛歐二史の體例同じからず | 五 | 五代の諸帝は多く軍士の擁立に由る | 六 |

卷の二十二

五代史

| | | | |
|---------------|---|--------------------|---|
| 五代には樞密使の權最も重し | 七 | 五代の鹽麴の禁 | 八 |
| 五代、藩鎮に姑息す | 七 | 五代の濫刑 | 八 |
| 五代には藩郡皆武人を用ふ | 七 | 五代の諸侯の貢奉に多く鞍馬器械を用ふ | 八 |
| 五代の藩帥の劫財の習 | 七 | 魏博の牙兵凡そ兩次誅戮せらる | 九 |
| 五代の幕僚の禍 | 八 | | |

| | | | |
|-----------------|---|--------------------|---|
| 一軍の中に五帝有り | 九 | 功臣を寵待し、改めて郷里の名號を賜ふ | 九 |
| 五代の諸帝、皆、後無し | 九 | 張全義・馮道 | 九 |
| 周祖四たび娶り、皆再醮の婦なり | 九 | 五代の人多く彦を以て名と爲す | 九 |

卷の二十三

宋遼金史

| | | | |
|-------------|----|------------|----|
| 宋・遼・金の三史 | 一〇 | 宋史、國史の原本多し | 一〇 |
| 宋・遼・金の三史重修す | 一〇 | 宋史の各傳の迴護の處 | 一〇 |
| 宋史の事最も詳かなり | 一〇 | 各傳の附會の處 | 一〇 |

卷の二十四

宋史

| | | | |
|-------------------------|----|------------------|----|
| 宋史、數人、事を共にし、傳には各、功を専らにす | 一一 | 史家一人兩傳 | 一一 |
| 宋史の各傳の錯謬の處 | 一一 | 監板宋史の脱誤の處 | 一一 |
| 宋史の列傳、又、遺漏する者有り | 一一 | 趙良嗣は應に奸臣傳に入るべからず | 一一 |
| 宋史の排次の失當の處 | 一一 | 王倫 | 一一 |
| | | 宋初には降王の子弟、中外に布滿す | 一一 |

| | | | |
|------------------|-----|--------------|-----|
| 宋の諸帝の御集皆閣を建てて藏貯す | 一五四 | 宋書の考古の學 | 一五八 |
| 名臣の後を録す | 一五五 | 宋初には嚴に賊吏を懲らす | 一六一 |
| 宋の皇后の生む所の太子皆不吉なり | 一五六 | | |

卷の二十五

宋史

| | | | |
|----------------|-----|--------------|-----|
| 宋の封王の制 | 一五五 | 宋の宥官宥費 | 一五六 |
| 宋、周の後を待つ所の厚きこと | 一五七 | 南宋、民に取ること藝無し | 一八一 |
| 宋の郊祀の費 | 一六六 | 宋の軍律の弛べること | 一八四 |
| 宋の祿を制する所の厚きこと | 一七〇 | 宋の科場の處分の輕きこと | 一八六 |
| 宋の祠祿の制 | 一七三 | 罪を定むること刑部に歸す | 一八九 |
| 宋の恩蔭の濫なること | 一七四 | 宋・遼・金・夏の交際の儀 | 一九一 |
| 宋の恩賞の厚きこと | 一七七 | | |

卷の二十六

宋史

| | | | |
|---|-----|---|-----|
| 歳 | 一九七 | 和 | 一九八 |
| 幣 | 一九七 | 議 | 一九八 |

| | | | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 西夏の番鹽 | 二〇三 | 同文館の獄 | 二一九 |
| 宋の宰相屢、官名を改む | 二〇五 | 秦檜の文字の禍 | 二二一 |
| 宋の節度使 | 二〇七 | 秦檜・史彌遠が權を攬ること | 二二五 |
| 世を繼ぎて相と爲る | 二〇七 | 宋の南渡の諸將は皆北人 | 二二七 |
| 三たび入りて相たり | 二〇八 | 端平に洛に入るの師 | 二三八 |
| 四次入りて相たり | 二〇九 | 宋史に傳を缺く | 二三〇 |
| 兩次入りて相たり | 二〇九 | 張世傑・李庭芝・姜才 | 二三三 |
| 王安石が君を得ること | 二一一 | 夏 貴 | 二三五 |
| 青苗錢は王安石に始まるにあらず | 二二三 | 宋の四六には多く本朝の事を用ふ | 二三九 |
| 車蓋亭の詩 | 二二七 | | |

卷の二十七

遼史 金史

| | | | |
|----------------|-----|-------------|-----|
| 遼 史 | 二四五 | 遼史の疎漏の處 | 二五二 |
| 遼 史 二 | 二四七 | 遼帝に皆簡便の徽號有り | 二五四 |
| 遼史、表を立つること最も善し | 二五二 | 遼の後族は皆姓蕭氏 | 二五五 |

| | | | |
|--------------------|-----|-----------------------|-----|
| 遼の正后の生む所の太子は多く吉ならず | 二五 | 金史の誤處 | 二八二 |
| 遼の官の世選の例 | 二五七 | 金史の紀傳相符せざる處 | 二八三 |
| 遼族多く文學を好む | 二五九 | 金史の氏名、畫一ならず | 二八四 |
| 遼の燕京 | 二六〇 | 宋史の金人の名多く金史と符せず | 二八五 |
| 金、燕京を廣む | 二六三 | 宋・金の二史の符せざる處 | 二八八 |
| 元、燕京を築く | 二六四 | 宗弼が江を渡ること宋・金の二史互ひに異なり | 二九一 |
| 明の南北京營建 | 二六六 | 宋・金の二史の傳聞の誤 | 二九三 |
| 金史の失當の處 | 二七五 | 宋・金、兵を用ふること須く二史を參觀すべし | 二九四 |
| 遼・金の二史各、疎漏の處有り | 二七九 | | |
| 金史の避諱の處 | 二八〇 | | |

卷の二十八

金史

| | | | |
|-------------------|-----|----------------|-----|
| 遼・金の祖は皆能く先づ知る | 三〇一 | 金初、父子兄弟、志を同じうす | 三〇四 |
| 金の制、帝后を追諡するの濫なること | 三〇三 | 金代の文物遠く遼・元に勝る | 三〇七 |

| | | | |
|------------------------------|-----|-------------------|-----|
| 金の一人二名 | 三〇九 | 金の俗、馬を重んず | 三二六 |
| 金の記注官最も職を得たり | 三一 | 金、和議を壞るを以てして亡ぶ | 三二七 |
| 大定中、亂民獨り多し | 三二 | 九公・十郡王 | 三二九 |
| 金、官吏を考察す | 三三 | 金末、姓を賜ふの例 | 三三〇 |
| 金の推排物力の制 | 三五 | 通惠河は郭守敬に始まらず | 三三一 |
| 明安・穆昆、中原に散處す | 三七 | 海陵の荒淫 | 三三三 |
| 金・元、俱に漢人・南人の名有り | 三九 | 海陵は齊の文宣・隋の煬帝の惡を兼ね | 三三六 |
| 宋・金・齊交、地界を割き、土を守る官、地に随つて屬と爲る | 三〇 | 金の中葉以後、宰相、兵事に與らず | 三三九 |
| 衍慶宮に功臣を圖畫す | 三三 | 憫忠寺の故事 | 三四一 |
| 金、兵を用ふること先後強弱同じからず | 三三 | 日に行くこと千里 | 三四二 |
| 金初の漢人の宰相 | 三六 | 孔聖の諱を避く | 三四二 |
| | | 金末、種人の害せらるるの慘なること | 三四二 |

卷の二十九

元史

| | | | |
|----|-----|--------------|-----|
| 元史 | 三四五 | 金・元の二史の符せざる處 | 三四〇 |
|----|-----|--------------|-----|

宋・元の二史の符せざる處……………三三二

金史は當に元史を參觀すべし……………三三三

元史自ら相岐誤する處……………三五五

元史の列傳、月日を詳記す……………三六〇

元史の廻護の處……………三六二

元史の附傳に得失有り……………三六七

元史に夏・金・宋の殉節の諸臣を補見す……………三六九

元人、詔旨を譯すること雅俗同じからず……………三七四

元史の人名、畫一ならず……………三七五

蒙古の官名……………三七七

金の義宗……………三七八

元、國號を建て始めて文義を用ふ……………三七九

元の諸帝多く大臣の擁立に由る……………三八〇

元の宮中、皇后と稱する者一ならず……………三八三

元の帝子、太子と稱する者一ならず……………三八六

元の帝后は皆名を諱まず……………三八八

元、子弟・駙馬を各部に封ず……………三九六

元代の叛王……………三九〇

各朝の國書……………三九三

卷の三十 元史

元初、兵を用ふるに多く天助有り……………三九七

元の世祖、利を嗜み武を驥す……………三九六

元の諸帝多く漢文に習はず……………四〇一

元初、郊廟親ら祀らず……………四〇三

元の制、百官皆蒙古人之が長となる……………四〇五

元初の州縣多く世襲す……………四〇八

元の州縣の官多く外に在り銓選す……………四一〇

元代専ら交鈔を用ふ……………四一一

金・元の二朝、宋の後を待すること厚薄同じからず……………四一六

元の時、秀女を選ぶの制……………四二〇

元代、江南の田を以て臣下に賜ふ……………四二一

色目人は便に隨つて居住す……………四二五

元の漢人多く蒙古名を作す……………四二七

元初、諸將多く人を掠めて私戸と爲す……………四三〇

元の杖罪は七を以て斷と爲す……………四三一

元季、風雅相尙ぶ……………四三三

元末、難に殉する者は多く進士……………四三四

一母、數帝を生む……………四三六

金・元の二代、皇太子を立つること皆不吉なり……………四三七

弟、皇太子と爲り、叔母、太皇太后と爲る……………四三九

庚申帝……………四三九

節を絶域に守る……………四四一

郝經・昔班帖木兒……………四四二

元初、兩國の狀元を用ふ……………四四三

囚を縦つ……………四四四

元、乳母を封じ其夫に及ぶ……………四四五

安南王、漢陽に居る……………四四六

老爺・同寅・臬司……………四四七

牛腹、重傷を療す……………四四八

痛を忍ぶ……………四四九

牛皮船……………四五〇

彌勒佛の謠言……………四五〇

賈魯、河を治む……………四五二

卷の三十一

明史

明史

明史、傳を立つる多く大體を存す……………四六〇

大禮の議……………四六四

李福達の獄……………四六七

袁崇煥の死……………四七〇

周延儒の奸臣傳に入ること……………四七一

劉基・廖永忠等の傳……………四七四

喬允升・劉之鳳の二傳……………四七九

卷の三十二

明史

明祖の行事多く漢高に仿ふ……………四八一

明祖の文義……………四八二

明初の文字の禍……………四八六

明初の文人多く仕へず……………四八八

胡藍の獄……………四九〇

涂節・汪廣洋の死……………四九四

明祖、晩年、嚴刑を去る……………四九五

明祖多く異姓を養ひて子と爲す……………四九六

明初、民を徙すの令……………四九七

明、宗藩を分ち封するの制……………四九八

明の官俸最も薄し……………五〇四

明の宮殿凡そ數次、災を被る……………五〇五

明の正後の生む所の太子……………五〇七

明の宮人の殉葬の制……………五〇八

明代、秀女を選ぶの制……………五〇九

卷の三十三

明史

明初の吏治……………五二三

部民の留まらんことを乞ふに因りて任に留まり且つ擢を加ふる者……………五二六

特に廷臣を簡びて出で守たらしむ……………五二九

大臣を遣はして官吏を考察せしむ……………五三〇

重く貪吏を懲らす……………五三三

明の大臣の久しく任ずる者……………四三三

大臣の薦擧……………五三五

明の内閣首輔の權最も重し……………五三九

明の翰林・中書舍人は吏部に由らず……………五三三

明の吏部の權重し……………五三四

揚州、同時に四知府あり……………五三七

永樂中、海外の諸番來朝す……………五三七

卷の三十四

明史

明の中葉、南北、兵を用ふること強弱同じからず……………五三九

明の邊省の攻剿兵數最も多し……………五四〇

兵を用ふるに御史の核奏有り……………五四三

將帥の家丁……………五四四

景泰帝仍ほ沂王を立てんと欲す……………五四七

| | | | |
|-------------------------|-----|-----------------------|-----|
| 成化・嘉靖中、方技の授官の濫なること…………… | 五四八 | 擅に品官を撻つ…………… | 五五七 |
| 成化・嘉靖中、百官、闕に伏して禮を争ふ | | 明の郷官の・民を虐するの害…………… | 五五八 |
| こと凡て兩次…………… | 五五一 | 吏役、大官に至る…………… | 五六一 |
| 正徳中、南巡を諫めて杖を受くる百官…………… | 五五三 | 海外の諸番多く内地人を通事と爲す…………… | 五六二 |
| 明代の文人は必ずしも皆翰林ならず…………… | 五五四 | 嘉靖中の倭寇の亂…………… | 五六四 |
| 明の中葉の才士の傲誕の習…………… | 五五五 | 外番、地を借りて互市す…………… | 五六六 |
| 明の仕宦の僭越の甚だしきこと…………… | 五五六 | 天主教…………… | 五六八 |

卷の三十五

明史

| | | | |
|------------------------|-----|---------------------|-----|
| 萬歴中の礦税の害…………… | 五七一 | 明の言路の習氣先後同じからず…………… | 五六四 |
| 萬歴中、缺官補はず…………… | 五七四 | 明末、書生、國を誤る…………… | 五六八 |
| 三案…………… | 五七五 | 明代の宦官…………… | 五九一 |
| 三案俱に故事有り…………… | 五八一 | 魏闡の生祠…………… | 五九七 |
| 張居正久しく病み百官の齋禱多きこと…………… | 五八三 | 闡黨…………… | 六〇〇 |

卷の三十六

明史

| | | | |
|-----------------------|-----|-------------------------|-----|
| 汪文言の獄…………… | 六〇三 | 鄧茂七…………… | 六三二 |
| 明末の遼餉・勦餉・練餉…………… | 六〇五 | 李添保…………… | 六三三 |
| 明末、督撫の多きこと…………… | 六〇六 | 黃蕭養…………… | 六三三 |
| 明末の巡撫は多く邊道より擢用す…………… | 六〇六 | 劉六・劉七・齊彥名・趙瘋子…………… | 六三四 |
| 明季、遼左の陣亡の諸將の多きこと…………… | 六〇八 | 江西の盜…………… | 六三七 |
| 明末、督撫の誅戮の多きこと…………… | 六〇九 | 四川の盜…………… | 六三八 |
| 四正六隅…………… | 六一〇 | 曾一本…………… | 六三〇 |
| 明末の僭號者は多くは疏屬なり…………… | 六一二 | 徐鴻儒…………… | 六三一 |
| 流賊の僞官號…………… | 六一三 | 劉香…………… | 六三一 |
| 明の・賊に従ふ官、六等に罪を定む…………… | 六一五 | 明祖本紀…………… | 六三二 |
| 明代の先後の流賊…………… | 六一八 | 皇陵碑…………… | 六三三 |
| 唐賽兒…………… | 六一九 | 明祖、殺を嗜まざるを以て天下を得たり…………… | 六三四 |
| 劉千斤…………… | 六二〇 | 明祖、法を用ふること最も嚴なり…………… | 六三六 |
| 李鬍子…………… | 六二〇 | 明祖、儒を重んず…………… | 六三七 |
| 葉宗留等…………… | 六二一 | 郭子興が執へらるること…………… | 六三八 |

| | | | |
|--------------------------|-----|------------------|-----|
| 劉繼祖・汪文…………… | 六三九 | 喜寧の擒…………… | 六四六 |
| 張士徳の擒…………… | 六四〇 | 曹吉祥・江彬…………… | 六四七 |
| 劉福通殺さる…………… | 六四〇 | 明代の宦官の先後の權勢…………… | 六四九 |
| 明祖が江州を取ることに…………… | 六四二 | 權奸の贖賄…………… | 六五一 |
| 徐達が元君を縦つゝの誤…………… | 六四二 | 明代の科場の弊…………… | 六五一 |
| 新月の詩…………… | 六四四 | 明人の説部…………… | 六五三 |
| 通州の糧、京に運すること、二傳の載する…………… | 六四四 | 長隨…………… | 六五五 |
| 所同じからず…………… | 六四四 | 明朝の米價の貴賤…………… | 六五六 |
| 于謙・王文の死…………… | 六四五 | | |

補遺……………

六五九—六七四

廿二史劄記自卷二十至卷三十六并補遺(原文)……………

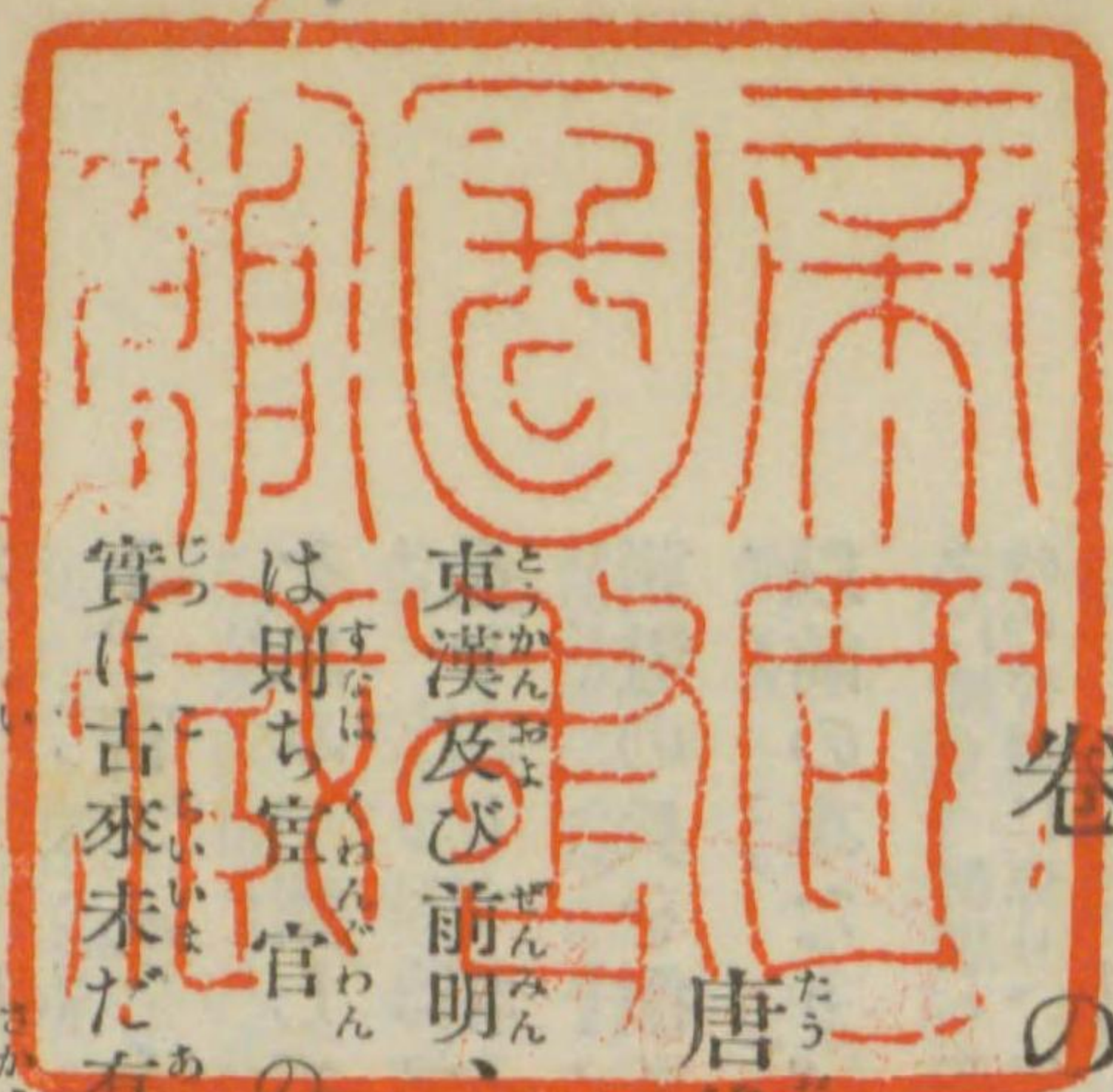
一—三四一

國譯廿二史劄記下

文學博士 笹川種郎 譯并註
公田連太郎

卷の二十

唐代の宦官の禍



東漢及び前明、宦官の禍烈なり。然れども猶ほ主權を竊み、以て虐を天下に肆にす。唐に至りては則ち宦官の權、反つて人主の上に在り。君を立て君を弑し君を廢すること、兒戲に同じき有り。實に古來未だ有らざるの變なり。禍始を推原するに、總て之をして禁兵を掌り樞密を管らしめしに由る。謂はゆる倒に大阿を持し、而して之に授くるに柄を以てす。其勢已に成るに及びては、英君察相有りと雖も、亦之を如何ともする無し。身、禁闈に在り、社鼠城狐、本、威福を竊弄し易し。此れ即ち兵を典らず、旨を承けずして、而も燕閒深密の地、單詞片語、偶能く主の意を移動し、事端を軒輊し、天下已に靡然として之に趨く。高力士の如き、貴幸せらるる時、微倖する者、一見せんこと

唐代の宦官の禍

を願ふこと天人の如し。肅宗、東宮に在るとき、亦、兄を以て之に事へ、諸王・公主、呼んで翁と爲し、戚里諸家、尊んで蕃と曰ひ、將相大臣、皆、之に由りて以て進む。嘗て佛寺・道觀各一所を建て、鐘成りて公卿を宴す。一たび扣く者は、禮錢十萬を納る。二十扣に至る者有り。李輔國、貴幸せらるる時、人、敢て其官を斥せず、直だ呼んで五郎と爲す。李揆、國に當り、子姓を以て之に事ふ。嘗て詔を矯めて上皇を西内に遷し、憂鬱して以て崩するに至る。他、魚朝恩が郭子儀の功高きを忌み、譖して其兵柄を罷め、程元振が來瑱を譖して死を賜ひ、李光弼、遂に敢て入朝せず、又、裴冕を譖して相を罷め、施州に貶し、以て方鎮解體するを致し、吐蕃入寇し、代宗倉皇として出奔し、諸道の兵を徵するに、一も至る者無きが如き、此れ猶ほ是れ未だ兵權を掌らず、未だ樞要を筭らざる以前の事なり。(案するに代宗、輔國を除かんと欲し、而も其の兵を握るを憚る。是れ代宗の時、宦官已に兵を典るなり。然れども之に繼ぐ。朝恩も亦、觀軍容使と爲る。俱に暫) 德宗、涇師の變に、禁軍倉卒にして、徵收するに及ばざりしに懲りてより、京に還りて後、武臣を以て禁兵を典らしむるを欲せず、乃ち神策・天威等の軍を以て、護軍中尉・中護軍等の官を置き、内官寶文場・霍仙鳴等を以て之を主らしむ。是に於て禁軍全く宦官に歸す。其後、又、樞密の職有り。凡そ詔旨を承受し、王命を出納すること、多く之に委ぬ。是に於て、機務の重き、又、參預する所と爲る。(案するに李吉甫の傳に、憲宗の初め、中書の小吏滑渙有り、樞密使劉光琦と昵み、を掌ると。是れ樞密の職は、蓋し德宗の末、憲宗の初めに始まるなり。又、嚴遵美の傳に、樞密使は) 是二者は、皆、極めて要廳事無し。惟だ三樞舍に書を藏するのみ。其後、遂に堂狀貼黃有り、事を決すること宰相と等し。)

重の地なり。一有れば、已に、權を攬り威を樹る、中外を挾制するに足る。況んや二者盡く其の操る所と爲るをや。其初めは猶ほ寵を假り靈を竊み、主の勢を挾みて以て下を制す。其後、積重して返り難く、肘腋の地に居り、腹心の患を爲す。即ち人主の廢置も、亦、掌握の中に在り。僖宗紀の贊に謂はく、「穆宗より以來八世、而して宦官の立つる所と爲る者七君」と。今、本紀を案するに、憲宗の時、太子寧薨す。中尉吐突承璀、豐王暉を立てんと欲す。而して暉は母賤しく、當に立つべからず。乃ち遂王宥を立てて皇太子と爲す。憲宗崩す。宦官陳宏志・承璀及び暉を殺し、皇太子を以て位に即かしむ。是を穆宗と爲す。(舊書の王守澄の傳に、憲宗崩す。守澄、馬進潭・梁守謙等と、) 是れ穆宗の立つは、陳宏志等の力に由るなり。然れども穆宗は猶ほ是れ憲宗の時、已に立ちて皇太子と爲り、而して宏志等、之を翊戴す。尙ほ擅に立つるに非ず。憲宗、夜獵して宮に還り、中官劉克明・田務成・許文端・軍將蘇佐明・王嘉憲・石定寬等二十八人と飲む。帝酔うて室に入り衣を更ふ。殿上、燭忽ち滅す。劉克明等、同に帝を害す。蘇佐明等、制を矯めて絳王を立つ。樞密使王守澄・中尉梁守謙、禁軍を率ゐて賊を討ち、絳王を誅し、江王を迎へて位に即かしむ。是を文宗と爲す。是れ文宗の立つは、王守澄等の力に由るなり。然れども此れ猶ほ敬宗未だ太子有らず、故に賊を討ち君を立てるも、亦尙ほ正に出づ。文宗に至りては、在時、已に敬宗の子成美を立てて皇太子と爲せり。大漸に及びて、宰相李珣・樞密使劉宏逸等、又、密旨を奉じ、成美を以て國を監せしむ。乃ち中尉仇士良・魚宏志、詔を矯め、

成美を廢し、穎王瀛を立てて皇太弟と爲し、位に即かしむ。是を武宗と爲す。是れ武宗の立つは、仇士良等の力に由るなり。此れ則ち先帝の立つる所の太子を廢し、而して擅に之を易ふ。其惡更に陳宏志・王守澄等の比に非ざるなり。武宗崩す。中尉馬元贇、光王怡を立てて皇太叔と爲し、位に即かしむ。是を宣宗と爲す。(時に武宗未だ太子有らず)是れ宣宗の立つは、馬元贇の力に由るなり。宣宗、疾大漸にして、夔王滋を以て樞密使王歸長・馬公儒等に屬す。而るに中尉王宗實及び元元實、詔を矯め、鄆王を立てて皇太子と爲し、位に即かしむ。是を懿宗と爲す。是れ懿宗の立つは、王宗實等の力に由るなり。懿宗大漸にして、中尉劉行深・韓文約、普王を立てて皇太子と爲し、位に即かしむ。是を僖宗と爲す。是れ僖宗の立つは、劉行深等の力に由るなり。僖宗大漸にして、羣臣、吉王保が最も賢にして且つ長なるを以て、之を立てんと欲す。觀軍容使楊復恭、兵を率ゐて壽王を迎へて皇太弟と爲し、位に即かしむ。是を昭宗と爲す。是れ昭宗の立つは、楊復恭の力に由るなり。統計するに、此六七代の中、援立の權、盡く宦寺に歸し、宰相も亦、與り知るを得ず。且つ特に此のみならざるなり。憲・敬の二帝は、陳宏志・劉克明等の弑する所と爲るに至り、昭宗は、又、劉季述の幽する所と爲る。近侍の凶悖斯に至りて極まれり。其間、賢哲の主の、整飭に、志有る無きに非ず。憲宗の如き、寵假する所無し。呂全如、擅に樟材を取りて第を治む。獄に送られて自殺す。郭晏醉うて夜禁に觸る。即ち之を杖殺す。凶愆稍や戢まる。然れども其後竟に弑害に遭ふ。文宗、李訓・鄭注に倚りて宦官を誅せんと欲す。

す。甘露の變に、反つて、仇士良等に逆を肆にし、横しまに朝士を殺し、屍を闕下に横たへらる。帝も亦惴惴として保んせず、僅にして免るるを獲たり。宣宗始めて稍や其權を黜く。(初め延英に事を奏し、對せしめ、兩中尉先づ降り、樞密使、殿西に候し、宰相の奏事畢るを俟ち、案前に事を受く。稍や矯詐の弊を防ぐ。)懿僖に至りては、又、故の如し。文宗嘗て、周赧・漢獻は制を強臣に受け、而して己は制を家奴に受くるを以て、赧獻に如かずと謂ひ、周赧に對して泣下る。學士崔慎由、夜直す。忽ち仇士良召して祕殿に至り、詔を草せしめ、更に嗣君を立てんとす。慎由、死を以て之を拒む。士良引きて小殿に至りて帝に見ゆ。士良等、帝の過を歷數す。帝、首を俯するのみ。劉季述、昭帝を少陽院に錮し、亦、杖を以て地を畫し、帝を責めて曰はく、「某の日、某の事、爾、我に従はざりき。罪一なり」と。數十に至りて止まず。楊復恭の反するや、既に其養子守信をして神策軍使と爲らしめ、又、守貞・守忠及び姪守亮をして節度使と爲らしめ、以て内外の援を樹て、守亮に書を與へて曰はく、「承天門は乃ち隋家の舊業なり。兒但だ粟を積み兵を訓へ、必ずしも進奉せざれ。吾、荆榛の中に於て壽王を立つ。既に位を得れば、乃ち定策の國老を廢せんとす。此の如き負心の門生天子有り」と。此れ下陵ぎ上替るるの極を見る可きなり。之を卒ふるに朝廷の綱紀、敗裂する所と爲り、國勢日に弱く、方鎮日に強し。宦寺、兵を握ると雖も、轉た外藩に結びて助と爲さざるを得ず。是に於て、韓全誨等、天子を劫して鳳翔に遷り、李茂貞に倚り、朱全忠が攻圍して年を逾ゆるを致し、力窮まり、勢迫り、帝、茂貞と與に、乃ち全誨等

四人・韋處廷等二十二人を殺し、以て和を求む。又、小使李繼彝等十人を殺す。城門既に開け、又、中官七十餘人を殺す。全忠、又、京兆をして黨與百餘を誅せしむ。既に京師に還り、遂に盡く第五可範以下八百餘人を殺す。哀號の聲、路に聞ゆ。諸道の監軍、亦、所在に即きて死を賜はる。蓋し東漢の、宦官を誅する、鬚無くして誤りて死する者有るに至るに滅せず。唐室の宦官の局、此に至りて始めて結ぶ。而して國も亦亡びぬ。宋景文謂はく、「木を灼きて蠹を攻む、蠹盡きて而して木も亦焚くるなり。而して抑、其始め、實に、之に假すに權を以てし、禁兵を掌り樞要を筭らしむるに由り、遂に積重して返し難きを致し、以て此極に至るを知らんや」と。

中官の出使及び監軍の弊

〔一〕高力士の傳は舊唐書第百八十四卷宦官傳、新唐書第二百七卷宦官傳に載す。

中官の出使及び監軍は、累朝皆之れ有り。然れども其害も亦、唐の甚だしきが如き者有る莫し。小使則ち賄賂を索め、大は則ち禍端を醸す。今、新舊唐書に就きて之を案するに、(一)高力士の傳に、「是時中人出で使し、或は功德を修め、鳥獸を市ひ、使して還れば、獲る所動もすれば巨萬計。京師の甲第、名園・良田・美産、占する者什に六七」と。此れ猶ほ、禁近の勢を藉りて以て財を贖るに過ぎざるなり。安祿山將に反せんとするや、楊國忠等、帝の前に力言す。帝、宦官輔璆琳をして之を視はしむ。厚賂を得、歸りて言はく、「祿山、反せず」と。是に於て、祿山益々征繕するを得て兵を稱ぐ。封常清、

東都に在り、戰敗れて陝に奔り、高仙芝に勸めて退きて潼關を守らしむ。中人邊令誠、其の敗退の狀を奏す。而して二大將、同日に戮を受く。僕固懷恩、氣を負ひ冤を訴ふ。代宗、中人駱奉先をして之を諭さしむ。奉先、宴を受けず、馬を竊みて馳せ歸る。而して懷恩以て疑懼して反を決す。李寶臣方に命を奉じて田承嗣を討ち、功有り。代宗、中人馬承倩をして之を勞はしむ。寶臣、絹を贈ること少し。承倩詢りて途に擲つ。寶臣、左右を顧みて慚色有り。是に於て轉じて承嗣と連衡して命を拒む。德宗、晩年、藩鎮に姑息にして、帥守物故する毎に、必ず先づ中使を遣はして往きて軍情を覘はしむ。其副貳の、物望有る者、輒ち厚く賂ひ、之をして保奏せしむ。德宗因りて之に授く。是に由りて節度使の除拜、亦、其口に出づ。武宗、澤潞を討つ時、太原の將楊弁、衆を激して叛せしむ。武宗、中人馬元貫をして往きて諭さしむ。其賄を得、歸りて言はく、「太原に十五里の明光甲有り、討つ可からず」と。李德裕が之を折くに頼りて、始めて語塞がる。是れ轉つて叛者の爲めに脅して旄節を授くるなり。此れ中官の出使、徒らに其の賄を納るるを縱して、而して國事に益無く、且つ反つて以て禍を醸する者なり。又、中使監軍の弊有り。開元・天寶の間に吐蕃諸國を討ちしより、已に、宦者の・大將の軍を監する有り。魚朝恩が觀軍容使と爲るに至りて、邛山の戰に、(二)李光弼、險に據りて陣せんと欲す。朝恩、平地に陣せしめ、遂に大敗を致す。(光弼傳)裴度・韋臯・李德裕等の奏する所に據れば、大概、軍を監する者、

〔二〕李光弼の傳は舊唐書第百十卷、新唐書第百三十六卷に載す。

先づ銳兵を取りて自ら衛り、懦者出で戦ふ。戦勝てば則ち先づ捷を報ず。偶々翻るれば則ち凌挫すること百端。軍政を侵撓し、將帥専ら主たるを得ず。戦を督する毎に、輒ち旗を建てて自ら表し、小しく勝たざれば則ち旗を捲きて去る。大軍、往往之に隨ひて奔北す。故に劉闢の叛するや、杜黃裳請ふ、「監軍を用ひず、専ら高崇文に委ねて之を討たんと。」然れども、白居易の疏に謂はく、「韓全義、淮西を討つや、賈國良、之を監し、高崇文、蜀を討つや、劉貞亮、之を監す」と。是れ黃裳、奏すと雖も、而も監軍仍は未だ撤せざるなり。(居易傳) 裴度、吳元濟を討つや、始めて奏して監軍を去り、主將、兵柄を専らにするを得。法令既に一に、戦皆功有り。遂に淮蔡を平ぐ。(度傳) 其後、會昌中、劉稹を討つや、李德裕、亦奏し、監軍は軍事に干るを得ず、兵百人毎に、一人を以て衛と爲すを聽す。是に由りて號令精整にして、遂に澤潞を平ぐ。(德裕傳) 此を觀れば則ち中使監軍は、害有りて利無きこと、昭然として見る可し。此れ猶ほ是れ戦に臨む時、用ひて以て監察せしむ。尙ほ説有るなり。其の尋常、事無き時、各藩鎮、亦、必ず中使監軍有り。(長源傳) 陸長源死するや、監軍俱文珍密に宋州の刺史劉全諒を召して汴に入らしめ、以て其亂を靖む、(長源傳) 王承宗死するや、諸將、王

- 【三】 白居易の傳は舊唐書第百六十六卷、新唐書第百十九卷に載す。
- 【四】 裴度の傳は舊唐書第百七十卷、新唐書第百七十三卷に載す。
- 【五】 會昌。武宗の年號。皇紀一五〇一—一五〇六。西紀八四一—八四六。
- 【六】 李德裕の傳は舊唐書第百七十四卷、新唐書第百八十卷に載す。
- 【七】 陸長源の傳は舊唐書第百四十五卷、新唐書第百五十一卷、俱に董晉の傳に附載す。
- 【八】 王承宗の傳は舊唐書第百四十二卷、新唐書第百二十一卷藩鎮傳に載す。

承元に留務を主らんことを請ふ、承元曰はく、「天子、中貴人をして軍を監せしむ。當に與に議すべし」と、監軍、衆意を以て之を贊す、承元乃ち受くる(承元傳)が如きは、是れ亦未だ嘗て難を靖め紛を解くの益無きにあらず。然れども其中の賢者は百に一ならず。而して勢を恃み事を生ずるの徒、踵相接するなり。河朔の諸鎮に在る者は、既に其叛亂を制する能はず、徒らに之が爲めに封を請ひ襲を請ひ、而して中州の各鎮に在る者は、則ち暴を肆にし威を作し、或は事權を侵撓し、或は罪戾を誣構す。(姚南仲傳) 鄭滑に帥たり。監軍薛盈珍に誣奏せらる。裨將曹文治有り、平かならず、其の事を奏する者を殺し、而して自ら勿ね、以て南仲の枉を明かにす。南仲入朝す。德宗曰はく、「盈珍、軍政を擾るか」と。南仲曰はく、「盈珍の如き者は、在在之れ有り。羊杜復た生ると雖も、軍を治め人を理むる能はざるなり」と。(南仲傳) 洪州の監軍、「刺史李位、逆を謀る」と誣奏す。追うて京に赴かしめ、仗内に付して訊せしむ。(存誠傳) 薛存誠が力請するに頼りて外に付し、始めて白かにするを得たり。(存誠傳) 楊於陵、嶺南に帥たり。監軍許遂振に誣奏せらる。憲宗即ち於陵の官を貶せしむ。裴垪が諫むるに頼り、始めて吏部侍郎に改む。(垪傳) 此れ藩臣を牽掣するの弊なり。監軍王定遠、節度使李説に徳有り、軍政皆專決し、將吏悉く自ら補授す。田宏を以て彭令茵に代らし

- 【九】 姚南仲の傳は舊唐書第百五十三卷、新唐書第百六十二卷に載す。
- 【一〇】 薛存誠の傳は舊唐書第百五十三卷、新唐書第百六十二卷に載す。
- 【一一】 裴垪の傳は舊唐書第百四十八卷、新唐書第百六十九卷に載す。
- 【一二】 李説の傳は舊唐書第百四十六卷、新唐書第百七十八卷宗室傳に載す。

む。令茵、伏せず。定遠即ち之を斬り、屍を馬糞の中に埋む。家人、屍を請へども得ず。説、之を奏す。定遠、刀を抽きて説を刺す。説走りて免る。(説傳)劉承偕、澤潞の軍を監し、節度使劉悟を侮る。三軍憤噪し、承偕を殺さんと欲す。悟救うて免る。穆宗、裴度に問ふ、「何を以てか之を處せん」と。度奏す、「惟だ承偕を斬る有るのみ」と。(度傳)此れ軍士を激變するの弊なり。(三傳)嚴綬、太原に在り、軍政一に監軍李輔光に出で、綬は但だ手を拱くのみ。後入朝し、適、食を廊下に賜ふ。中使馬江朝有り、來りて櫻桃を賜ふ。綬、鎮に在る時、曾て江朝を識る。是に至りて覺えず膝を屈す。(綬傳)見る可し、監軍の、威を積み肆横なること、一朝一夕の故に非ず、其の由つて來る所漸なることを。宦官が兵を掌り旨を承くるの禍を記するに因りて、并せて出使・監軍の二事に及ぶ。亦、前代の得失の林なり。

〔三〕嚴綬の傳は舊唐書第四百十六卷、新唐書第二百二十九卷に載す。
 〔一〕咸通。懿宗の年號。皇紀一五二〇—一五三三。西紀八六〇—八七三。

唐の宦官には閩廣の人多し

唐の時、諸道、閩兒を進め、私白と號す。閩嶺最も多し。高力士の如き、本、高州の馮盎の後にして、嶺南討擊使李千里、之を進む。後、吐突承璀及び楊復光は皆閩人なり。時に閩を號して中官の區數と爲す。(二)咸通中、杜宣猷、閩中觀察使と爲り、歲時毎に、吏を遣はして祭を其先に致す。時に號して

唐の節度使の禍

敕使墓戸と爲す。(宣猷傳)

唐の官制、節度使よりも善からざるは莫し。其始め刺史の善惡を察する者は、都督有り。後、其權重きを以て、改めて十道按察使を置く。(一)開元中、或は採訪・觀察・處置・黜陟等の號を加ふ。此れ文官の州郡を統ぶる者なり。其武臣にして兵を掌り、事有りて出征すれば、則ち大總管を設け、事無き時は、邊要を鎮守する者は、大都督と曰ふ。高宗の永徽より以後、都督の、使持節を帶ぶる者は、之を節度使と謂ふ。然れども猶ほ未だ以て官に名づけず。(三)景雲二年、賀拔延嗣を以て涼州都督・河西節度使と爲す。節度使の官、此に由りて始まる。然れども猶ほ第だ兵を統ぶるのみ。而して州郡には自ら按察等の使有り、其殿最を司る。開元中に至りて、朔方・隴右・河東・河西の諸鎮、皆、節度使を置く。毎に數州を以て一鎮と爲し、節度使即ち此數州を統べ、州の刺史は盡く其の屬する所と爲る。故に節度使、多く按察使・安撫使・支度使を兼ねる者有り。既に其土地を有し、又其人民を有し、又其甲兵を有し、又其財賦を有す。是に於て方鎮の勢日に強し。安祿山、節度使を以て兵を起し、幾ど天下を覆さんとす。安史既に平ぐに及びて、武夫・戰將、功を以て行陣

〔一〕開元。玄宗の年號。皇紀一三七三—一四〇一。西紀七一三—七四一。
 〔二〕景雲。睿宗の年號。皇紀一三七〇—一三七一。西紀七一〇—七一。

に起りて侯王と爲る者、皆、節度使に除せらる。大なる者は州十數を連ね、小なる者すら猶ほ三四を兼ぬ。屬する所の文武官、悉く自ら置署し、未だ嘗て命を朝廷に請はず。力大に勢盛に、遂に尾大にして掉はざるの勢を成す。或は父死し、子、其兵を握りて、而して肯て代らず、或は取舍、士卒に由り、往往自ら將吏を擇び、號して留後と爲し、以て命を朝に邀む。天子、力、制する能はず、則ち羞を含み恥を忍び、因りて之を撫す。姑息愈甚だしく、方鎮愈驕る。其の始め朝廷の患を爲す者は、祇だ河朔の三鎮のみ。其後、淄青・淮蔡、地に據りて倔強ならざるは無し。甚だしきは、同華は京邑に逼近するに、而も周智光、之を以て反するに至る。澤潞も亦畿甸に連なるに、而も盧從史・劉稹等、之を以て叛す。末年に至るに迫りて、天下盡く方鎮に分裂せらる。而して朱全忠、遂に梁の兵を以て唐の祚を移せり。禍始を推原するに、皆、節度使が兵民の權を掌るに由るが故なり。宋、文臣を以て州事に知たらしめしより、歷代、之に因り、遂に復た幹を弱め枝を強くするの患無し。宋の太祖及び趙普の計慮深し。而るに議者徒らに『宋の弱きは此に由る』と謂ふ。是れ、但だ、禦侮の力薄くして以て自ら強むるに足らざるを知りて、而も患を未萌に消するを知らず。苟も、外に強敵有り、内に流寇有るに非ざれば、則ち民、耕牧に安んずるを得、常に兵革の苦に罹るに至らず。其の隱然の功、何ぞ輕しく議す可けんや。

方鎮の兵、境を出づれば即ち度支の供餽を仰ぐ

諸方鎮、各土地の賦税を擅にし、以て軍を養ふに足る。乃ち朝廷、之を用ひて叛を討てば、則ち一たび本境を出づれば、即ち朝廷の給するに衣糧を以てするを須つ。此れ國力の、用兵に困む所以なり。王廷湊を討つ時、諸鎮の兵十五萬、纔に境を出づれば、即ち度支に仰ぐ。乃ち南北供軍院を置き、度支に由りて轉運す。往往多く賊の截つ所と爲り、院に至るを得ず。李同捷を討つ時、諸軍、野に在り。朝廷特に供軍糧料使を置き、日に費すこと寢く多し。諸帥、小捷有る毎に、輒ち其數を張りて以て賞を邀む。實は朝廷を困めて而して賊を緩くせんと欲するなり。繪帛征馬、之を賜ふこと算無し。劉總、軍を出して王承宗を討ち、其武強縣を取り、遂に兩端を持し、以て朝廷の賞賜を利とす。(承宗)其の實心、國の爲めにする者は、惟だ李鄴、淮南の兵二千を以て李師道を討ち、糧餉未だ嘗て給を有司に仰がず。(鄴傳)王智興が李同捷を討つや、亦自ら五月の糧を備ふ。(智興)朝廷、皆、特に之を褒す。叛を伐ち逆を討つには、國家固より費を惜む可からず。而も唐の驕藩鎮の如きは、則ち國力、之が爲めに敵え、

方鎮の兵、境を出づれば即ち度支の供餽を仰ぐ

- 【一】 王廷湊の傳は舊唐書第四百四十二卷、新唐書第二百一十一卷藩鎮傳に載す。
- 【二】 李同捷の傳は舊唐書第四百四十二卷、新唐書第二百一十三卷藩鎮傳に載す。
- 【三】 王承宗の傳は舊唐書第四百四十二卷、新唐書第二百一十一卷藩鎮傳に載す。
- 【四】 李鄴の傳は舊唐書第四百五十七卷、新唐書第四百四十六卷に載す。
- 【五】 王智興の傳は舊唐書第四百五十六卷、新唐書第四百七十二卷に載す。

而して賊勢亦益以て張る。故に李師道を討つ時、魏博の田宏正、黎陽より河を渡らんと請ふ。裴度以て不可と爲して曰はく、「黎陽より河を渡らば、既に本界を離れ、便ち滑州に至り、徒らに度支の供饋を仰がん。如かず、且く河北に在りて威を養ひ、霜降る後を俟ちて、揚劉に於て河を渡らんには。即ち直に鄆州の賊境に抵る可からん」と。(度傳)劉稹を討つ時、李德裕も亦奏して言はく、「向來、朝廷、叛を伐つや、兵纒に界を出づれば、便ち度支の供餉を費す。故に逗撓して以て國力を困らす。或は密に賊と通じ、一縣・一柵を取り、以て勝捷と爲す。師出でて功無き所以なり。今當に王元逵・何宏敬に令して、只だ州を取り、縣を取る勿からしむべし」と。未だ幾くならずして、果して賊を平ぐ。(德裕傳)此れ亦謀を伐つ術なり。

方鎮の驕兵

秦・漢・六朝以來、叛將有りて叛兵無し。唐の中葉以後に至りては、則ち方鎮の兵變、比比として是なり。蓋し藩帥既に臣節を守らず、其下従つて之に效ふを怪しむ母し。帥を逐ひ帥を殺すは、視て常事と爲す。之が帥たる者、既に其の變じて肘腋の患を爲さんことを慮り、又、其心を結びて以て爪牙の助と爲さんと欲し、遂に敢て制するに威令を以てせず、而して徒らに其恩施を厚くするを恃む。此れ驕兵の、益横なる所以なり。今、新舊書の各傳に就きて之を觀るに、
 〔一〕劉元佐の傳は舊唐書第四百四十五卷、新唐書第二百十四卷藩鎮傳に載す。

李忠臣より以來、士卒驕ること甚だし。元佐に至りて、益厚く賞賜す。故に百姓重く困む。其後、大帥を殺し、抄劫を肆にするは、皆、利に狙れて然るなり。李質の傳に、汴軍の牙兵二千人、皆日に酒食を給す。物力之が爲めに屈く。
 〔二〕李質の傳は舊唐書第四百四十六卷韓宏の傳に附載す。
 〔三〕郝士美的傳は舊唐書第四百四十七卷、新唐書第四百四十三卷に載す。
 〔四〕王式の傳は舊唐書第四百六十四卷、新唐書第四百六十七卷に載す。
 〔五〕溫造の傳は舊唐書第四百六十五卷、新唐書第四百九十一卷に載す。

具し、以て牙兵に食はしむ。王式の傳に、徐州は、王智興が凶豪の卒二千を召募し、銀刀・鳴旗・門槍・拔馬等の軍と號せしより、後漸く驕り、節度使姑息にして暇あらず。田牟、徐州に鎮するや、之と雜坐し、酒酣にして背を撫し、時に板を把りて之が爲めに唱歌す。其徒日に費すこと萬計。賓宴有る毎に、必ず先づ飲かしむるに酒食を以てし、祁寒暑雨には、卮酒、前に盈つ。然れども猶ほ誼噪し、動もすれば帥を逐はんと謀る。溫璋來りて節度と爲るや、士卒素より其の嚴なるを聞き、皆憂疑す。璋、誠を開きて撫諭す。終に釋けず。給するに酒食を以てす。未だ嘗て口に瀝がず。期月ならずして、遂に璋を逐ふ。適、王式、義成忠武軍を以て、浙東の賊仇甫を破りて歸る。上即ち式を以て來りて徐に鎮せしむ。徐卒頗る懼る。居ること三日、式、兩鎮の兵を勞うて還らしめ、既に甲を撰き兵を執り、即ち驕卒を圍ましめ、盡く之を殺す。凡そ三千餘人。是に由りて凶徒盡く殄く。又、溫造の傳に、興元軍、節度使李絳を殺す。造に詔して節度使と爲す。遂に征蜀の兵回るに遇ふ。

造論して以て自ら従ふ。至れば則ち大に宴し、興元軍の、絳を殺すの状を問ひ、即ち征蜀の兵をして盡く之を殺さしむ。凡そ八百餘人、百級を以て絳を祭り、三十級をもて事に死せし官を祭り、餘は之を漢江に投ず。蓋し驕の極、肆にして忌憚無きに至れば、則ち亦、之を草薙して禽獮せざるを得ざるなり。然れども主帥、能く正を以て自ら持する有り、亦、殺戮を恃まずして能く之を靖むる者有り。李質、汴軍兵馬使と爲り、日に二千人の食を給するを以て多費と爲す。會、新帥韓充將に至らんとす。質曰はく、「若し韓公の至るを俟ちて、頓に二千人の食を去らば、人情必す怨まん」と。乃ち日膳を停めて而して充を迎ふ。郗士美、澤潞日に牙兵三百人の食を給するを以て非法と爲し、曰はく、「兵衛は牙職なり。安んぞ廣費を得ん」と。遂に之を罷む。而して二軍、亦、未だ敢て鼓噪する者有らず。此れ又、主將の以て人を服するに足るに在るなり。

【一】元利。唐の憲宗の年號。皇紀一四六六一一四八〇。西紀八〇六一八二〇。
 【二】開成。唐の文宗の年號。皇紀一四九六一一五〇〇。西紀八三六一八四〇。

盜、宰相を殺すこと二事有り

唐代に、盜、宰相を殺すこと、二事有り。一は、元和十年、盜、武元衡を殺し、裴度を刺し、傷つきて而も免る。一は、開成三年、盜、李石を射傷し、馬逸するを以て脱るを得たり。按ずるに元和中、朝廷、吳元濟を討つ。而して王承宗、之を赦さんと請ひ、人をして事を中書に白さしむ。頗る不恭な

り。元衡叱し去る。未だ幾くならずして、元衡早く朝せんとし、靖安里の第を出づ。夜漏未だ盡きず。賊、暗に乗じて呼んで曰はく、「燭を滅せよ」と。元衡を射て肩に中つ。又、其左股を撃つ。徒御、格闘して勝たず。皆駭き走る。遂に元衡を害し、顛骨を批ちて持ち去る。邏司傳へ噪ぐ、「盜、宰相を殺せり」と。十餘里に連なりて朝堂に達す。未だ主名を知らず。少頃にして馬逸し歸り、乃ち審かに知る。【元衡傳】裴度、通化里を出づ。盜三たび劍を以て度を撃つ。初めは鞞帶を斷ち、次は背に中り、纒に單衣を絶ち、復た微しく其首を傷つく。度、馬より墜つ。會、度、氈帽を帶ぶ、故に瘡、深きに至らず。賊、又、刃を揮うて度を追ふ。度の從人王義、賊を持し、連呼すること甚だ急なり。賊、義の手を斷ちて逸る。度已に溝中に墮つ。賊、度已に死せりと謂ひ、乃ち捨て去る。【度傳】是日、憲宗、駭悼して朝を罷めて哀勵し、金吾・府縣に詔して大に索めしむ。或は傳へ言ひて曰はく、「賊を搜す無かれ。窮せば必ず亂せん」と。又、書を道に投じて曰はく、「我を急にする母かれ。我先づ汝を殺さん」と。許孟容、帝に言して曰はく、「國相、屍を路隅に横たへ、而して盜獲られざるは、朝廷の辱と爲す」と。帝乃ち詔を下す、「能く賊を得る者は、賞錢千萬、五品の官を授けん」と。錢を東西市に積み、以て告ぐる者を募る。是に於て神策將王士則・王士平等、張宴等十八人を捕へ得たり。「承宗の遣はす所の者たり」と言ふ。皆、之を斬る。【元衡傳】時に王承宗・李師道、皆、人を遣はして京に在り、竊に發して陵

【三】武元衡の傳は舊唐書第百五十八卷、新唐書第百五十二卷に載す。

廟の戟を斷ち、芻藁の積を焚く。未だ幾くならずして、東都防禦使呂元膺、李師道の留邸の賊門察・普嘉珍を執ふ。自ら言はく、「始め元衡を殺さんと謀りし者なり。會宴先づ發す。故に籍して以て師道に告げ、而して其賞を竊めり」と。帝、密に之を誅せしむ。(元膺傳) 而して李師道の傳には則ち「察・嘉珍は即ち元衡を害せし者」と謂ふ。後、田宏正、李師道を誅し、其簿書を閱するに、果して元衡を殺すを賞するの款有り。(張宏靖傳) 此れ元和中の事なり。文宗、甘露の變に遭ひ、宰相王涯等、皆、宦官仇士良の殺す所と爲る。遂に李石を以て相と爲す。石、正を執して朝に立ち、少しも貶せず。朝廷、之に頼る。石、親仁里に居り、將に曙ならんとして入朝す。盜、尙父郭子儀の宅より發し、弓を引きて追ひ及ぶ。矢纒に膚に及ぶ。馬逸して回る。盜已に坊門に伏し、石の馬尾を斷つ。石竟に馬逸するを以て、私第に還るを得たり。上聞きて駭愕す。是日、京師大に恐る。常參官の入朝する者九人のみ。已にして仇士良の遣人の爲す所なるを知る。帝も亦之を知れども、如何ともす可き無し。石遂に乞うて相を罷めて去る。此れ開成中の事なり。而して開成の賊は終に得られず。蓋し元和は藩鎮の遣人の竊に發するに係る。故に神策の將士、之を捕へ誅するを得たり。開成は則ち宦官の爲す所にして、而して神策軍は即ち宦官の掌る所なり。故に賊を得る能はざるなり。

- 【四】 呂元膺の傳は舊唐書第百五十四卷、新唐書第百六十二卷に載す。
- 【五】 李師道の傳は舊唐書第百二十四卷、新唐書第百二十三卷藩鎮傳に載す。
- 【六】 張宏靖の傳は舊唐書第百二十九卷、新唐書第百二十七卷に載す。

六等、罪を定め、三日、服を除くの論

安祿山の變に、唐の臣、貴きこと宰相陳希烈の如く、親しきこと駙馬張垆の如き、皆、甘心して賊に従ひ、靦顏、之が臣と爲る。此れ即ち處するに極刑を以てするも、豈に過ぎたりと爲すを得んや。乃ち廣平王、東京を收めて後、希烈等數百人、押して長安に赴く。(一) 崔器、儀注を定め、賊に陥る官は、皆、露頭跣足し、含元殿の前に撫膺頓首せしめ、扈從官をして之を視しめ、并に概して誅死せんと請ふ。(三) 李峴、之を争うて謂はく、「維新の典に非ず。僞官の内、或は陛下の親戚あり、或は勳舊の子孫あり。概して極法に處せば、恐らくは仁恕に乖かん。況んや殘寇未だ平がず、尙ほ賊に陥る者多し。若し盡く誅を行はば、是れ益、其の賊に從ふの心を堅くするなり」と。乃ち六等として罪を定むるを議す。(器・峴等傳) 舊書に謂はく、「峴の此奏、全活すること算無し」と。新書にも亦謂はく、「此に因りて衣冠更生す。賊も亦人をして怨を天子に歸せしむる能はず。皆峴の力なり」と。是れ皆、器を以て過當と爲し、峴を持平と爲すなり。案するに是時蕭華、賊中より歸り、奏して云はく、「賊に仕ふる官、安慶緒に驅られて河北に至る者有り。廣平王が恩命を宣べて釋放するを聞き、皆相顧みて悔恨す。崔器が刑を議すること太だ重きを聞くに及びて、

- 【一】 崔器の傳は舊唐書第百十五卷、新唐書第百九卷酷吏傳に載す。
- 【二】 李峴の傳は舊唐書第百十二卷李暉の傳に附し、新唐書第百三十一卷宗室宰相傳に載す。

衆心又搖ぐ」と。(器傳) 李勉も亦肅宗に奏して曰はく、「元惡未だ除かれず、黷汚する者衆し。皆、心を深うて化に歸せんと欲す。若し盡く之を殺さば、是れ天下を驅りて以て凶盜に資するなり」と。是に由りて全活する者衆し。蓋し當日の時勢、或は輕典に従はざるを得ざる者有らん。然れども一時の權宜、用ひて以て賊黨を離携するは則ち可なり。若し竟に峴の奏する所を以て正論と爲すは則ち非なり。堂堂たる大一統の朝、祿を食み官を受け、一旦、賊至れば、即ち甘心して賊に従ふ。此にして誅せずんば、國法安にか在る。乃ち當時、李峴を是として崔器を非とせざるは無きは、何ぞや。又、代宗崩じ、吏民に遺詔して、三日にして服を釋かしむるが如き、常衰以爲はく、「吏とは府史の類なり。固より當に庶民と例を同じくすべし。朝臣に至りては、則ち宜しく二十七日を以て準と爲すべし」と。崔祐甫謂はく、「吏は即ち官僚を指して言ふ。百官、皆、當に三日にして服を除くべし」と。夫れ大行甫めて殯し、過密方に深し。遺詔有りとも雖も、臣子何ぞ遽に吉に即くを行ふに忍びん。常衰の議は、自ら是れ正論なり。而るに當時、又、祐甫を是として常衰を非とせざる者無し。蓋し六朝より以來、君臣の大義明ならず、其の生を貪り己を利し、國に背き君を忘るるを視て、己に常事と爲す。有唐、區宇を統一して已に百餘年なりとも雖も、而も見聞習尚、猶ほ未だ盡く改まらず。顏常山・盧中丞・張睢陽の輩、義憤に激する者は、一一數へざるなり。宋以後に至りて、始めて忠義を以て重しと爲すを知り、力の及ばざる所の者と雖も、猶ほ勉めて以て之に赴く。豈に正學昌明の效に非ずや。

【三】 李勉の傳は舊唐書第三百十一卷、新唐書第三百十一卷宗室宰相傳に載す。

間架・除陌・宮市・五坊小使の、民を病ましむること

徳宗、初め 楊炎を用ひて相と爲し、(二) 兩税の法を定め、天下、其利を受く。初め唐、租庸調の法を制す。開元より以來、版籍を爲らず。丁口轉た死し、田畝換易し、貧富昇降し、悉く向時に非ず。而して戸部歳ごとに空文を以て之を上る。又、邊を成る者は、其租庸を蠲き、六歳にして免歸す。元宗、夷狄を事とし、戍者多く死す。邊將諱みて、以て聞せず。故に貫籍除かず。王鉞、戸口使と爲り、以へらく、其籍存して而も丁在らざるは、是れ隱課して出さざるなりと。乃ち舊籍を案じ、三十年を積み、其租庸を責む。民遂に大に困む。

【一】 楊炎の傳は舊唐書第三百十一卷、新唐書第四百十五卷に載す。
 【二】 兩税。夏税と秋税とをいふ。
 【三】 至徳。唐の肅宗の年號。皇紀一四一六―一四一七。西紀七五六―七五七。

至徳の後、天下、兵起り、科斂すること凡そ數百名、廢する者は削らず、重なる者は去らず、百姓旬に輸し月に送り、休息有る無し。更因つて奸を爲す。富人の丁多き者は、宦學・釋老を以て免るるを得、貧人の・托する所無きは、則ち丁存す。故に課、上に免れ、而して賦、下に増す。天下盡く蕩して浮人と爲り、郷居地著する者は、百に四五ならず。楊炎乃ち請うて兩税法を爲り、凡百の費、先づ其數を度りて、而して民に賦し、秋夏兩たび之を入れ、其租庸雜徭は悉く省き、而して丁額は廢せ

す、其田畝の税は、〔四〕大歴十四年を以て準と爲し、而して均しく之を收む。天下果して之を便とす。
〔炎傳〕是れ帝頗る能く人を用ひ財を理め、稍や民の患を紓ぶるなり。乃後、兵を河南北に用ふるに因り、月に百餘萬緡を費す。盧杞・趙贊等の計を聽き、商賈の本錢、千萬に過ぐる者をして、其餘を貸して以て軍を濟ひ、軍罷めて償を官に取らしむ。乃ち京兆をして暴責大捜せしむ。占列し盡さざるを疑へば、則ち之を笞掠す。人自ら經る者相望む。然れども僅に八十萬を得たり。又、質庫及び粟を儲ふる者は、四に其一を貸る。亦僅に二百萬に至る。而して市已に皆肆を閉づ。是に於て、〔五〕間架・〔六〕除陌の令を設く。屋二架を間と爲し、上なる者は二千、中は千、下は五百。更、籌を執りて室に入りて之を計る。隠して盡さざる者二架なれば即ち罪に抵る。告ぐる者は錢五萬を以て之を賞す。其公私の貿易、舊法は率千錢ごとに算二十。乃ち請うて加へて五十に至る。主僧、售る所を註し、其算を入る。其の自ら相市する者は、自ら言はしむ。隠して盡さざる有れば、率千錢、二萬を沒す。告ぐる者は萬錢を以て之を賞す。是に由りて主僧、其權を操るを得、告訢紛起し、上の入る所半を得ずして、而して恨誹の聲、天下に滿つ。涇師亂るるに及びて、市に呼んで曰はく、『爾商人の儻質を奪はず。爾の間架除陌を税せず』と。是に于て、帝、奉天に奔り、長安、守を失ふ。李晟、京を

〔四〕 大歴。代宗の年號。皇紀一四二六一一四三九。西紀七六六―七七九。
 〔五〕 間架。家の廣さに隨つて賦課する家屋税なり。
 〔六〕 除陌。唐の德宗の時、凡そ公私の給與及び賣買、緡毎に官に五十錢を留む、之を除陌錢といふ。九百五十錢を千錢として通用するなり。

收め、始めて宮闕に歸る。是れ亦、稍や前車を鑿みて以て民莫を求む可し。乃ち又、〔八〕裴延齡・李實等を用ひ、横征百出す。延齡詭りて言はく、『左藏の乾隱二千萬。請ふ別庫を置きて羨餘と爲し、以て天子の私費に充てん』と。乃ち大に市塵を搜し、所入を奪ひて進獻し、以て其言を實にす。匠徒を逮捕し、迫脅して功を就し、號して敕索と曰ひ、其直を酬いず、名づけて和雇と曰ひ、之が庸を與へず。〔傳〕李實、京兆の尹と爲り、暴斂苛索し、民、生を聊んせず。優人成輔端、戲に誹語を作りて曰はく、『秦地の山河二百年、何ぞ期せん此の如く田園を賤しまんとは。一頃の麥苗五石の米、三間の堂屋二千錢』と。民皆田屋を賣りて以て賦を輸するを謂ふなり。實、奏劾するに賤工國を誘るを以てし、之を殺す。〔實傳〕此れ朝官の・培克を以て事と爲すなり。又、宦官に聽して宮市を主らしむ。數十百人を置き、物を塵左に閱し、之を白望と謂ふ。詔文の驗核する無く、但だ宮市と稱すれば、則ち敢て誰何する莫し。大率、直を與ふること、十に一を償はず。又、閭閻の奉ずる所及び脚直を邀む。重荷して肆に趨きて而して徒らに返る者有るに至る。民有り一驢の薪を賣る。宦人、數尺の帛を以て之に易へ、又、它費を取り、且つ驢を驅りて官に入れしむ。民、薪を納れ帛を辭して去らんと願ふ。許さず。民悲りて曰はく、『惟だ死有るのみ』と。遂に宦者を撃つ。有司、之を執へて以て聞す。帝、宦者を黜け、民に帛十匹を賜ふ。然れども宮市は廢せざるな

〔七〕 民莫。莫は定まる也。民の安定すること。
 〔八〕 裴延齡・李實の傳は舊唐書第三百五卷、新唐書第三百六十七卷に載す。

り。諫臣(一)交章して論ず。皆、納れず。京兆の(二)吳湊奏す、「宮中の須むる所、臣に責むれば辨ず可し。必ずしも宮使を差せじ」と。亦、報せず。會(三)張建封、入朝して之を言ふ。始めて稍や戢む。

(建封)且つ特に此のみならざるなり。又、宦官に聽して、五坊の小使を縱ちて、毒を外に肆にす。每歲、秋、鷹犬を畿甸に按ず。至る所、供饋を邀索す。小しく意の如くならざれば、羅網を民家の門及び井に張り、出入して井水を汲ましめざるに至り、曰はく、「我が供奉の鳥雀を驚かす」と。又、酒食家に羣聚し、肆に飲啖し、將に去らんとし、蛇一篋を留め、之を誡めて曰はく、「吾、此蛇を以て鳥雀に供す。善く之を飼ふ可し。飢渴せしむる無かれ」と。主人重く之に賂ふ。乃ち肯て蛇を携へて去る。(裴度)鄂縣の令崔發、門外の喧鬪の聲を聞く。吏白す、「五坊の小使、百姓を撃つ」と。發、吏に命じて之を捕へしむ。時已に暈黑なり。天子、之を聞き、怒りて發を收めて獄に繋ぐ。樓に御するの日、發を雞竿の下に囚す。内官五十餘人有り、杖を持して發を毆ち、面を破り齒を折く。詔して囚皆釋せども發は放たず。(三)李渤、疏を具して之を極論す。(渤傳)德宗は、甚だ暗きに非ざるに、乃ち其下を縱して民を虐すること此に至る。蓋し、天資、利を好み、而して小人を昵むを喜び、其流毒遂に此に至るなり。

- 【九】交章。交、上書する也。
- 【一〇】吳湊の傳は舊唐書第百八十三卷外戚傳、新唐書第百五十九卷に載す。
- 【一一】張建封の傳は舊唐書第百四十卷、新唐書第百五十八卷に載す。
- 【一二】李渤の傳は舊唐書第百七十一卷、新唐書第百十八卷に載す。

豪宴

大歷二年、郭子儀、入朝す。代宗詔して軟脚局を賜ふ。宰臣元載・王縉・僕射裴冕・第五琦・黎幹等、各錢三十萬を出し、子儀の第に宴す。時に田神功も亦朝覲して京に在り、并に宴を置かんと請ふ。是に於て魚朝恩及び子儀・神功等、更迭して具を治む。公卿・大臣、席に列する者百人。一宴の費、十萬貫に至る。(子儀傳)亦、是時の將相の侈れるを見る可きなり。

名父の子、敗徳多し

房杜は唐一代の名臣と爲す。而して元齡の子遺愛・如晦の子荷、皆、反を謀るを以て誅せらる。上官儀、高宗の武后を廢するを贊し、事成らずして誅せらる。而して其孫女婉兒、宮に没入し、武后に付き、寵する所と爲り、又、韋后が逆を爲すを助く。狄仁傑の子景暉、魏州に官たり、貪暴を以て民の惡む所と爲り、并に仁傑の生祠を毀つ。宋璟は、直聲、天下に震ふ。而して其子渾等、流蕩にして行無く、物議の薄んずる所と爲る。李泌は賢相と爲す。而して其子繁は乃ち裴延齡に黨す。陽城、延齡を劾せんとし、繁に書疏の稿を屬す。繁即ち默識して以て延齡に告げ、先づ奏するを得しむ。此れ皆名父の子にして、而して徳を敗りて其家聲

- 【一】郭子儀の傳は舊唐書第百二十卷、新唐書第百三十七卷に載す。
- 【二】軟脚局。遠きより歸りたる時、親友知人、之を慰勞する宴會をいふ。

を墜す。解す可からざるなり。惟だ李義府は武后に附く。而して其子湛は乃ち張柬之等と與に、張易之兄弟を誅す。(一)能く蠱に幹たる者と謂ふ可し。李世勣將に死せんとし、其弟弼に謂ひて曰はく、「我、房元齡・杜如晦・高季輔を見るに、辛苦して門戸を作し得、亦、裕を後昆に垂れんことを望み、竝に癡兒に遭ひ、家を破り蕩盡せり。我が子如し操行不倫なる者有らば、急に即ち打殺し、然る後に奏聞せよ」と。其の子が家を保つを望むの心、切なりと謂ふ可し。然れども世勣、武后に付き、以て位を固くし門戸を保つ。而して其子敬業、兵を起して武后を討ち、族せらる。家を保つ能はずと雖も、亦、能く先人の恥を雪ぐ者と謂ふ可し。

李勣の子孫

(二)李勣の子孫は、舊書の本傳に謂はく、「勣の子敬業、兵を起して武后を討つ。既に敗れ死し、坐して族を夷げらる。而して其子孫、逃れて吐蕃に入る者有り。貞元中、蕃將徐舍人有り、延州を掠め、僧延素に謂ひて曰はく、「我は本英公の五代の孫なり。武后の變に遭ひ、吾が祖、義を擧げて成らず、子孫流落す。此の如きこと三世なり。代々職任に居ると雖も、而も本を思ふの心、未だ嘗て忘れず」と。是れ世勣の子孫、復た中國に在る者有る無きなり。然れども 衛次

〔一〕 蠱に幹たり。周易蠱卦の爻辭に、父の蠱に幹たり、とあり。
〔二〕 李勣の傳は舊唐書第六十七卷、新唐書第九十三卷に載す。
〔三〕 衛次公の傳は舊唐書第五百五十九卷、新唐書第六百六十四卷に載す。

公の傳に、次公、「兵部侍郎と爲る。故の英公李勣・大理卿徐有功の孫、皆、累有りて調せらるるを得ず。次公曰はく、「子の祖は、勣、王室に在り。寧ぞ常格に限らんや」と。即ち優に之を補す」と。是れ勣の後人、仍ほ唐に仕ふる者有るなり。

安祿山、執へられて京師に送らるるの事

(一)張九齡の傳に、范陽節度張守珪、裨將安祿山が奚契丹を討ちて敗衄せるを以て、執へて京師に送り、朝典を行はんと請ふ。九齡判して云はく、「穰苴、軍を出し、必ず莊賈を誅し、孫武、戰を教へ、亦宮嬪を斬る。守珪の軍令若し行はれなば、祿山は宜しく死を免るべからず」と。上特に之を捨す。九齡奏す、「祿山の面に反相有り。請ふ罪に因りて之を誅せん」と。上曰はく、「卿、王夷甫が石勒を知る故事を以て誤りて忠良を害する勿かれ」と。遂に放ち歸す。是れ祿山、罪を以て京に送らるるは、實に其事有るなり。然れども 張守珪の傳を考ふるに、竝に此事無し。(新舊書皆) 祿山の傳にも亦但だ云はく、「祿山敗れて斬に當す。祿山呼んで曰はく、「公、兩蕃を滅ぼすを欲せざるか。奈何ぞ壯士を殺さん」と。守珪遂に之を宥す。後、其捉生多獲を以て、拔きて裨將と爲し、并せて之を養うて子を爲す」と。(新舊書亦) 是れ亦、執へて京師に送

〔一〕 張九齡の傳は新唐書百二十六卷に載す。
〔二〕 張守珪の傳は舊唐書第三百三卷、新唐書第三百三十三卷に載す。
〔三〕 安祿山の傳は新唐書第二百二十五卷に載す。

るの事無きなり。是時、大將は生殺、手に在り、殺さんと欲すれば則ち殺す。既に殺さずして之を宥すも、何ぞ又京に送り、朝典を行ふを請はん。疑ふらくは此れ乃ち傳聞の訛にして、實事に非ざらん。然れども祿山の反後、元宗、蜀に在り、九齡の先見を思ひ、詔を下して褒贈す。詔詞に云へる有り、「先覺、善策に合す」と。即ち此事を指すなり。又、劉禹錫、貶逐せられて外に在り、逐臣には善地を與ふるを得ざるの例は、九齡が相たる時奏する所に係るを以て、故に之を追怨して謂はく、「曲江能く胡籬に反相有るを識る。名臣と爲すに足る。然れども迄に後無きは、豈に建言して逐臣を禁錮するの報に非ずや」と。是れ祿山、京に送られ、斬に當りて赦さるるは、又、當時共に見共に聞くの實事に係るなり。

睢陽に節に殉するは尙ほ姚閻有り

睢陽の難、張巡・許遠は、固に千古共に知る。其次は則ち南霽雲・雷萬春、尙ほ人口に在り。而して殉難者に尙ほ姚閻有るを知らざるなり。閻は本姚崇の從孫にして、巡・遠と同じく守る。舊書の本紀に據れば云はく、「尹子奇、睢を陥れ、張巡・姚閻・許遠を害す」と。是れ閻尙は敘して遠の上に在るなり。新書の本紀にも亦云はく、「安慶緒、睢陽を陥れ、太守許遠・張巡・鄆州の刺史姚閻・左金吾衛將軍南霽雲、皆、之に死す」と。是れ本紀には皆閻有るなり。即ち新舊書の「巡の傳の内にも、

【四】張九齡は韶州曲江の人。胡籬は安祿山をいふ。
【一】張巡・許遠・姚閻の傳は舊唐書第百八十七卷、新唐書第百九十二卷に載す。

亦「閻と同じく執へられ殺さる」と稱す。遠の傳の内にも、又、「閻と同じく守りて年を経」と稱す。巡・遠の傳の後に、又皆閻の傳有り。未だ死せざるの前に、詔して巡を御史中丞に、遠を侍御史に、閻を吏部郎中に拜し、既に死するの後に、詔して巡に揚州大都督を、遠に荊州大都督を、閻に潞州大都督を贈る。是れ三人の者、同じく城を守り、同じく難に殉し、同じく官を加へられ、同じく贈郵せられ、一として同じからざる無きなり。而して今但だ巡・遠の二人を傳へ、閻は則ち其姓氏を擧ぐる者有る莫し。豈に謂はゆる幸不幸か。案するに巡・遠並び傳するは、本韓愈に始まり、而して新書の巡・遠の傳の末に謂はく、「睢陽の人、今に至るまで祠享し、雙廟と號すと云ふ」と。則ち巡・遠を稱して雙忠と爲し、而して閻に及ばざるは、唐より已に然り。或は城を守るの功稍や遜る故なるか。然れども既に同じく城を守るに死し、而して身後の名迥に異なるは、未だ向隅を免れず。故に特に表して之を出す。案するに巡、南雷二將を遣はして賊を寧陵に敗る時、尙ほ別將二十五人・石承平・李辭・陸元鎮・朱珪・宋若虛・楊振威・耿慶・馬日升・張維清・廉坦・張重孫・景趨・趙連城・王森・喬紹俊・張恭默・祝忠・李嘉隱・翟良輔・孫廷皎・馮顏有り、(新書の巡傳に見ゆ。餘四人は其名を失す) 後、皆、巡の難に死す。則ち巡が死する時、同じく戮せらるるの三十六人中、石承平等も亦皆内に在り。今既に尙ほ姓名有りて巡の傳に在れば、則ち巡・遠の廟内、應に閻を増祀して正位に在き、又、石承平等を増祀して從祀の班に在くべきなり。

唐初の三禮・漢書・文選の學

六朝の人は、最も三禮の學を重んず。唐初猶ほ然り。張士衡、劉從軌に從つて毛詩・周禮を受け、又、熊安生・劉焯に從つて禮記を受け、皆、精しく大義を究む。當時、其業を受くる者は、賈公彥を推す。(士衡) 公彥、周禮義疏五十卷・儀禮義疏四十卷を撰す。公彥の子大隱も亦其業を傳ふ。又、李元植有り、公彥に從つて禮學を授けられ、三禮音義を撰し、世に行はる。(公彥) 王恭、三禮に精しく、別に義證を爲る。甚だ精博なり。蓋し文懿・文達は、皆當世の大儒なり。講ずる毎に必ず徧く先儒の義を擧げ、而して恭の説く所を暢ぶ。

(孔穎) 王元感嘗て禮記繩愆を撰す。徐堅・劉知幾等、深く之を嘆賞す。

(元感) 王方慶尤も三禮に精し。學者、咨質する所有れば、必ず其微を究む。門人次でて雜禮答問を爲る。(方慶) 他、褚无量・韋道・高仲舒・唐休璟・蘇安恆の如き、皆、三禮に精し。各本傳に見ゆ。今、諸儒の論著、新舊書に見ゆる者は、王方慶・張齊賢が『毎月皆朔を告ぐ』を論ずるの説の如し。(舊方慶傳) 王元感は、三年の喪、二十七月を以てし、張東之は、二十五月を以てす。一は鄭康成の説に本づき、一は王肅の説に本づくなり。(舊東之傳) 史

- 【一】 張士衡の傳は舊唐書第八十九卷儒學傳、新唐書第九十八卷儒學傳に載す。
- 【二】 賈公彥の傳は新舊唐書儒學傳に載す。
- 【三】 孔穎達の傳は舊唐書第七十三卷、新唐書第九十八卷儒學傳に載す。
- 【四】 王元感・張齊賢等の傳は新舊唐書儒學傳に載す。
- 【五】 張東之の傳は舊唐書第九十一卷、新唐書第九十八卷儒學傳に載す。

元燦は、禘祫三年五年の別を議す。(韋縉) 朱子奢は七廟九廟の制を議す。(子奢) 韋萬石・沈伯儀・元萬頃・范履冰等は、郊邱明堂の配を議す。(沈伯儀) 皆各、據依有り、勦說に同じからず。其の據りて以て時政を論列する者は、盧履氷・元行沖が、父在せば母の爲めに三年服するの非を論じ、彭景直が、陵廟日祭の非を論じ、康子元が、許敬宗の先づ燔柴して而る後に祭るの非を駁し、黎幹が、歸崇敬が景皇帝を以て天地に配せんと請ふの非を駁し、唐紹・蔣欽緒・褚无量が、祝欽明皇后が郊天を助祭するの非を駁し、陳貞符が、隱・章・懷・懿・德・節・愍・四太子の廟の四時祭享するの非を論ずるが如き、皆、各本傳に見ゆ。李淳風が、太微の神は天と爲す可からざるを辨するは、蕭德言の傳に見ゆ。韋述が、堂姨舅は宜しく服すべからざるを議するは、韋縉の傳に見ゆ。援引該博に證據確切ならざるは莫く、千百世の準と爲す可し。其後、元行沖、詔を奉じて魏徵の類禮を用ひて經に列し、諸儒と與に疏を作り、五十篇を成し、將に之を學官に立てんとす。張説の阻む所と爲る。行沖、又、論を著はして之を辨す。大歷中、尙ほ仲子陵・袁彝・韋彤・韋縉有り、禮を以て其家學に名づく。此れ、唐人の、心を三禮に究め、古義を考ふるは、以て時政を斷じ、務めて有用の學を爲し、而して徒らに以て博を炫するに非ざることを見る可きなり。次は則ち漢書の學も、亦、唐初の人の競ひ尙ぶ所なり。隋の時に、蕭該が漢書に精しく、嘗て漢書音義を撰し、當時の貴ぶ所と爲りしよ

- 【六】 韋縉の傳は新唐書第二百二十二卷に載す。
- 【七】 蕭德言の傳は新舊唐書儒學傳に載す。
- 【八】 蕭該の傳は隋書第七十五卷儒林何妥の傳に附載す。

りす。(該傳)包愷も亦漢書に精し。世の漢書學を爲す者、蕭包二家を以て宗と爲す。(愷傳)劉臻は

兩漢書に精しく、人稱して漢聖と爲す。(臻傳)又、張冲有り、漢書音義十

二卷を撰す。于仲文は、漢書刊繁三十卷を撰す。是れ漢書の學、隋人已に

心を究むるなり。唐に及びて益々考究を以て業と爲す。(二〇)顏師古、太子承

乾の爲めに漢書を注し、解釋詳明なり。承乾表して之を上る。太宗命じ

て之を祕閣に編せしむ。時人、(二一)杜征南・顏祕書を謂ひて左邱明・班孟堅

の忠臣と爲す。其叔游秦先、漢書決疑を撰す。師古多く其義を取る。此顏

注漢書は、今に至るまで奉じて準的と爲す者なり。(師古)房元齡、其文繁

にして省し難きを以て、又、敬播をして其要を撮ましめ、四十卷を成す。

當時、漢書の學大に行はる。又、劉伯莊有り、漢書音義二十卷を撰す。秦景

通、弟暉と、皆、漢書に精しく、大秦君・小秦君と號す。當時、漢書を治む

る者、其指授に非ざれば、以て無法と爲す。又劉納言有り、亦、漢書を以

て家に名づく。(三)敬播(三)姚思廉、少きとき漢書學を其父察に受く。(思廉

傳)思廉の孫班、察が撰する所の漢書訓纂、多く後の漢書を注する者の爲めに、其姓氏を隠し、攘みて

己が説とせらるるを以て、班乃ち漢書紹訓四十卷を撰し、以て其家學を發明す。(四)姚萇(姚萇

傳)又、顧允、

漢書古今集二十卷を撰す。(允傳)李善、漢書辨惑三十卷を撰す。(善傳)王方慶嘗て任希古に就きて史記・

漢書を受く。希古、官を遷る。方慶仍ほ之に隨つて業を卒ふ。(方慶)他、(二五)郝處俊が好んで漢書を讀

み、能く暗誦し(處俊)裴炎も亦左氏傳・漢書を好む(炎傳)が如き、此れ又、唐人の、心を漢書に究

むるに、各舊説を稟承し、敢て意を以て穿鑿を爲さざる者なり。梁の昭明太子の文選の學に至りて

は、亦、蕭該が音義を撰せしより始まる。唐に入りては則ち曹憲、文選音

義を撰す。最も世の重んずる所と爲る。江淮の間、選學を爲す者、悉く之

に本づく。又、許淹・李善・公孫羅羅有り、相繼いで文選を以て教授す。是に

由りて其學大に行はる。淹・羅各、文選音義を撰し、世に行はる。善、文

選註解六十卷を撰し、表して之を上る。絹一百二十四匹を賜ふ。今に至るま

で、文選を言ふ者、善の本を以て定と爲す。杜甫の詩にも、亦、『文選の理

に熟精す』の句有り。蓋し此れ固に詞學の祖なり。

唐の古文は韓柳に始まらず

新書の(二)文苑傳の序に、『唐興りて百餘年、諸儒争うて自ら家に名づく。大歴・貞元の間、美才輩出し、

道眞を(三)擣臍し、聖涯に涵泳す。是に於て韓愈、之を倡へ、柳宗元・李翱・皇甫湜等、之に和し、唐の

唐の古文は韓柳に始まらず

新書の(二)文苑傳の序に、『唐興りて百餘年、諸儒争うて自ら家に名づく。大歴・貞元の間、美才輩出し、

道眞を(三)擣臍し、聖涯に涵泳す。是に於て韓愈、之を倡へ、柳宗元・李翱・皇甫湜等、之に和し、唐の

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

唐の古文は韓柳に始まらず

【九】劉臻の傳は隋書第七十六卷文學傳に載す。

【一〇】顏師古の傳は舊唐書第七十三卷、新唐書第九十八卷儒學傳に載す。

【一一】杜征南は晉の杜預なり、左傳を註す。

【一二】敬播の傳は新舊唐書儒學傳に載す。

【一三】姚思廉の傳は舊唐書第七十三卷、新唐書第九十二卷に載す。

【一四】姚萇の傳は舊唐書第八十九卷、新唐書百二卷に載す。

【一五】顧允の傳は隋書第七十五卷儒林劉炫の傳に附載す。

【一六】郝處俊の傳は舊唐書第八十四卷、新唐書百十五卷に載す。

【一七】裴炎の傳は舊唐書第八十七卷、新唐書百十七卷に載す。

【一八】新唐書の文學傳は第二百二卷に載す。

【一九】擣臍。深く入るの義。手に捫りて口に味はふを謂ふ。

文完然として一代の法と爲る。此れ其極なり」と。是れ宋景文、唐の古文は韓愈が倡ふるに由りて始まる。其實は然らず。案するに舊書の韓愈の傳に、「大歴・貞元の間、文字多く古學を尙び、楊雄・董仲舒の述作に效ひ、獨孤及・梁肅、最も淵奥と稱せらる。愈、其徒に従つて遊び、銳意鑽仰し、自ら一代に振はんと欲し、進士に擧げられ、文を公卿の間に投ず。故の相鄭餘慶、之が爲めに譽を延ぶ。是に由りて名を知らる」と。是れ愈の先に、早く、古文を以て家に名づくる者有り。今、獨孤及文集尙ほ世に行はる。已に駢體を變じて散文と爲す。其勝處は先秦・西漢の遺風有り。但だ未だ自ら生面を開かざるのみ。又、陸宣公の奏議の如き、亦駢偶の習を脱せずと雖も、而も事情を指切し、纖微畢く到り、其氣又渾灑流轉し、其の行かざるを得ざる所に行く。此れ豈に駢偶を以て之を少とす可けんや。此れ皆、愈の前に在り。固に已に、早く風氣を開く者有るなり。

唐前後の米價の貴賤の數

貞觀の時、斗米三錢。(魏徵傳) 元宗、東のかた泰山に封するの歲、東郡は米斗ごとに十錢。青齊は米斗ごとに五錢。(本紀) 安史の亂より、兵役息まず、田土荒蕪し、兼ねて攤戸の弊有ること、李渤の

- 【一】攤戸。逃亡したる民戸の租税を現在住居する民戸に等分に割り當てて徴收するをいふ。
- 【二】李渤の傳は舊唐書第七十一卷、新唐書第十八卷に載す。

疏に言ふ所の如し。「渭南縣長源郷は、本四百戸有りしが、今は纔に百戸、閿郷縣は、本三千戸有りしが、今纔に千戸。逃戸を均攤するに由る。十家の内、五家逃亡すれば、即ち未だ逃れざるの五家を以て、其税を均攤せしむ。石を井に投すれば底に到らずんば止まざるが如し」と。(渤傳) 是を以て逃亡愈多く、耕種愈少し。代宗の(劉晏傳) 永泰元年、京師は米斗ごとに一千四百。(本紀) 畿甸、穂を授りて以て宮廚に供す。(劉晏傳) 麥熟する後に至りて、市に醉人有り、已に詫りて祥瑞と爲す。貞觀・開元の時に較ぶれば、幾ど數十倍に至る。史を讀む者、此に於て、以て世變を觀る可きなり。攻戰の地の城圍まれ糧絶ゆるが如きに至りては、尤も常理を以て論ず可からざる者有り。(魯吳、南陽を守る。賊將武令珣・田承嗣等、之を攻むること累月、米斗ごとに四五十千に至り、價有りて米無く、一鼠の値四百。(吳傳) 安慶緒、相州に圍まるるや、米斗ごとに錢七萬。(慶緒傳) 黃巢、長安に據るや、百姓遁れて山砦に入り、累年、耕耘を廢す。賊坐して空城を守る。穀價涌貴し、斗米三十千。官軍、皆、山砦の民を執へ、賊に賣りて食と爲す。一人直數十萬。(巢傳) 楊行密、揚州を圍む。城中の草根・木實・皮囊・革帶俱に盡く。外軍、人を掠めて來り賣る。人五十千。張雄、軍糧有り。相約して交市す。金一斤・通犀帶一條、米五升を得。(高駢傳)

- 【三】永泰。皇紀一四二五。西紀七六五。
- 【四】魯吳の傳は舊唐書第一百四卷、新唐書第四百七卷に載す。
- 【五】安慶緒の傳は新唐書第二百二十五卷に載す。
- 【六】黃巢の傳は舊唐書第二百卷、新唐書第二百二十五卷逆臣傳に載す。
- 【七】高駢の傳は舊唐書第八十二卷、新唐書第二百四卷逆臣傳に載す。

長安の地氣

地氣の盛衰、久しければ則ち必ず變ず。唐の開元・天寶の間は、地氣、西北より東北に轉ずるの大變局なり。秦中は、古より帝王の州と爲す。周・秦・西漢、遞に之に都し、苻秦・姚秦・西魏・後周、相間て割據す。隋の文帝、都を龍首山下に遷す。故城を距ること僅に二十餘里、仍ほ秦の地なり。是より天下を混一し、大一統を成す。唐、之に因る。開元・天寶に至りて、而して長安の盛なること極まれり。盛なること極まれば必ず衰ふるは、理固より然るなり。是時、地氣將に西より東北に趨かんとす。故に突として安史を生じ、以て其端を兆す。自後、河朔の三鎮、名は唐に屬すと雖も、僅に化外の羈縻に同じく、復た臂指相使ふ能はず。蓋し東北の氣將に興らんとし、西方の氣、已に之を包舉して收攝する能はざるなり。東北の氣始めて興りて而も未だ盛ならず、故に西の制する所と爲らずと雖も、尙ほ西を制する能はず。西の氣漸く衰へて而も未だ竭きず、故に東北を制する能はずと雖も、尙ほ東北の制する所と爲らず。而も氣已に日一日よりも薄きを如ともする無く、帝居遂に安き能はず。是に於て、元宗、祿山を避け、成都の行有り。代宗、吐蕃を避け、陝州の行有り。徳宗、涇師を避け、奉天・梁洋の行有り。地の軌軌として安からざる、氣の消耗して漸く散するを知る。僖宗に迫りて成都に走り、興元に走り、鳳翔に走り、昭宗、莎城に走り、華州に走り、又、鳳翔に劫され、洛に遷さ

れ、而して長安此より夷げられて郡縣と爲りぬ。長安の夷げられて郡縣と爲るの時に當りて、契丹の安巴堅已に遼に起る。此れ正に地氣、西より東北に趨くの眞消息なり。特だ、氣、東北に趨くと雖も、而も尙ほ未だ盡く結ばざるを以て、故に僅に幽薊を有ちて、而して中原を統一する能はず。而して氣の東北に趨く者は、則ち洛陽・汴梁有りて、之が爲めに逶邐として潛に引くこと、堪輿家の謂はゆる過峽といふ者の如し。一二百年に至りて、而して東北の氣積みて而して益々固し。是に於て金源遂に天下の半を有ち、元、明遂に天下の全きを有つ。我が朝に至りて、惟だ天下の全きを有つのみならず、且つ又、西北塞外數萬里に擴るまで、皆、東北に控制せらる。此れ

【一】 堪輿家。地相を觀察する者。

【二】 王氣。旺盛なる氣なり。

【三】 開寶。開元、天寶なり。

【四】 瑤は古文の寶の字。

王氣全く東北に結ぶの明證なり。而して抑も轉移の關鍵は乃ち開元・天寶の時に在るを知らんや。今、唐書の載する所に就きて、開寶以後、長安の景象日に漸く衰耗するの處、撮みて之を敘す。以て地氣の變するを驗す可きなり。

唐人の詩の咏する所の、長安の都會の繁盛なる、宮闕の壯麗なるより、以て韋曲の鶯花・曲江の亭館・廣運潭の奇瑤異錦・華清宮の香車寶馬に及ぶまで、天寶に至りて極まれり。安祿山の兵、長安を陥るるとき、宮殿未だ損せず。京を收むる時、香積寺に戦ひ、賊將張通儒、長安を守り、敗を聞きて即ち遁れ、未だ焚剽するに暇あらず。(惟だ太廟のみ久しく賊の焚く所と爲る。故に肅宗、)都會の雄麗な

ること故の如きなり。代宗の時、吐蕃の燔く所は、惟だ衢衛廬舎のみにして、而して宮殿は舊に仍る。朱泚の亂に、李晟、京を收むる時、諸將、先づ外城を抜きて然る後に北して宮闕を清めんと請ふ。晟曰はく、『若し坊市を收めば、地隘く人囂しく、計に非ざるなり。賊兵は皆苑中に在り。苑より之を撃たば、賊走るに暇あらず、則ち宮闕保安せん』と。乃ち光泰門より入る。泚果して遁れ去る。遠方の居人、宿を越えて始めて知る者有るに至る。則ち坊市を并せて亦悉無きなり。故に晟の表に云へる有り、『鐘篋驚かず、廟貌故の如し』と。蓋し地運尙は百餘年有り、故に一旦に盡く掃ふに至らざるなり。黄巢の亂に、九衢三内、宮室尙は宛然たり。諸道の勤王の兵、賊を破りてより後、城に入りて貨を争ひ、相攻めて火を縦ち、市肆を焚掠し、十に六七を去る。大内は惟だ含元殿のみ獨り存す。此外惟だ西内・南内及び光啓宮のみ。僖宗、蜀に在り、京兆の尹王徽に詔して修復せしむ。徽稍稍完聚す。表を奉じて帝に還らんことを請ふに及びて、其表に云へる有り、『初め修崇を議し、未だ全く壯麗ならず』と。則ち復た舊時の景象に非ざること知る可きなり。昭宗の時に及びて、王重榮・李克用の沙苑の戦に因りて、田令孜、帝を劫して出奔し、坊市を焚き、并せて宮城を火き、僅に昭陽・蓬萊の二宮を存す。京に還りて後、坐席未だ暖かならざるに、又、李茂貞の逼るに因りて、華州に奔る。岐の軍、京に入り、宮室廊閣、

【五】王徽の傳は舊唐書第百七十八卷、新唐書第百八十五卷に載す。
 【六】田令孜の傳は舊唐書第百八十四卷、新唐書二百八卷、宣帝傳に載す。

鞠まりて灰燼と爲る。中和より以來の、王徽の葺構の功、是に至りて又地を掃うて盡く。是に於て、長安の王氣、衰歇して餘無し。(李晟・王徽・田令孜及び黄巢等の傳に見ゆ。)

黄巢・李自成

流賊に適、相肖たる者有り。黄巢は初め王仙芝に従つて盜を爲す。仙芝、戮せられ、巢始めて盜魁と爲る。(二)李自成も亦先づ高迎祥に従つて盜を爲す。迎祥、擒にせられ、自成始めて盜魁と爲る。相似たる一なり。巢、草賊を以て事を起し、京師を陥れ、宮闕に據り、僭號し改元す。自成も亦草賊を以て事を起し、京師を陥れ、宮闕に據り、僭號し改元す。相似たる二なり。巢が未だ京に入らざる以前、其鋒當る可からず。京に入りて位を僭して後、逆運已に滿ち、未だ幾くならずして遂に一敗して地に塗る。自成、襄陽より京に向ふとき、凶威、亦、敵無し。京に入りて位を僭して後、逆運亦滿ち、未だ幾くならずして亦一敗して地に塗る。相似たる三なり。巢、民謠に『儒に逢ひて則ち肉すれば師必ず覆る』の語有るに因り、遂に軍中に戒め、儒者を害するを得ざらしむ。俘にする所の民、儒者と稱すれば、輒ち之を捨く。福州に至りて、人を殺すこと麻の如し。校書郎董樸の家を過ぎ、令して曰はく、『此れ儒者なり』と。乃ち火を滅して焚かず。自成一の用ふる所の牛金星は、乃ち擧人の第

【七】中和、僖宗の年號。皇紀一五四一—一五四四。西紀八一—八八四。
 【一】李自成一の傳は明史第三百九卷流賊傳に載す。

せざる者にして、毎に毒を進士の官に肆にす。而も軍中に戒めて、舉人を害する勿からしむ。河南に至りて、賊將誤りて一縣令を殺す。或るひと告げて曰はく、「此れ舉人なり」と。羣駭きて去る。其の相似たる四なり。巢、長安に入り、令して唐の官の三品以上は竝に停め、四品以下は、俱に舊任に復せしむ。自成、京に入り、亦令して三品以上は竝に停め、四品以下は舊に仍らしむ。其の相似たる五なり。豈に賊中に、人の、巢の故事を知るもの有りて而して之に仿ふか。又、巢敗れて狼虎谷に奔り、林言の斬る所と爲る。事、唐書及び通鑑に見ゆ。而して小説家謂はく、「巢、實は未だ死せず。後嵩洛の間に僧と爲り、自ら其像に題し、「鐵衣著盡して僧衣を著る」の句有り」と。自成、九宮山に竄れ、村民に撃死せらる。事、明史に見ゆ。而して論者謂はく、「其部兵尙は數十萬有り。何ぞ村民の手に斃るるに至らん」と。遂に亦、其の武當に僧と爲るを傳ふる者有り。此二賊の先後の事迹、何ぞ適相肖たるや。

卷の二十一

薛居正の五代史

宋の太祖の 開寶六年四月、詔して梁・唐・晉・漢・周書を修めしむ。其の五代史と曰ふは、乃ち後人總括するの名なり。七年閏十月、書成る。凡そ一百五十卷、目錄二卷、監修する者は、司空同中書門下平章事薛居正と爲し、同じく修むる者は、盧多遜・扈蒙・張澹・李昉・劉兼・李穆・李九齡と爲す。(宋史及び晁公武の讀書志・玉海) 皆、各朝の實錄に本づきて稿本と爲す。此れ官修の史なり。其後、歐陽修、私に五代史記七十五卷を撰し、家に藏す。修没して後、熙寧五年、詔して其書を求めて刊行す。(宋史に) 是に於て薛歐の二史竝に世に行はる。金の章宗の 泰和七年に至りて、詔して止だ歐史を用ふ。是に於て薛史漸く湮む。惟だ前明の永樂大典、多く其遺文を載す。然れども已に割裂淆亂し、薛史の篇第の舊に非ず。恭しく我が 皇上の、四庫館を開き、諸臣に命じて、永樂大典の中に就きて 甄録し、其の缺逸せる者を 排纂

- 【一】 開寶。皇紀一六二八一—一六三三五。西紀九六八—九七五。
- 【二】 熙寧。宋の神宗の年號。皇紀一七二八一—一七三七。西紀一〇六八—一〇七七。
- 【三】 泰和。皇紀一八六一—一八六八。西紀一一〇一—一一〇八。
- 【四】 甄録。甄別採録するなり。
- 【五】 排纂。排列編纂するなり。

せしむるに逢ひ、則ち宋人の書中の、薛史を徴引せる者を採りて、之を補ふ。是に於て、薛史復た完書と爲り、仍ほ正史に列するを得、遂に二十三史の數を成す。今、覆して之を按ずるに、文筆は迴に歐史に逮ばずと雖も、然も事實は較や詳かなり。蓋し歐史は専ら書法を重んじ、薛史は専ら叙事を重んず。本、相無かる可からず。四五百年久しく晦きの書を以て、一旦復た出でしめ、古を考ふる者をして參互核定するを得しむ。後學を嘉惠する所以、誠に淺鮮に非ざるなり。

薛史は全く各朝の實録を採る

五代は亂離すと雖も、而も各朝俱に實録有り。梁の 貞明中、李琪・張袞・郤殷象・馮錫嘉に詔して太祖實録を修めしむ。共に三十卷を成す。尋いで事多く漏略するを以て、又、敬翔に詔して補緝せしむ。翔乃ち別に三十卷を成す。名づけて大梁編遺錄と曰ふ。實録と並び行はる。薛史の李琪(其庶人友珪及び末帝の實録は則ち周の時補修す。説、後に見ゆ)後唐の明宗の 天成四年、盧質・何瓚・韓彥暉に詔して、武皇以上及び莊宗の實録を纂修せしむ。瓚奏す、張昭(即ち張昭遠、後單名)史才有り、嘗て私に同光實録を撰す。又、三祖志を撰せんと欲し、

- 【一】 貞明。梁の末帝の年號。皇紀一五七五—一五八〇。西紀九一五—九二〇。
- 【二】 李琪の傳は舊五代史第五十八卷唐書に載す。敬翔の傳は舊五代史第十八卷梁書に載す。
- 【三】 天成。皇紀一五八六—一五八九。西紀九二六—九二九。
- 【四】 張昭の傳は宋史第二百六十三卷に載す。

并に唐の昭宗が武皇に賜ひし制詔九十餘を藏す。請ふ昭を以て修撰と爲し、其の撰する所を并せて史館に送らしめんと。之に従ふ。昭、懿獻及び武皇は帝位を踐まざるを以て、乃ち紀年錄二十卷、莊宗實録三十卷を爲りて之を上る。(薛史の唐紀及び五代會要) 此れ唐の武皇以上の載記及び莊宗實録は、乃ち天成中に成る所なり。(薛史の李愚傳に、明宗の時、愚傳三十卷を修む。又、李之儀の集記に、趙鳳、莊宗實録を修め、何挺が劉洵を劾する疏を載せす。洵、之を徳とす。是れ實録には、并せて諸臣の列傳有り。特に朝廷の政事のみならずなるなり。) 清泰二年、史官に命じて明宗實録を修めしむ。次年、監修國史姚顛・史官張昭・李祥・吳承範等、三十卷を修成し、之を上る。(薛史の唐紀及び吳承範傳) 此れ明宗實録は、清泰中に成る所なり。(其閔帝・廢帝の實録は、即ち周の廣漢の前に在り、而して晉祖の實録、反つて成ること後に在り。後周の 廣順元年七月、史官賈緯等、撰する所の晉の高祖實録三十卷・少帝實録二十卷を以て之を上る。此れ晉の二帝の實録は、皆、周の廣順中に成る所なり。漢の 乾祐二年二月、左諫議大夫賈緯等に詔して、高祖實録を修めしむ。是年十月、監修國史蘇逢吉・史官賈緯等、二十卷を修成し、之を上る。(漢紀に) 此れ漢祖の實録は、乾祐中に成る所なり。(其隱帝實録も亦周の顯德中) 周の 顯德三年、兵部尙書張昭に詔して太祖實録を纂修せしむ。五年、昭等、二十卷を修成し、之を上る。六年、世宗

- 【五】 李愚の傳は舊五代史第六十七卷唐書に載す。
- 【六】 清泰。後唐の愍帝の年號。皇紀一五九四—一五九五。西紀九三四—九三五。
- 【七】 吳承範の傳は舊五代史第九十二卷晉書に載す。
- 【八】 廣順。後周の太祖の年號。皇紀一六一一—一六一三。西紀九五—九五三。
- 【九】 乾祐。後漢の隱帝の年號。皇紀一六〇八—一六一〇。西紀九四八—九五〇。
- 【一〇】 顯德。後周の世宗の年號。皇紀一六一四—一六一九。西紀九五四—九五九。

薛史は全く各朝の實録を採る

崩す。王溥、世宗實錄を修めんと請ひ、扈蒙・張澹・王格・董淳を以て纂修官と爲す。(周紀及び宋史の)此れ周の太祖實錄は、皆、顯徳中に成る所にして、而して世宗實錄も亦是時に修むる所なり。其の梁の庶人友珪及び末帝等の實錄も、亦皆周代の修むる所なり。顯徳三年、張昭に詔して、梁の末帝及び唐の清泰帝兩朝の實錄を補修せしむ。昭奏す、「本朝の太祖の歴試の事は、漢の隱帝の時に在り。請ふ先づ隱帝の實錄を修め、以て太祖の事を全くせん。又、梁の末帝の上に鄧王友珪と爲さん。唐の清泰帝の前に、月、未だ紀録有らず。請ふ宋書の元凶勅の例に仿ひ、書して元凶友珪と爲さん。唐の清泰帝の前に、尙ほ愍帝有り、在位四月、亦未だ編紀有らず、并せて請ふ閔帝實錄を修めん。其の清泰帝は、請ふ書して廢帝と爲さん」と。之に従ふ。(周紀及び五代會要・宋史の張昭傳に見ゆ。)此れ梁の庶人友珪及び末帝、唐の閔帝・廢帝、漢の隱帝の實錄は、皆、周の顯徳中に補修する所なり。見る可し、五代の諸帝、本各、實錄有り、薛居正即ち之に本づきて以て書を成す、故に一年の内に、即ち能く成を告ぐることを。今、其記載を案するに、惟だ其の實錄を採取するの迹を見る可きのみならず、而して各朝の實錄の書法、亦并せて概見す可し。

薛史の書法の廻護の處

梁の太祖紀に、朱瑄・朱瑾、汴を救ふ。後、帝(即ち)、其の己に力有るを以て、厚く禮して之を歸す。

瑄・瑾、帝の軍士の勇悍なるを以て、金帛を懸けて之を誘ふ、軍士、其賞を利とし、之に赴く者衆し。帝乃ち檄を移して之を讓む。瑾等來り使して不遜なり。乃ち朱珍に命じて曹を侵し濮を伐せしむ。案するに通鑑考異及び五代史補に、朱溫常に兵力の足らざるを患ふ。敬翔説く、「麾下の士をして詐りて叛逃を爲さしめ、即ち唐帝に奏し、并に四鄰に告げ、叛を追ふを以て名と爲さば、以て地を拓き衆を廣くす可からん」と、溫大に喜び、之に従ふ。是れ兗鄆、本、兵を誘ふの事無く、特に溫、託詞して以て兵端と爲すなり。而るに薛史の云云は、是れ眞に、瑄・瑾、兵を誘ふを以て覺を啓くと謂ふなり。歐史には則ち「宣(歐史には瑄を)・瑾、汴を助け、己に秦宗權を破り、東して王に歸す。(朱溫時に已に王に封ぜらる。)」檄を兗鄆に移し、其の汴の亡卒を誘ふを誣ひ、乃ち兵を發して之を攻む」と直書す。

【一】天祐。唐の昭宗の年號。皇紀一五六四—一五七九。西紀九〇四—九一九。
【二】李彦威の傳は新五代史第四十三卷樞傳に載す。氏叔琮の傳は唐書第二百二十三卷姦臣柳璨の傳に附載す。

天祐元年七月、帝、東都を發し、河中に至る。八月壬寅、昭宗、弒に大内に遇ふ。遺制して輝王柷を以て嗣と爲す。十月、帝、洛陽に至り、梓宮に臨し、祇んで嗣君に見ゆ。李彦威(即ち朱氏叔琮等の傳を案するに、)溫既に唐の昭宗を洛陰に遷し、敬翔を遣はして洛に至らしめ、彦威・叔琮をして弒を行はしむ。龍武の兵を以て夜入りて宮を叩き、事を奏せんとす。夫人裴正一、門を開きて問ふ、「事を奏するには何ぞ兵を以て入るを得ん」と。牙官史太、之を殺す。直に椒蘭殿に趨く。昭宗方に醉ひ、起ちて走る。太、劔を持して逐うて之を弒す。是れ昭宗の弒せられし

は、實に溫が彥威等をして事を行はしめしなり。而るに薛史には「溫、河中に在り。昭宗、弒に大内に遇ふ」と云ひ、一に、昭宗の弒せられしは、溫に與る無き者の若し。下に又「溫、洛に至り、梓宮に臨し、祇んで嗣君に見ゆ」と云ひ、一に、能く曲に臣節を盡せる者に似たり。歐史には則ち「溫、朱友恭・氏叔琮・蔣元暉等を遣はして弒を行はしむ。昭宗崩す」と直書す。

二年十一月、天子(唐の昭、帝(即ち朱溫))に命じて相國と爲し、百揆を總べしめ、宣武等二十一道を以て魏國と爲し、進めて帝を封じて魏王と爲し、兼ねて九錫の命を備ふ。帝、相國・魏王・九錫を讓る。案

するに孔循の傳に、「唐の哀帝(即ち昭)温を魏王に封じ、九錫を備ふ。拒

みて受けず。蔣元暉・柳燦馳せて温に謂ひて曰はく、「古より革易の際、必

ず先づ國を建て、九錫を備へ、然る後に位を禪る」と。温曰はく、「我、

九錫に由らずして天子と作るは、可ならんか」と。是れ温、國を篡ふに

急なるなり。殊禮を讓るに非ざるなり。而るに薛史の云云は、則ち温眞に能く辭讓するに似たり。歐史

には則ち「温怒りて受けず」と云ふ。是歲、唐の昭宣帝、天を南郊に祀るを下す。温怒りて以爲は

く、「蔣元暉等、唐の祚を延べんと欲す」と。昭宣帝懼れ、遂に改めて郊を卜す。薛史には書せず。

又、是歲、温、人を遣はして蔣元暉に告げ、私に何太后に侍せしむ。遂に元暉を殺し、太后を弒

す。薛史には亦書せず。昭宣帝、位を禪りて後、梁、封じて濟陰王と爲す。開平二年正月、之

【三】孔循の傳は新五代史第四

十三卷雜傳に載す。

【四】開平。梁の太祖の年號。

皇紀一五六七—一五七〇。西

紀九〇七—九一〇。

を弒す。薛史には亦書せず。乾化二年、温、其子友珪の弒する所と爲る。薛史には亦書せず。

但だ「友珪、太祖を伊闕に葬る。宣陵と號す」と書す。

唐の明宗紀に、帝、莊宗の命を奉じて趙在禮を討ち、鄴城に至る。夜、軍士張破敗等有り、鼓噪して

營に逼り、曰はく、「城中の兵何の罪あらん。直だ死を畏るのみ。今已に城中と約し、主上が河南

に帝たり、令公が河北に帝たらんことを欲す」と。帝力めて之を拒む。亂兵益々甲を擐き刃を露し、

帝の左右を環る。安重誨・霍彦威、帝の足を躡み、詭りて之を許さんと請ふ。因つて亂兵に擁せられ

て城に入る。夕に乃ち出づるを得。帝、藩に歸りて上章して再舉を謀ら

んと欲す。重誨等謂はく、「元行欽、已に甲を棄てて去る。(行欽も亦兵を以て

開きて別に營を)其の奏する所如何を知らず。正に當に闕に赴きて自ら陳し、

以て讒口を杜ぐべし」と。帝、之に従ふ。相州に至り、官馬二千匹を獲たり。元行欽已に蜚語を以て

入りて奏す。汴に至るに及びて、姚彥溫有り來り投じて謂はく、「主上已に行欽の言に惑ひ、事勢已

に離れ、再び合す可からず」と。帝曰はく、「卿自ら不忠なり。言何ぞ悖れるや」と。莊宗尋いで郭從

謙の弒する所と爲る。帝急に洛に入る。時に魏王繼岌、蜀を征し、未だ還らず。帝、朱守殷に謂ひて

曰はく、「公善く巡撫し、以て魏王を待て。吾、大行の梓宮を奉じ、禮畢らば即ち藩に還らん」と。

而るに羣臣、箋を上りて勸進すること再三に至り、國を監せんことを請ふ。帝始めて之に従ふ。此に

據れば則ち明宗、軍變に遇ひ、後、兵を率ゐて京師に向ふ。竝に反心無く、祇だ自ら訴へんと欲するのみ。莊宗が弑せらるるに追ひて、猶ほ其子繼岌至るを俟ちて之を奉せんと欲す。純臣と謂ふ可し。然れども當日の情事を考ふるに、盡く然るにあらざる者有り。明宗、性本淳實にして、兵變の初め、固に肯て因りて以て利と爲さず、即ち兵變の後、藩に歸りて罪を待たんと欲し、上章して申理せんと欲するも、亦、實情に屬す。然れども是時惟だ隻身、朝に歸する有り、心跡を明かにするに庶からん。而も明宗は武夫なり。豈に能く此を知らんや。方に外は元行欽が其反を奏するを怵れ、内は石敬瑭・安重誨等が其反を勸むるに惑ひ、勢、虎に騎りて下り難きの時に當りて、挺鹿、險に走るの計を爲さざるを得ず。則ち其の兵を率ゐて南するに當りて、固に已に計を變じ反を決す。眞に莊宗の前に面訴せんと欲するに非ざるなり。天下豈に自ら反せざるを訴へんと欲して而も轉た兵を擧げて闕に向ふ者有らんや。本紀の云ふ所の、『闕に赴きて自ら陳す』とは、辨せずして其の飾説なるを知る可きなり。且つ是時甫めて一たび足を擧げ、反形已に露はる。康義誠曰はく、『今、衆に従はば則ち歸する有り、節を守らば則ち將に死せんとす』と。明宗、其言を納る。〔義誠〕計を決して反するに非ず

- 〔六〕 虎に騎りて下り難し。事の中止する能はざるに喩ふ。隋書獨孤皇后傳に云ふ、后、人をして帝に謂つて曰はしむ、大事已に然り、虎に騎るの勢、必ず下るを能はざらん、之を勉めよと。
- 〔七〕 挺鹿、險に走る。左傳に、小國の、大國に事ふるや、徳あれば則ち其れ人なり。徳あらざれば即ち其れ鹿なり。挺して險に走る、急ならば何ぞ能く擧げん、とあるに本づく。
- 〔八〕 康義誠の傳は舊五代史第六十六卷唐書、新五代史第二十七卷唐臣傳に載す。

んば、則ち何を以て其言を納れんや。鄭琮、營中に在り。安重誨、四方の兵を徵せんと欲す。琮、諸道の屯兵の數を歴數し、口に附きて檄を傳ふ。相次ぎて至る。〔琮傳〕王晏球、兵を率ゐて瓦橋關を成る。明宗、之を招く。即ち兵を以て來り會す。〔晏球傳〕計を決して反するに非ずんば、則ち何を以て諸道の兵を徵せんや。相州に至りて、即ち官馬を掠めて以て軍を益す。河上に至れば、則ち上供船の絹帛を劫して以て軍を犒ふ。既に先づ三百騎を以て敬瑭に付し、速かに汴に入らしむ。〔石晉傳〕又、養子從珂、横水より兵を率ゐ、王建立と與に、道を倍して馳せ至る。是に由りて軍聲大に振ふ。〔廢帝傳〕其抗逆の跡、已に言を待たず。而るに本紀には猶ほ、『其の汴に入り洛に入り、猶ほ退讓を懷ふ』と謂ふは、蓋し當時の實錄、例として隱諱有り、史を修むる者、但だ本に照して抄録し、復た改訂せざるのみ。歐史には則ち『軍變の後、嗣源、魏に入り、在禮と合し、其兵を以て南し、石敬瑭を遣はして三百騎を將ゐて先鋒と爲す。嗣源、鉅鹿に至り、馬三千を掠めて以て軍を益す』と書す。是れ明かに其反逆の跡を著はす。直筆と謂ふ可し。而して其の先に本反せんと欲するの意無かりしは、則ち石晉紀及び霍彦威の傳の内に於て之を見はす。是れ又、其初念を沒せず、以て、其の倉卒にして逼らるること、郭威が澶州より入るに同じからざるを見はすなり。

- 〔九〕 鄭琮の傳は舊五代史第九十一卷に載す。
- 〔一〇〕 王晏球の傳は舊五代史第六十四卷唐書、新五代史第四十六卷雜傳に載す。
- 〔一一〕 霍彦威の傳は新五代史第二十一卷梁臣傳、舊五代史第二十一卷梁書に載す。

漢の隱帝紀に、帝密に李洪義に詔して王殷を誅せしめ、又、郭崇に詔して郭威・王峻を誅せしむ。而るに洪義、敢て發せず、反つて詔を以て威に示す。威即ち王峻・郭崇及び諸將校を召す。至る。曰はく、「君等、當に詔書を奉行し、予が首を斷ちて以て天子に報すべし」と。崇等曰はく、「此れ必ず李業等が誣構する所なり。事、陳論す可し。何ぞ自棄するを須ひん」と。是に於て争うて威に入朝せんことを勸む。乃ち衆を率ゐて南行す。周の太祖紀にも亦た云はく、「帝(郭威)、途次、又、將校に謂ひて曰はく、「吾此に來るは、萬、已むを得ず。然れども臣を以て君を拒むは、寧ぞ曲直を論せんや。汝等、前詔を奉行するに如かず。我、一死を以て天子に謝せん。」

〔三〕魏仁浦の傳は宋史第二百四十九卷に載す。

實に恨むる所無し」と。是れ郭威の本志、尙ほ能く臣節を守る者に似たり。案するに(二三)魏仁浦の傳に、「郭威、洪義が示す所の密詔を得、即ち仁浦を臥内に召す。仁浦、威に教へて、留守の印を倒用して、更めて詔書を爲り、威をして諸將校を誅せしめ、以て之を激怒せしむ。將校、皆、憤然として用を效す。遂に兵を擧げて河を渡る」と。是れ威方に詔書を更めて以て衆を欺く。詔ぞ肯て天子の己を誅するの詔を以て、出して諸將に示し、詔を奉じて己を殺さしめんや。本紀の云ふ所は、誣飾なること顯然たり。歐史の帝紀には則ち「郭威反す」と直書す。周の太祖紀に、漢の隱帝、慕容彥超を遣はして、郭威を劉子坡に拒がしむ。王師敗る。威、宋延渥に謂ひて曰はく、「爾は國親なり。速かに往きて主上を衛る可し」と。明日、帝旗の、高坡の上に在る

を望見し、隱帝は其下に在りと謂ひ、即ち胄を免じて前む。左右、之を勸止す。威曰はく、「吾が君、此に在り、又何ぞ憂へん」と。至るに及びて、則ち隱帝已に去る。案するに劉子坡の戰に、隱帝親ら陣中に在り。威果して自ら訴へんと欲せば、何ぞ是時に於て甲を釋きて趨き謁せざる。乃ち方に何福進・王彥超・李筠等を遣はして、大に騎を合はせて以て之に乗す。既に王師を敗る。豈に明日又身を束ねて主に見えんと欲するの理有らんや。且つ明日清晨、隱帝已に郭允明の弑する所と爲る。又安んぞ旌旗の、高坡の上に在る有るを得んや。其の飾説たること、亦、辨ずるを待たざるなり。隱帝已に崩じ、郭威、人を遣はして湘陰公贊を迎へて來りて位に即かしむ。已にして威、澶州に至り、兵變じて京に入る。王峻、贊已に宋州に至ると聞き、左右の變生せんことを慮り、郭崇を遣はして七百騎を以て往きて之を衛らしむ。按ずるに十國春秋に、「崇、宋州に至る。贊召して樓上に見る。判官董喬、贊に説きて曰はく、「崇の瞻視舉措、必ず異謀有らん。之を殺すに如かず」と。贊、猶豫して決せず。崇遂に贊を外館に幽す」と。是れ峻が崇を遣はせるは、本、贊を途に害せんと欲するなり。而るに本紀に反つて「之を衛る」と云ふは、尤も矛盾に屬す。歐史には則ち「王峻、郭崇を遣はして、七百騎を以て、贊を宋州に逆へ、之を殺さしむ」と直書す。

薛史の失檢の處

唐の莊宗の弑せらるるや、弟存霸、河中より太原に奔る。存渥も亦洛より劉后と與に太原に奔る。薛史の符彦超の傳には、『存霸、太原に至り、呂鄭二内官と與に、留守張憲及び其部將符彦超を殺さんと謀る。彦超、之を覺る。部下大に噪ぐ。憲出奔す。軍士、存霸及び呂鄭を殺す』と謂ひ、而して張憲の傳には則ち『存渥、太原に奔る。左右、其馬已に飾を斷ち、必ず戰敗れて逃るる者なるを見、因つて、呂鄭を殺し存渥を繋ぎて以て變を觀んと欲す。憲可かず。而して彦超已に呂鄭を誅す。軍士大に亂る』と謂ふ。是れ一事なり。彦超の傳には則ち以て存渥と爲し、憲の傳には則ち以て存渥と爲す。殊に兩岐に屬す。案ずるに存渥出奔し、行きて風谷に至り、部下の殺す所と爲る。惟だ存渥のみ髪を翦りて僧と爲り、彦超の庇護を求め、而して軍士、之を殺す。是れ呂鄭と同じく殺されし者は、乃ち存渥にして、存渥に非ざるなり。歐史には則ち憲・彦超の二傳に、皆『存霸』と書す。又、南唐の劉仁贍、壽州を死守す。薛史には則ち列して周書に在り。蓋し、其の降表の・周に至る有り、世宗加ふるに官秩を以てし、既に没して、又贈恤極めて隆なるを以て、故に之を周の臣に列するなり。然れども仁贍固く守りて二志無し。其子崇諫、之に降らんことを勸む。即ち斬りて以て徇ふ。病甚だしくして人事を知らざるに及びて、副使孫羽、詐りて仁贍の書を爲りて以て降り、且つ昇して周の營に至る。世宗、其の事ふる所に忠なるを嘉し、爵を加へ官を進む。詔出でて而して仁贍已に卒す。是れ仁贍實に未だ嘗て降らざるなり。薛史の周紀には、既に『劉仁贍、上表して降を乞ひ、其子崇諫をして罪を請はしむ』と書し、仁贍の傳にも亦『仁贍、病急にして歎を納る』と云ひ、末に又『先づ其子崇諫を斬り、其後出で降る。乃ち其後嗣を保たんと欲するは、抑も由有り』と云ふ。是れ眞に、仁贍の初め節を抗げ、而して終に節を改むるを謂ふなり。若し歐史に辨明するに非ざりせば、豈に誣を千載に受けざらんや。符彦饒、白奉進の兵を斬る。奉進來りて彦饒を責む。麾下の兵噪ぎて奉進を殺す。已にして軍將馬萬等、亂を作し、彦饒を縛して京に送り、其の范延光に通じて反を謀るを誣ふ。晉祖遂に人をして之を途に殺さしむ。薛史竟に『彦饒、延光に通じて反し、誅に伏す』と稱す。歐史には則ち其事を直書し、謂へらく反を以て誅せらるれども、其罪に非ざるなりと。見る可し、薛史は全く各朝の實録に據り、而して復た事の眞偽を参考せざることを。此れ歐史の作らるる所以なり。

- 【一】符彦超の傳は舊五代史第五十六卷唐書、新五代史第二十五卷唐臣傳に載す。
- 【二】張憲の傳は舊五代史第六十九卷唐書、新五代史第二十八卷唐臣傳に載す。
- 【三】劉仁贍の傳は舊五代史第一百二十卷周書、新五代史第三十二卷死節傳に載す。

薛史にも亦直筆有り

薛史には迴護の處多しと雖も、然れども是非、亦、公道を廢せざる者有り。列傳の諸臣、多く居正と同じく前朝に仕ふ。否ざれば則ち其子孫、亦、居正と同じく宋に官たる者有り。趙延壽の子廷贊、宋

- 【四】符彦饒の傳は舊五代史第九十一卷晉書、新五代史第二十五卷唐臣傳に載す。

に仕へ、廬延等の州の節度使と爲る。而して延壽の傳に、其の晉に背き遼に附きて遼の太子と爲らんことを求むるの事を諱まず。崔協の子頌、宋に仕へ、諫議大夫と爲る。而して協の傳に、任圜が其没字碑を譏ることを直書す。符存審の子彦卿、宋に仕へ、魏王に封せらる。而して存審の傳に、其の少時、罪を犯して將に戮に就かんとし、善く歌ふを以て、妓者の救免を得るの事を諱まず。王繼宏の子永昌、宋に仕へ、内諸司使と爲る。而して繼宏の傳に、其の曾て高唐英の將と爲り、唐英、之を待つこと甚だ厚きに、後竟に唐英を殺して自ら留後と爲り、「吾が儕小人、若し利に因り便に乗せずんば、何を以て志を得ん」と曰ひしことを載す。尹暉の子勳、宋に仕へて防禦使と爲る。而して暉の傳に、其の戈を反して唐の廢帝を推戴するの事を諱まず。傳贊に并に謂はく、「戈を倒まにするに因りて而して鉞に杖る。豈に義士の爲す所ならんや」と。趙在禮の孫廷勳、宋に仕へ、岳蜀二州の刺史を歴。而して在禮の傳に、其の宋州に在るとき貪暴なり、鎮を移すに及びて、民相賀して曰はく、「眼中の釘を抜き去る」と、在禮、之を聞いて怒り、又、乞うて宋に留まること一年、戸毎に錢一千を徴し、拔釘錢と號す、後、契丹、汴に入り、在禮の貨財を索む、在禮、憤に勝へず、衣帶を以て馬樞に就きて自ら縊れて死す

- 【一】 趙延壽の傳は舊五代史第九十八卷晉書に載す。
- 【二】 崔協の傳は舊五代史第五十八卷唐書に載す。
- 【三】 符存審の傳は舊五代史第五十六卷唐書、新五代史第二十五卷唐臣傳に載す。
- 【四】 王繼宏の傳は舊五代史第二百二十四卷周書に載す。
- 【五】 尹暉の傳は舊五代史第八十八卷晉書に載す。
- 【六】 趙在禮の傳は舊五代史第九十卷晉書、新五代史第四十六卷雜傳に載す。

ることを載す。安審琦の三子、皆、宋に仕へ、顯官と爲る。而して審琦の妾、隸人に通じ、遂に之と謀を通じ、審琦を殺死するの事、傳中に亦諱まず。此れ其の直筆して、同官を以てして稍や瞻徇する有るにあらざることを見るに足る。他、高漢筠の子貞文、宋に仕へ、開封の尹と爲る、而して漢筠の傳に、其の己を潔くし民を愛するを歴敘するが如きは、則ち漢筠が本良二千石なるを以てなり。高行周の子懷德、宋に仕へ、駙馬都尉と爲る。而して行周の傳に、其歴官政績を敘するは、則ち行周が本能く慎重を以て自ら處する者なるを以てなり。此れ薛史の終に没す可からざるなり。

薛歐二史の體例同じからず

薛史の梁祖紀には、開首に即ち帝を以て之を稱す。歐史には則ち先づ宋溫と稱し、名を賜はりて後に至忠と稱し、王に封せられて後に王と稱し、位を僭して後に始めて帝と稱す。蓋し薛は則ち宋・齊・梁・陳書の例に仿ひ、歐は則ち史記の例に仿ふなり。薛史には、各國の、大號を僭する者に於て、僭偽傳を立て、其の僭號せずして而して自ら子孫に傳ふる者には、世襲傳を立つ。歐は則ち概して列して世家と爲す。亦、史記に仿ふなり。薛史には、凡そ官に除する、宰相より刺史に至るまで、皆、本紀に書す。幾ど腐爛したる朝報に同じ。歐史には

- 【七】 安審琦の傳は舊五代史第二百二十三卷周書に載す。
- 【八】 高漢筠の傳は舊五代史第一百十四卷晉書に載す。
- 【九】 高行周の傳は舊五代史第二百二十三卷周書、新五代史第四十八卷雜傳に載す。

則ち但だ宰相及び樞密使を除拜するを書し、其餘は書せず、以て繁冗を省くなり。五代は革易頻に仍り、惟だ梁・唐のみ創業して各三十餘年。故に其臣、始終一朝に在る者有り。其他は未だ數朝に歴仕せざる有らず。薛史には則ち某朝に死する者を以て、即ち某朝の傳内に入る。張全義・朱友謙・袁象先等の如き、事蹟多く梁朝に在り、而して唐書に編入す。楊思權は唐の廢帝を佐けて位を篡ふ、而して晉書に編入す。馮道は唐・晉・漢・周を歴て、皆、相と爲る、而して周書に編入す。歐史には則ち専ら一朝に仕ふる者を以て某朝に係け、其の數朝に歴仕する者は、則ち別に雜傳を爲り、以て其歴宦の蹟を敘す。此れ又創例の最も得たる者なり。

歐史は専ら薛史の舊本に據らず

歐史は多く薛史の舊本に據ると雖も、然も采證極めて博く、専ら薛本を恃まざるなり。宋初に薛史、成ると雖も、而も各朝の實録具に在り。通鑑考異に尙ほ梁の太祖・唐の莊宗實録を引くを觀れば、則ち歐公の時に尙ほ在りしこと知る可きなり。歐史の郭崇韜の傳の贊に、『余、梁宣底を讀む』と云へば、則ち實録の外に、又、宣底等の故籍有り、皆、遺さざるなり。劉昫

- 【一】 張全義・朱友謙の傳は舊五代史第六十三卷唐書、袁象先の傳は舊五代史第五十九卷唐書に載せ、新五代史には皆第四十五卷雜傳に載す。
- 【二】 楊思權の傳は舊五代史第八十八卷晉書、新五代史第四十八卷雜傳に載す。
- 【三】 馮道は舊五代史第二百二十六卷周書、新五代史第五十四卷雜傳に載す。
- 【四】 郭崇韜の傳は新五代史第三十卷漢臣傳、舊五代史第七卷漢書に載す。

の舊唐書の修成すること亦未だ久しからず。其の援據する所の底本、方に藉りて以て新唐書を修む。凡そ唐末、五代に交渉するの事、又、考訂に資するに足る。宋初に至りて、諸臣、五代の事を記する者尤も多し。宋史を案するに、范質嘗て朱梁より周に至るまでを述べ、通鑑六十五卷を爲る。(實傳) 王溥も亦朱梁より周に至るまでを采り、五代會要共に三十卷を爲る。(溥傳) 王子融、五代の事を集め、唐餘錄六十卷を爲る。(子融) 路振、五代九國の君臣の事跡を採り、世家列傳を作る。(振傳) 鄭向、五代亂亡し、史に缺漏多きを以て、開皇紀三十卷を著はす。(向傳) 此外に又、孫光憲の北夢瑣言・陶岳の五代史補・王禹偁の五代史闕文・劉恕の十國春秋・龔穎の運歷圖有り。宋の藝文志及び晁公式の讀書志に見ゆる者、皆、歐公の前に在り、考訂に資するに足る。其の各國より出づるの書、錢儼の吳越備史・備史遺事・湯悅の江南錄・徐鉉の吳錄・王保衡の晉陽見聞要錄の如き、又皆流布す。而して徐無黨の注の中に引證する所の唐摭言・唐新纂・九國志・五代春秋・鑑戒錄・紀年錄・三楚新編・紀年通譜・閩中實錄等の書、又、皆、歐の參用する所の者なり。蓋し薛史は第だ各朝の實録に據る、故に之を成すこと易く、而して記載或は沿襲して實を失ふの處有り。歐史は博く羣言を採り、旁參互證すれば、則ち眞僞見はれ、而して是非、其眞を得。故に書する所の事實に、紀する所の月日、多く舊史と合はざる者有り。卷帙は薛氏の半に及ばずと雖も、而

- 【一】 王溥の傳は宋史第二百四十九卷に載す。
- 【二】 王子融の傳は宋史第三百十卷に載す。
- 【三】 路振の傳は宋史第四百四十一卷文苑傳に載す。
- 【四】 鄭向の傳は宋史第三百一十卷に載す。

も訂正の功は之に倍し、文直に事核なり。良史と稱せらるる所以なり。

歐史の書法謹嚴なり

舊唐書を閱せずんば、新唐書の綜核なるを知らざるなり。薛史を閱せずんば、歐史の簡嚴なるを知らざるなり。歐史は惟だ文筆潔淨にして直に史記を追ふのみならず、而して春秋の書法を以て、褒貶を紀傳の中に寓するは、則ち史記と雖も、亦及ばざるなり。其の兵を用ふるの名、四有り。兩つながら相攻むるを攻と曰ふ。梁紀の「孫儒、楊行密を揚州に攻む」の如き、是れなり。大を以て小に加ふるを伐と曰ふ。梁紀の「劉知俊を遣はして岐を伐たしむ」の如き、是れなり。罪有るを討と曰ふ。唐紀の「李嗣源に命じて趙在禮を討たしむ」の如き、是れなり。天子自ら往くを征と曰ふ。周紀の「東して慕容彥超を征す」の如き、是れなり。攻戰して地を得るの名、二有り。得易きを取と曰ふ。「張全義、河陽を取る」の如き、是れなり。得難きを克と曰ふ。「龐師古、徐州に克つ」の如き、是れなり。身を以て歸するを降と曰ふ。「馮霸、潞將李克恭を殺して來り降る」の如き、是れなり。地を以て歸するを附と曰ふ。「劉知俊叛きて岐に附く」の如き、是れなり。后を立つるに其正を得る者は、某妃。某夫人を以て皇后と爲すと曰ふ。唐の明宗紀の「淑妃曹氏を立てて皇后と爲す」の如き、是れなり。立つるに正を以てせざるを、某氏を以て皇后と爲すと曰ふ。唐の莊宗紀の「劉氏を立てて皇后と爲す」の如き、是れなり。凡そ此れ皆先づ一例を立て、而して各事を以て之に従ひ、褒貶自ら見はる。其他の書法、亦各意を用ふるの處有り。梁紀に「濟陰王を弑す」と書するが如き、王は即ち唐の昭宣帝なり。「昭宣帝」と曰はずして、「濟陰王」と曰ふは、位を遜りて後に梁の封する所の王にして、之を書して以て其實を著はし、又「弑す」と書して以て梁の罪を著はすなり。「襄州の軍亂れ、其刺史王班を殺す。」「王班、之に死す」と書せずして、殺さるるを以て文を爲せるは、智、以て身を衛るに足らずして殺さる、節に死するを以て之に予ふ可からざればなり。「王師範を殺す。」「誅に伏す」と曰はずして、「殺す」と曰ふは、罪有りて當に殺すべきを、誅に伏すと曰ふ、當に殺すべからざれば、則ち兩つながら相殺すを以て文を爲すなり。「鄧玉友珪反す。」反

【一】考終。天壽を全うして終るなり。

を謀る。惡逆更に大なるなり。反するに日を書せざるは、反すること一朝一夕に非ず、其日を得難ければなり。梁の太祖・唐の莊宗、皆弑せらる。故に葬を書せず。唐の明宗は考終なり。宜しく葬を書すべし。賊子從珂の葬る所なるを以て、故に亦、書せざるなり。梁紀に、「天雄軍亂れ、節度使賀德倫叛きて晉に附く。」亂首は張彥に係る。而して德倫を書するは、責、貴者に在ればなり。而して德倫は究めて加ふるに首惡を以てす可からず、而して責むるに死せざるを以てす可し。故に「叛きて晉に附く」と書するなり。「唐、梁を滅ぼす。敬翔自殺す。」翔、梁亡ぶるに因りて自殺す。忠と謂

ふ可し。『之に死す』と書せずして、但だ『自殺す』と書するは、梁祖の惡は皆翔の爲す所なるを以て、故に節に死するを以て之に予へざるなり。官に除するは、宰相・樞密使に非ざれば書せず。(説、前)而るに唐紀に『教坊使陳俊、景州の刺史と爲る。内園栽培使儲德源、憲州の刺史と爲る』と書するは、其の官を授くるの太だ濫なるを著はすなり。明宗紀に、先づ『皇帝、位に柩前に即く』と書し、繼いで『魏王繼岌薨す』と書し、其の位に即く時君の子尙ほ在るを見はすは、則ち其の反すること辨を待たずして自ら明かなるなり。又『郭從謙、景州の刺史と爲る。既にして之を殺す』と書す。從謙、莊宗を弑せしに、乃ち討たずして、反つて之を官にするは、明宗の、君を無みするを見はすなり。其罪本宜しく誅すべきに、乃ち『誅に伏す』と書せずして、『殺す』と書するは、明宗も亦罪を同じうし、誅を行ふを得ず、故に兩つながら相殺すを以て文を爲すなり。『秦王從榮、兵を以て興聖宮に入る。克たす。誅に伏す。』從榮は本明宗の子、明宗病むを以て、立つを得ざらんことを恐れ、兵を以て自ら助く、故に『反す』と書せず。而して擅に兵を以て宮に入る。其罪當に誅すべし。故に其の死するや『誅に伏す』と書するなり。漢紀に、隱帝崩するや、即ち『漢亡ぶ』と書す。隱帝殺されし後、尙ほ、李太后が朝に臨み、及び湘陰公贊を迎へて位を嗣ぐの事有り、漢猶ほ未だ亡びざるなり。而るに即ち『漢亡ぶ』と書するは、太后が朝に臨む等の事は、皆周の假托する所にして、漢尙ほ統有るに非ざることを見はすなり。周の太祖紀に、『漢人來り討つ』と書す。周祖、漢を篡うて位を得。

崇の、周に於ける、義の當に討つべき所なり。故に『討つ』と書するなり。世宗紀に、『帝、潞川に如き、漢を攻む』と書す。『伐つ』と曰はずして、『攻む』と曰ふは、曲、周に在ればなり。此れ歐史の本紀の書法は一字も苟くもせざることを見る可きなり。其列傳にも亦、折衷至當なる者有り。節に死すること分明なること、王彦章・裴約・劉仁贍の如きは、既に之を死節傳に列す。尙ほ宋令詢・李遐・張彦卿・鄭昭業等有り、皆、意を一にし節を矢ひ、死を以て國に殉す。而るに傳に之れ無きは、則ち其事迹完からずして、傳を立つる能はざるを以ての故なり。然れども本紀に於て、特に『之に死す』と書し、以て其忠を表す。固に傳の有無に在らず。張憲、太原に留守たり。莊宗、弑せられ、後、皇弟存霸來奔す。或るひと憲に勸む、『存霸を拘し、以て朝命を俟て』と。張昭、又、其の表を明宗に奉せんことを勸む。憲、皆、涕泣して之を拒む。已にして存霸、符彦超の軍士の殺す所と爲る。憲、沂州に出奔す。薛史には、『憲、城を棄つるに坐して死を賜ふ』と書す。歐獨り其の然らざるを明かにす。然れども其の太原に死せざるを以て、故に亦、死事傳に入れず。但だ『憲、沂州に出奔し、殺さる』と書するのみ。藥彦稠・王思同、皆、兵を以て潞王從珂を討ち、從珂の執ふる所と爲りて死す。乃ち思同は死事傳に入り、而して彦稠は入らざるは、則ち思同は詞義・屈せず、甘心して國に殉する者に係り、彦稠は第だ執へられて

【一】 王彦章・裴約・劉仁贍の傳は新五代史第三十二卷死節傳に載す。
 【二】 藥彦稠の傳は新五代史第二十七卷唐臣傳に載せ、王思同の傳は新五代史第三十三卷死事傳に載す。

殺され、竟に節に死するを以て之に予ふ可からざるを以てなり。此に於て、歐史の斟酌至當なるを見る可し。

歐史の傳贊は苟くも作らず

歐史の紀傳の各贊、皆、深意有り。張承業の傳に於ては、則ち宦官の禍を極論し、而して郭崇韜の死せしは、宦官の譖に由ることを推明す。崇韜をして死せざらしめば、其の將ゐて蜀を征する所の兵、皆、麾下に在り、明宗能く莊宗の天下を取りて之に代らんや。禍の本を追原し、獄を貂璫に歸す。深切著明なりと謂ふ可し。唐の六臣張文蔚等、傳國寶を押し、位を梁に遜る。此事、朋黨と何ぞ涉らん。而るに傳贊に忽ち謂はく、「此時、君子盡く去り、小人、朝に滿つ。故に其の國を亡ぼし朝を易ふるを視、恬として怪しむを知らず。而して君子をして盡く去らしめし所以は、皆、朋黨の説、之に中つればなり」と。蓋し宋の仁宗の時、朝右黨論大に興り、正人、皆、其位に安んぜず、故に借りて以て端を發し、時事を警切し、其の大聲疾呼するを覺えざるなり。晉の出帝紀の贊に至りては、深く、姪を以て子と爲し、而して其本生の父を没するを非と爲すを明かにし、謂はく、「出帝は本高祖の兄敬儒の子なり。當時以爲へら

【一】張承業の傳は新五代史第三十八卷宦官傳、舊五代史第七十二卷唐書に載す。
【二】貂璫。漢の中常侍の冠は、金璫右貂を飾とす。後、中常侍は宦者を用ふ、故に宦者を貂璫と謂ふ。

く、高祖の子と爲せば則ち立つを得、敬儒の子と爲せば、則ち立つを得ずと。是に於て深く其所生を諱みて之を絶ち、以て天下を欺き、以て眞の高祖の子と爲すなり。禮に曰はく、「人の後と爲る者は、其父母の爲めに服す」と。古より、出で繼ぎて人の後と爲ると雖も、未だ其本生を絶ちて父母と稱せざる者有らず。余書して「皇伯敬儒を追封して宋王と爲す」と曰ふは、以て其の天性を絶ち其父を臣として之を尊するを見はすなり」と。晉家人傳の贊に於て、又反覆して之を申明す。則ち當時濮議紛呶として、朝臣皆、英宗は當に仁宗を考とし、而して本生の濮王を以て伯と爲すべしと以ひ、歐公、韓琦等と獨り之を非とするを以て、故に是に因りて以て深く其の禮に非ざるを斥するなり。見る可し、歐史、一字の苟くも作る無きことを。

歐史の失檢の處

歐史にも亦、失檢の處有り。唐の昭宗の弑せらるるや、李彦威の傳には則ち「梁祖、敬翔を遣はして洛に至り、彦威等と謀りて之を弑せしむ」と云ひ、李振の傳には又、「梁祖、振を遣はして洛に至り、彦威等と謀りて之を弑せしむ」と云ふ。此れ必ず一の誤有らん。梁の本紀に「朱友謙叛きて同州の節度使程全暉を殺す」と書し、而して全暉の傳には則ち「全暉、京師に奔る」と云ふ。是れ紀

【三】晉家人傳は新五代史第十七卷に載す。
【一】李彦威の傳は新五代史第四十三卷濮傳に載す。
【二】李振の傳は新五代史第四十三卷濮傳、舊五代史第十八卷梁書に載す。

傳兩つながら符合せず。薛史には則ち紀傳皆「京師に奔る」と稱す。當に誤らざるべきなり。羅紹威の傳に、「魏博、田承嗣より始めて牙軍有り。歳久しくして益々驕る。紹威の時に至るまで、已に二百年」と。案するに承嗣より紹威に至るまで、實に止だ百五十年のみ。歐史の云ふ所は、亦行文の誤なり。鄭邀の傳に、「邀、李振と善し。振が貴顯なるに方りて、邀一たびも顧みず。振、罪を得て南竄するや、邀、徒步すること千里、往きて之を視る」と。案するに振、梁に仕へて樞密使と爲り、竝に遠謫の事無し。唐、梁を滅ぼすに及びて、振即ち誅せらる。又未だ嘗て貶竄せざるなり。而るに邀の傳に何を以て云ふか。唐の莊宗、弑せられし後、其弟存霸、太原に奔る。符彦超の傳に據れば、則ち「彦超、之を留めんと欲す。軍士大に噪ぐ。遂に之を殺す」と云ひ、張憲の傳には又、「憲、之を納れんと欲す。彦超從はず。存霸乃ち殺さる」と云ひ、亦、畫一ならず。且つ歐史の例、數朝に歴仕する者を以て雜傳に入れ、専ら一朝に仕ふる者を某朝傳に入る。氏叔琮・李彦威・李振・韋震は、皆只だ梁一朝に仕ふ。何を以て梁傳に入れずして雜傳に入る。元行欽は、先づ劉守光に事へ、繼いで唐に降る。何を以て反つて雜傳に入れずして、唐臣傳に列する。此れ自ら其例を亂るを免れざるなり。宋の太祖の奮跡の如きに至りては、全く周朝に在り、戦功を建立し、勳望

- 【三】 羅紹威の傳は新五代史第三十九卷樞密傳、舊五代史第四卷梁書に載す。
- 【四】 鄭邀の傳は新五代史第三十四卷一行傳、舊五代史第九十三卷晉書に載す。
- 【五】 氏叔琮・李彦威・李振・韋震の傳は新五代史第四十三卷樞密傳に載す。
- 【六】 元行欽の傳は新五代史第二十五卷唐臣傳に載す。

此に由りて大に著はる。薛史には、周紀に於て一一之を殺す。高平の戦には則ち「今上先づ其鋒を犯す」と書し、清流關の戦には、「今上、淮の賊萬五千人を破り、皇甫暉・姚鳳を擒にす」と書し、六合の戦には、「今上、大に江南の軍を六合に破る」と書し、楚州の役には、「今上、城北に在り、親ら矢石を冒し、城に登りて之を抜く」と書し、迎鑿江口の捷には、「今上、戦權を率ゐて、直に南岸に抵り、柵を焚きて還る」と書するが如き、此れ皆宋の太祖の歴試の迹なり。歐史には一概に書せず、但だ「周の師撃ちて之を敗る」と云ふのみ。豈に宋祖が周に仕ふるを以て諱と爲すか。然れども宋祖が周の臣より、軍士に擁立せられしこと、固に諱む能はず、亦必ずしも諱まざるなり。居正、太祖の時に在りて史を修め、必ず御覽に進めしならんも、竝に隱諱せず。歐史は仁宗の時に修めらる。乃ち轉つて之を諱むか。蓋し第だ其行文の簡淨を取らんと欲するなるのみ。

一産三男、史に入る

一産三男四男、史に入るは、舊唐書より始まる。高宗紀に、「嘉州の辛道讓の妻一産四男、高苑縣の吳文威の妻魏氏一産四男」と。哀帝紀に、「潁州汝陰縣の彭文の妻一産三男」と。歐陽の五代史、之に仿ひ、亦、本紀に載す。「同光二年、軍將趙暉の妻一産三男」の如き、是れなり。或は以爲へらく、

一産三男、史に入る

- 【一】 同光、唐の莊宗の年號。皇紀一五八三—一五八五。西紀九二三—九二五。

瑞にして之を記すと。此れ乃ち異を記するのみなるを知らず。徐無黨註して云はく、『此れ變異に因りて書す。人事を重んず、故に之を謹む。後世、此を以て善祥と爲す、故に亂世に於て之を書し、以て其の然らざるを見はすなり』と。今案するに、唐の高宗の後に即ち武氏の禍有り。哀帝は正に國を失ふ時に當り、尙ほ此事有り。又、宋史に、哲宗の紹聖四年、宣州の民の妻、一産四男。元符二年、河中猗氏縣の民の妻、一産四男。徽宗の重和元年、黃巖の民の妻、一産四男。未だ幾くならずして即ち金人の禍有り。知る可し、一産三男四男は、皆是れ變異にして、吉祥に非ざることを。

五代の諸帝は多く軍士の擁立に由る

宋の太祖、陳橋の兵變に由りて、遂に帝位に登る。查初白の詩に云はく、『千秋の疑案陳橋驛、一たび黃袍を着て便ち兵を罷む』と。蓋し以て世の稀有なる所の異事と爲すなり。知らず、五代の諸帝、多く軍士の擁立に由り、相沿うて故事と爲し、宋祖に至りて已に第四帝なることを。宋祖の前に、周の太祖郭威有り。郭威の前に、唐の廢帝王從珂有り。從珂の前に、唐の明宗李嗣源有り。一轍の如きなり。趙在禮、軍士皇甫暉等の逼る所と爲り、鄴城に據りて叛す。莊宗、嗣源を遣はして之を討たしむ。方に令を下して城を攻む。軍吏張破敗忽ち火を縱ちて噪呼す。嗣源、

- 【一】紹聖。皇紀一七五四—一七五七。西紀一〇九四—一〇九七。
- 【二】元符。皇紀一七五八—一七六〇。西紀一〇九八—一一〇〇。
- 【三】重和。皇紀一七七八。西紀一一一八。

之を叱す。對へて曰はく、『城中の人何の罪あらん。但だ歸るを思へども得ざるのみ。今宜しく城中と勢を合はせ、天子に河南に帝たらんことを請ひ、令公、河北に帝たるべし』と。嗣源涕泣して之を諭す。亂兵呼んで曰はく、『令公欲せずんば、則ち他人、之を有たん。我が輩は狼虎なり。豈に尊卑を識らんや』と。安重誨・霍彥威等、嗣源に勸めて之を許さしむ。乃ち嗣源を擁して城に入り、在禮と合し、兵を率ゐて南し、遂に帝と爲るを得たり。(霍彥威等の傳に見ゆ) 此れ唐の明宗の、軍士の擁立に由るなり。潞王從珂、鳳翔節度使たり。朝命、鎮を移すに因り、心、疑懼を懷き、遂に城に據りて命を拒む。愍帝、王思同等に命じて之を討たしむ。張虔釗、諸鎮の兵を會し、皆集まる。楊思權、城西を攻め、尹暉、城東を攻む。從珂、城に登りて外兵を呼んで曰はく、『吾、先帝に従ふこと二十年、大小數百戰す。士卒固より嘗て我に従へり。今、先帝新に天下を棄つ。我實に何の罪ありて伐たるるか』と。因つて慟哭す。外兵の聞く者皆之を哀れむ。思權、其衆を呼んで曰はく、『潞王は眞に我が主なり』と。即ち軍士を擁して城に入る。暉、之を聞き、亦、甲を解きて降る。從珂、是に由りて衆を率ゐて東し、遂に帝と爲るを得たり。(王思同・楊思權等の傳に見ゆ) 此れ廢帝の、軍士の擁立に由るなり。郭威、漢の隱帝己を誅せんと欲するを以て、遂に兵を起して闕を犯す。隱帝、弒に遇ふ。威、太后に朝に臨まんことを請ひ、又、湘陰公を迎立す。會、契丹の兵、滑州に入る。威、兵を率ゐて北伐し、澶州に至る。軍校何福進等、軍士と與に大呼し、屋を越えて入り、威に天子と爲らんことを請ふ。或は黃旗を裂きて

以て其身に加ふる者有り。山呼して地を震ひ、威を擁して南に還る。遂に帝と爲るを得たり。(漢周の)此れ周祖の、軍士の擁立に由るなり。尙ほ、擁立すれども未だ成らざる者有り。石敬瑭、河東節度使たる時、出で獵するに因りて、軍中忽ち、之を擁して萬歳と呼ぶ者有り。敬瑭惶惑し、爲す所を知らず。(二)段希堯、其の亂を倡ふる者李暉等三十餘人を斬らんことを勸む。乃ち止む。(希堯)敬瑭、帝と爲りて後、楊光遠に命じて范延光を討たしむ。滑州に至る。軍士、光遠を推して主と爲す。光遠曰はく、『天子は豈に汝等の販弄の物ならんや』と。乃ち止む。(光遠)符彥饒、兵を率ゐて瓦橋關を成る。裨將張諫等、彥饒を迎へて帥と爲す。彥饒偽りて之を許し、明日、軍禮を以て南衙に見えんことを約し、遂に甲を伏せ、盡く亂者を殺す。(彥饒)郭威、澶州より京に入る。歩軍校有り、醉に因りて揚言す、『昨、澶州の馬軍、扶策す。今、我が歩軍も亦扶策せんことを欲す』と。威聞き、急に其人を擒にして之を斬り、歩軍をして皆甲仗を納れしむ。始めて亂を爲さず。(紀)周本此れ皆擁立して未だ成らず、故に其事未だ甚だ著はれず。然れども亦見る可し、是時軍士、天子を策立すること、竟に習うて以て常と爲すことを。其始を推原するに、蓋し唐の中葉より以後、河朔の諸鎮、各自分據し、一節度使卒する毎に、朝廷必ず中使を遣はし、往きて軍情の立てんと欲する所の者を察せしめ、即ち授くるに旄節を以てす。(新舊唐書の藩鎮傳に見ゆ)五代に至りて、其風益甚だし。是に由りて軍

【一】 段希堯の傳は新五代史第五十七卷棟傳、舊五代史第一百二十八卷周書に載す。

【二】 楊光遠の傳は新五代史第五十一卷棟傳、舊五代史第九十七卷晉書に載す。

士、廢立の權を擅にし、往往、一帥を害し、一帥を立つること、兒戲に同じき有り。今、唐末及び五代に就きて之を計るに、黃巢の亂に、武寧節度使支詳、(三)時溥を遣はして兵を率ゐて難に赴かしむ。兵大呼し、反つて支詳を逐ひ、溥を推して留後と爲す。(溥傳)青州の王敬武卒す。三軍、其子師範を推して留後と爲す。(師範傳)義武の王處存卒す。軍中、其子郛を推して留後と爲す。李克用の起るや、康君立等、推して大同軍防禦使と爲す。朱瑄は本鄆州指揮使なり。軍中推して本州留後と爲す。天雄軍亂れ、其節度使樂彥貞を囚し、并に其子從訓を殺し、聚まりて呼んで曰はく、『孰か節度使と爲らんことを願ふ者ぞ』と。(四)羅宏信出でて之に應ず。牙軍遂に推して留後と爲す。(宏信傳)夏州の李思諫卒す。軍中、其子彝昌を立てて留後と爲す。趙在禮が逼られて反するや、軍士皇甫暉、戍兵が歸るを思ふに因りて、軍將楊仁晟を劫して帥と爲す。仁晟從はず。暉、之を殺す。又、一小校を推す。小校從はず。亦、之を殺す。乃ち二首を攜へて在禮に詣りて曰はく、『從はずんば此を視よ』と。在禮、已むを得ずして之に従ひ、遂に其帥と爲る。此類の如き者、一にして足らず。計るに諸鎮、朝命の除拜に由る者は、十の五六、軍中の推戴に由る者は、十の三四。藩鎮既に兵士の擁立に由り、其勢遂に帝王に及ぶも、亦風會の必ず至る所なり。乃ち其の好んで擁立を爲す所以の者も、亦自ら故有り。藩鎮を擁立すれば、則ち主帥、之を徳とし

【三】 時溥の傳は新唐書第一百八十八卷、舊唐書第一百八十二卷。舊五代史第三十三卷梁書に載す。

【四】 羅宏信の傳は新唐書第二百十卷藩鎮傳、舊唐書第一百八十一卷に載す。

五代の諸帝は多く軍士の擁立に由る

之を畏れ、旬ごとに犒ひ月ごとに宴し、驕子を奉ずるが若く、法を犯す有りと雖も、亦、敢て問はず。魏博の牙兵の如き、是れなり。(説、後に)天子を擁立すれば、則ち將校、皆、超遷するを得、軍士、又賞賜剽掠を得。明宗の立つや、趙在禮は即ち滄州節度使を授けられ、皇甫暉も亦陳州の刺史に擢でられしが如し。楊思權叛きて廢帝に鳳翔に降る時、先づ廢帝に謂ひて曰はく、「望むらくは殿下、京師を定めて後、臣に一鎮を與へよ。置きて防禦團練の列に在らしむる勿かれ」と。乃ち懷中より一紙を出す。廢帝即ち「邪寧節度使とす可し」と書す。後果して尹暉と皆節鎮を授けらる。同時に功を立つるの相里金・王建立も亦節度使に擢でらる。周祖、位に即き、亦、佐命の王峻を以て樞密使と爲し、郭崇を節度使と爲す。此れ將校の、擁立に利ある所以なり。軍士の、重賞を得劫奪を恣にするに至りては、更に紀極無し。明宗の、洛に入るや、京師大に亂れ、焚剽すること息まず。明宗亟かに命じて焚掠を止めしむ。百官皆敝衣にて來り見ゆ。(本紀)廢帝の反するや、感帝、兵を遣はして之を討たしめ、左藏庫に幸して軍を賞す。人ごとに各絹二十四匹、錢五千。軍士、物を負ひ、路に揚言して曰はく、「鳳翔に至らば更に一分を請はん」と。(康義)王師既に降る。廢帝許すに事成らば重く賞するを以てす。軍士、皆、望に過ぐ。入りて立つに及びて、有司、庫籍を獻するに甚だ少し。廢帝大に怒る。諸鎮より刺史に至るまで、皆、錢帛を進めて賞を助く。猶ほ足らず。乃ち民財を率して用を佐く。内弊、獄に滿つ。又、民の屋課を借ること五月。(質)盧

【五】盧質の傳は新五代史第五十六卷棟傳、舊五代史第九十

李專美)諸軍猶ほ欲に滿たず、相與に謠つて曰はく、「生菩薩を去却し、一條鐵を扶起す」と。(本紀)是より先、帝、鳳翔に在り、洛に入りて後人ごとに各、百緡を賞せんことを許す。是に至りて、禁軍を以て鳳翔に在りて降る者楊思權等に、各、馬二、駝一、錢七十緡を賞し、軍士には二十緡、京に在る者には十緡。(通鑑)周の太祖初めて滑州に至る時、王峻、軍士に諭して曰はく、「我、公の處分を得たり。京に入るを俟ちて、爾等に旬日の剽掠を許さん」と。衆皆踊躍す。(本紀)汴に至るに及びて、迎春門より入る。諸軍大に掠め、烟火四に發す。明日、王峻・郭崇曰はく、「若し禁止せずんば、夜に比りて化して空城と爲らん」と。是に由りて諸將に命じて其の尤も甚だしき者を斬らしむ。晡時に乃ち定まる。(本紀)而して前の滑州節度使白再榮、已に亂軍の害する所と爲り、侍郎張允、屋より墜ちて死す。(隱帝)安叔千の家費已に掠め盡さる。軍士猶ほ其の藏する所有らんことを意ひ、篋掠すること已まず。傷重くして洛陽に歸る。

【六】安叔千の傳は新五代史第四十八卷棟傳、舊五代史第二百二十三卷周書に載す。
【七】趙鳳の傳は新五代史第二十八卷唐臣傳、舊五代史第六十七卷唐書に載す。

(叔千)時に趙童子といふ者有り、善く射る。軍士の剽掠を憤り、乃ち大呼して曰はく、「太尉は君側の惡を除かんと志す。鼠輩敢て爾るは乃ち賊なり」と。弓矢を持し、巷口に據り、來り犯す者は輒ち殺す。是に由りて保全する者數十家。後、周祖、民間に「趙氏當に天下を有つべし」の謠有るを聞き、此童子を疑ひ、遂に人をして誣告せしめて之を殺す。(五代)又、趙鳳、居民に剽せられざるの室

無きを見、亦獨り里門を守る。軍敢て犯さず。(鳳傳)是れ周祖が闕を犯す時、居民、劫奪を免るるを得たる者は、惟だ此二趙の里のみ。其他、公卿より以下、害を被らざる無きなり。此れ軍士の、擁立に利あるなり。王政、綱あらず、權反つて下に在り、下凌ぎ上替れ、禍亂相尋ぎ、藩鎮既に朝廷を蔑視し、軍士も亦主帥を脅制す。古來僭亂の極、未だ五代の如き者有らず。開闢以來の、一大劫運なり。

卷の二十二

五代には樞密使の權最も重し

唐の中葉以後、始めて樞密院有り。乃ち宦官、内廷に在りて、詔旨を出納するの地なり。昭宗の末年、朱溫大に唐の宦官を誅し、始めて心腹蔣元暉を以て唐の樞密使と爲す。此れ樞密の、朝士に移るの始なり。溫、位を篡ひ、改めて崇政院と爲し、敬翔・李振、使と爲る。凡そ上の旨を承け、皆之を宰相に宣す。宰相、見ゆる時に非ずして而して事當に上決すべき者有れば、則ち崇政使に因りて以て聞き、旨を得れば則ち復た宣して之を出す。然れども是時は止だ謀議の中に參するのみ、尙ほ未だ専ら事を外に行はず。後唐に至りて樞密使の名を復し、郭崇韜・安重誨等、使と爲り、樞密の任、宰相よりも重し。宰相、此より職を失ふ。(歐史の郭崇韜傳)今案するに唐の莊宗の時、崇韜、使と爲り、明宗の時、安重誨、使と爲り、晉の高祖の時、桑維翰、使と爲り、漢の隱帝の時、郭威、使と爲る。崇韜が使たる時に當りて、宰相豆盧革以下、皆之に傾き附く。崇韜の父の諱、宏なるを以て、遂に奏して宏文館を改めて崇文館と爲す。重誨が使たる時、御史臺の門を過ぐ。殿直馬延悞りて其前導を衝く。重誨、臺門に即きて延を斬り、而して後に奏す。是時、四方、事を奏するに、皆先づ重誨に白し、然る後に

五代には樞密使の權最も重し

聞す。重誨、任圜と協はず、則ち朱守殷が反するに因り、即ち「圜、謀を通ず」と誣ひ、而して先づ之を殺す。潞王從珂を忌み、則ち其部將楊彦温を嗾して之を逐ひ出す。明宗、藥彦僞を遣はして討を致さしめ、命じて彦温を生致せしめ、親ら其由を訊ねんと欲す。而るに彦稠、重誨の旨を希ひ、即ち彦温を殺して以て口を滅す。宰相馮道等、亦、重誨の意を希ひ、數「從珂、守を失ふ。宜しく罪に坐すべし」と言ふ。明宗聽かずして止む。郭威が使たる時、兵を率めて三叛を平げ、西京に歸る。留守同中書門下平章事王守恩、官已に使相たり、肩輿にて出で迎ふ。威、之を怒り、即ち頭子を以て白文珂に命じて之に代らしむ。守恩方に客次に在り、見ゆるを待つ。而して吏已に馳せ報じ、新留守、事を府に視る。守恩遂に罷む。見る可し、當時の樞密の權、人主に等しく、詔敕を待たずして、以て大臣を易置す可きことを。其後、出でて魏州に鎮す。史宏肇、又、樞密使を帯びて以て往かしむ。蘇逢吉、之を力爭すれども得ず。是に於て權勢益々重く、遂に、兵を稱げて闕を犯し、響應せざる莫きに至りしなり。

五代、藩鎮に姑息す

唐、河北を失ひしより後、河朔の三鎮、朝命行はれず、已に化外の羈縻に同じ。末季に至りて、天子益々弱く、諸侯益々強く、朝廷尤も姑息を以て事と爲す。卒に、尾大にして掉はれざるに至り、區宇



分裂し、鼎祚遽に移る。梁祖、梟桀の資を以て、羣下を驅策し、動もすれば誅戮を以て事に従ふ。氏叔琮・朱友恭・王重師・朱珍・鄧季筠・胡規・黃文靜・李謙・李重允・范居實等の如き、皆、堅を披し銳を執り、開國の功臣と爲す。一たび疑忌有れば、輒ち斬艾、之に隨ふ。固より未だ嘗て稍も含忍を事とせざるなり。末帝位に即くに及びて、漸く、其下を制する能はず。楊師厚、魏博に在り、朝廷常に隱憂有り、而も敢て過問せず。師厚死するや、乃ち私に宮中に賀す。華温琪、定昌節度使と爲り、人の妻を奪ひ、其夫の告ぐる所と爲る。帝、詔を下して曰はく、「若し便ち峻典を行はば、子を功勳を念はずと謂はん。若し全く舊章を廢せば、子を黎庶を念はずと謂はん。人君たる者、亦難からずや」と。乃ち温琪を召し、入りて金吾大將軍と爲す。此れ以て其の曲げて調停を事とし、略ぼ威斷無きを見る可し。莊宗登極し、年を歷ること未だ久しから

【二】李嚴の傳は新五代史第二十六卷唐臣傳に載す。

す。明宗嘗て諸侯の邸吏の驕恣なるに因りて、杖遣して懲を示す。能く紀綱を整飭する者と謂ふ可し。唐末より、諸藩の邸吏の、京に在る者、毎に御史、事を上れば、皆、客次に至りて名を通じ、勞するに茶酒を以てし、而して相見る。明宗、之を聞き、趙鳳に問ふ、「邸吏は何の官ぞ」と。曰はく、「知縣發選知後の流なり」と。明宗曰「然れども姑息の弊、はく、然らば則ち吏卒のみ。安んぞ吾が法官を慢るを得んや」と。皆杖して之を遣る。文紀傳に見ゆ。然れども姑息の弊、實に是時に起る。高季興、擅に夔州を竊む。帝、西方鄴を遣はして之を討たしむ。霖潦を以て師を班す。李彝超、夏州に據り、代を受けず。帝、安從進を遣はして之を討たしむ。芻糧繼がざるを以て師を班す。安重誨、孟知祥が蜀に據るを慮り、李嚴を遣はして往きて軍を監せしむ。知祥即ち嚴を

斬りて以て叛す。(嚴傳)董璋と知祥と兩川に分據し、遂に二州を攻陷す。帝、石敬瑭を遣はして之を討たしむ。又、饋餉・給せざるを以て引き還る。帝、人を遣はして往きて璋を諭し過を改めしむ。璋聽かず。(璋傳)知祥、命に抗すること既に久し。范延光奏して曰はく、「陛下若し意を屈して招撫せずんば、彼も亦自ら新にするに由無からん」と。帝曰はく、「知祥は吾が故人なり。之を撫するは何の意を屈することか之れ有らん」と。乃ち詔を以て知祥に賜ふ。知祥始めて表を上りて謝す。

(明宗紀及)是れ明宗の、強藩に於ける、已に包容する所多く、制馭する能はざるなり。石晉に至りて尤も甚だしく、幾ど冠履倒置の勢有り。(四傳)楊光遠、命を奉じて范延光を討ち、兵柄、手に在り、以爲へらく晉祖、己を畏ると。輒ち朝政に干預す。或は抗して奏する所有れば、晉祖も亦意を曲げて之に従ふ。(光遠傳)張彥澤、節度使と爲り、爲す所不法なり。從事張式諫むれども聽かれず、出奔す。彥澤、人をして面のあたり奏せしめて謂はく、「彥澤、張式を得ずんば、恐らくは不測を致さん」と。晉祖も亦已むを得ずして之を與ふ。(彥澤傳)

朝廷の尊、反つて臣下の脅制する所と爲る。然れども此れ猶ほ事の小さな者なり。(安重榮、鎮州に在り、晉祖が厚く契丹に事ふるを以て、數、非笑を加へ、『中國を誦して以て外蕃に事ふ』と謂ひ、

上表して、兵を興して契丹を攻めんと欲し、并に契丹の使者を執へ、書を各鎮に馳せ、「契丹は貪傲にして鑿く無し。將に之と決戦せんとす」と謂ふ。帝諭して之を止むれども、從はず。重榮謂へらく、帝、之を如何ともする無しと。遂に襄州の安從進と與に反を謀る。(重榮傳)從進、襄州に在り、南方の貢輸、襄に道する者は、輒ち之を留む。帝、之を青州に移れば、漢江の南に在り」と。即ち任に赴く。くして以て待つを以てせしむ。從進曰はく、「青州に移れば、漢江の南に在り」と。即ち任に赴く。帝、亦之を優容す。(從進傳)威令行はれず、武夫悍將、桀傲なること此に至るは、固より兵力の以て相制するに足らざるに由る。然れども周の世宗、登極の後、諸鎮咸惕息して驅策を受く。則ち又、兵力の強弱に繫らず。而して天下を制馭するには自ら道有るなり。

五代には藩郡皆武人を用ふ

五代の諸鎮節度使、未だ勳臣・武將を用ひざる者有らず。遍く薛歐二史を検するに、文臣の、節度使と爲る者は、惟だ馮道暫く同州に鎮し、桑維翰暫く相州及び泰寧に鎮するのみ。兪瑩、功を積み、勳を恃みて驕恣に、酷刑暴斂し、生民を荼毒すること、固より已に比比皆是れなり。乃ち、藩鎮に隸せざるの州郡、朝廷より刺史を除する者に至るまで、亦多く武人を用ひて之と爲す。歐史の

五代には藩郡皆武人を用ふ

- 【一】 董璋の傳は新五代史第五十一卷棟傳、舊五代史第六十二卷唐書に載す。
- 【二】 孟知祥の傳は新五代史第六十四卷後蜀世家、舊五代史第三百三十六卷僭傳に載す。
- 【三】 楊光遠の傳は新五代史第五十一卷棟傳、舊五代史第九十七卷晉書に載す。
- 【四】 張彥澤の傳は新五代史第五十二卷棟傳、舊五代史第八卷晉書に載す。
- 【五】 安重榮・安從進の傳は新五代史第五十一卷棟傳、舊五代史第九十八卷晉書に載す。
- 【六】 郭延魯の傳は新五代史第四十六卷棟傳、舊五代史第十四卷晉書に載す。

に謂はく、『刺史は皆軍功を以て拜す。論者謂へらく、天下多事、民力困敝するの時、宜しく刺史を以て武夫に任ずべからず。功を恃み下を縦にし、害たること細ならずと。』薛史の安重榮の傳にも亦云はく、『梁唐より以來、郡牧は多く勳を以て授けらる。治道に明かならず、例して左右の羣小の惑はす所と爲り、官を賣り獄を鬻ぎ、悉民を割剝す』と。誠に慨する有るかな、其の之を言ふや。故に、唐の明宗の、心を吏治に留め、貪を懲らし廉を奨め、吏、賊を犯す有れば、輒ち之を死に置き、『貪吏は民の蠹なり』と曰ひ、鄧州の陶玘・亳州の李鄴皆賊汚を以て論死し、又嘗て詔を下して廉吏石敬瑭・安從阮・張萬進・孫岳等を褒し、以て天下を風厲するを以てすと雖も、然れども軍伍に出身し、本、撫循するを知らず、風氣已に成り、淪胥して挽く莫し。相里金の傳に云はく、『是時、諸州の刺史、皆、武人を用ひ、多く部曲を以て場務を主らしめ、公私を漁蠹し、利を以て自ら入る。金、沂州の刺史と爲り、獨り部曲を禁じて、民事に與らざらしめ、厚く給養を加へ、家務を主らしむるのみ』と。此れ亦、循績の紀す可き有るに非ざれども、當時已に金を以て治行の最と爲す。則ち民の塗炭に罹ること知る可きなり。宋の太祖が易ふるに文臣を以て民を牧せしめて、而る後に天下漸く喘息するを得しより、歴代、之に因り、皆、國を享くること久長にして、民、亂を思はず。豈に官を設け法を立つるの善にして、以て水火より出して、之を衽席に登す有ればなるに非ずや。

五代の藩帥の劫財の習

五代の亂に、朝廷の威令行はれず、藩帥の劫財の風、盜賊よりも甚だしく、強奪枉殺し、復た人理無し。李匡儔、晉の軍の敗る所と爲り、滄州に遁る。隨行の輜重、妓妾奴僕甚だ衆し。滄帥盧彥威、之を景州に殺し、盡く其貨を取る。(晉紀) 張筠、康懷英に代りて永平節度使と爲る。懷英死す。筠即ち其家貨を掠む。侯莫陳威といふ者有り、嘗て溫韜と與に唐の諸陵を發き、多く珍寶を得たり。筠、又、威を殺して之を取る。筠の弟錢、京兆に守たり。魏王繼岌が蜀を滅ぼして歸り、而して明宗の兵起るに値ひ、錢即ち威楊橋を斷つ。繼岌還るを得ず、自ら縊れて死す。遂に悉く其行橐を取る。是より先、王衍、蜀より京に入る。莊宗、宦者向延嗣を遣はして之を途に殺さしむ。延嗣盡く衍の貨を得たり。是に至りて、明宗、位に即き、宦者を誅す。延嗣亡命す。錢、又、盡く其貨を得たり。是に由りて筠、錢、兄弟、皆、費鉅萬を擁す。(筠傳) 馬全節、南唐の將史承裕を敗り、擒にして以て闕下に獻せんとす。承裕曰はく、『吾、城中を掠めて得る所百萬、將軍、之を取れり。吾、天子に見え、必ず訴へて而る後に刑に就かん』と。全節懼れ、遂に之を殺す。(全節傳)

【一】張筠の傳は新五代史第四十七卷撰傳、舊五代史第九十卷晉書に載す。
 【二】馬全節の傳は新五代史第四十七卷撰傳、舊五代史第九十卷晉書に載す。

高允權、延州の令と爲る。其妻は劉景巖の孫女なり。景巖、延に家し、良田甲第甚だ富む。允權心に之を利とし、乃ち景巖反すと誣ひて之を殺す。(允權) 李金全、安州を討つ。至れば則ち亂首王暉已に誅に伏す。金全、其黨武彥和等が亂を爲す時、賞を劫すこと算無しと聞き、乃ち又殺して之を奪ふ。(金全) 張彥澤、契丹に降る。德光の命を奉じて先づ京に入る。乃ち軍を縦ちて大に掠む。又、桑維翰を縊死し、悉く其賞を取る。(彥澤) 成徳節度使董溫其、契丹の擄にする所と爲る。其牙將秘瓊、其家を殺して其賞を取る。瓊、齊州防禦使と爲り、道、魏に出づ。范延光、兵を伏せて之を殺し、成卒悞り殺すを以て聞す。後、延光叛し、而して又降り、其帑を擄へて河陽に歸る。楊光遠、子承勳をして之を推せしむ。水に墮ちて死す。盡く其賞を取る。(延光) 楊光遠、後亦叛し、而して復た降る。其故吏悉く其寶貨名姬善馬を取り、李守貞に獻す。(光遠) 歐史に謂はく、「瓊、溫其を殺して其賞を取り、延光、瓊を殺して之を取り、延光、又、賞を以て光遠の殺す所と爲り、而して光遠も亦有つ能はざるなり。天道の報施、亂世と雖も亦爽はざるを見る可し。且つ財多きは害を爲す。亂世尤も禍を召き易し」と。(再榮) 鎮州に在り、契丹に従ふの官吏を劫奪す。鎮人、之を白麻荅と謂ふ。京師に歸るに及びて、周祖の兵入るに遇ひ、軍士、其家に至り、悉く其財を取る。已にして前みて啓して曰はく、「我が輩嘗て公に事ふ。一旦無禮なること此に至る。何の面目ありて公に見えんや」と。乃ち之を斬りて去る。(再榮) 則ち人事を以て之を言へば、分に非ずして財を取るは、更に身を殺すの道なり。

五代の幕僚の禍

五代の初め、各方鎮猶ほ掌書記の官を重んず。蓋し羣雄割據し、各務めて勝を争ひ、書檄の往來と雖も、亦、人の下に居るを恥づ。國を視ふ者、并に此に於て、其國の能く士を得ると否とを觀る。一時遂に各名士を延致し、以て幕府を光かす。

【一】李襲吉の傳は新五代史第二十八卷唐臣傳、舊五代史第六十卷唐書に載す。

李襲吉が李克用の書記と爲るが如し。克用、王行瑜を討ち、而して入觀するを得ざるや、襲吉爲めに表を作りて云はく、「穴禽、羽有り、舜樂を聽きて以て猶ほ來る。天路、梯無く、堯雲を望みて而も到らず」と。昭宗大に之を嘆賞す。又、克用の爲めに好を朱溫に修むるや、中に句有り、云はく、「毒手尊拳、暮夜に交相し、金戈鐵馬、明時に蹂躪す」と。溫、敬翔に謂ひて曰はく、「李公、一隅に斗絶し、乃ち此名士を得たり。若し吾の智算にして、襲吉の筆才を得ば、虎に翼を傅くるなり」と。是に由りて襲吉の名大に著はる。是時、梁に敬翔有り、燕に馬郁有り、華州に李巨川有り、荆南に鄭準有り、鳳翔に王超有り、錢塘に羅隱有り、魏博に李山甫有り、皆、文稱有

り。(製吉)其後、馮道は書記より入りて相となり、桑維翰は書記より樞密使と爲る。固に華要の極選なり。然れども藩鎮は皆武夫にして、權を恃み氣に任じ、又、往往、文人を凌蔑し、或は非理に戕害するに至る。鄭準、荆南の成汭の書記と爲り、語合はざるを以て、職を解きて去る。汭怒り、潜に人をして之を途に殺さしむ。(五代)是時、諸侯方に書記を重んずるに、已に肆虐すること此の如し。此外、副使・判官の類は、更に何ぞ論せん。今、薛歐二史に見ゆる者は、(三)西方鄴、節度使と爲り、爲す所法に非ず。判官譚善達數之を諫む。鄴怒り、誣ふるに事を以てし、獄に下して死す。(鄴傳)襄州節度使劉訓、私忿を以て副使胡裴を族し、誣ふるに亂を謀らんと欲するを以てす。人士、之を冤とす。(訓傳)房知温、節度使と爲り、多く其左右を縦ちて、幕僚を排辱せしむ。(知温傳)高行珪、節度使と爲り、性貪鄙なり。副使范延策、之を諫む。乃ち「延策、叛を謀る」と誣奏し、其子を并せて之を殺す。(行珪傳)高行周、鄴城に鎮す。其副使張鵬、一言合はず、行周の奏する所と爲り、詔して即ち斬に處す。(行周傳)王繼宏、相州に鎮し、判官張易を殺し、訛言を以て聞す。是時、藩郡凡そ刑殺を奏すれば、皆其命に順ふ。故に當時の、事に従ふもの、賓客の禮鮮く、足を重ね跡を一にして之に事へ、猶ほ禍を免るる能はず。(漢の隱)而し

- 【一】 西方鄴の傳は新五代史第二十四卷唐臣傳、舊五代史第六十一卷唐書に載す。
- 【二】 劉訓の傳は舊五代史第六十二卷唐書に載す。
- 【三】 房知温の傳は新五代史第四十六卷樞傳、舊五代史第九十一卷晉書に載す。
- 【四】 高行珪の傳は新五代史第四十八卷樞傳、舊五代史第六十五卷唐書に載す。
- 【五】 高行周の傳は新五代史第四十八卷樞傳、舊五代史第二百二十二卷周書に載す。

て尤も慘なる者は、張彥澤、彰義に鎮し、政を爲すこと苛暴なり。掌書記張式、之を諫む。彥澤怒り、弓を引きて之を射る。式走りて免る。遂に出で奔る。彥澤、二十騎をして之を追はしめ、曰はく、「來らずんば即ち其頭を取りて來れ」と。式、邠州に至る。節度使李周、爲めに奏して之を留む。詔して式を商州に流す。彥澤奏して必ず式を得るを以て期と爲す。晉祖已むを得ずして之を與ふ。彥澤乃ち心を割き口を決り、手足を斷ちて而して之を斬る。(彥澤傳)此れ幕僚の禍の最も酷なる者なり。惟だ史匡翰、義成に鎮し、好んで書を読み、下に接するに禮を以てす。幕客に關徹といふ者あり、酒を使ひ目を怒らして匡翰に謂ひて曰はく、「近ごろ張彥澤が張式を嚮にせしを聞く。未だ史匡翰が關徹を斬りしを聞かず。恐らくは天下の談者、未だ比類有らざらん」と。匡翰怒らず、滿を引ききて自ら罰して之を慰む。時に其の寛厚なるを稱す。是に由りて之を觀れば、士の、是時に生るる者、手を繋がれ足を絆され、動もすれば羅網に觸れ、何を以て生を全うするかを知らざるなり。

五代の鹽麴の禁

五代は(一)横征、藝無し。洪容齋隨筆に記す、「朱溫、夷門の一鎮を以て力征して天下を得。士は苦戦すと雖も、民は則ち樂輸す。末帝、唐の莊宗と、河上に對壘す。民、輦運に困むと雖も、亦未だ

- 【一】 横征。税を無やみに取ること。
- 【二】 樂輸。租税を上納するに苦しまざるをいふ。
- 【三】 輦運。糧食等を運搬するをいふ。

五代の鹽麴の禁

流亡に至らず。賦斂軽くして而して田園戀ふ可きに由るが故なり。唐の莊宗、吏人に任じ、孔謙、三司使と爲り、法を峻にして以て下を剝し、厚く斂して以て上に奉ずるに及びて、是に於て賦斂日に重し。而して歴代、之に因る」と。今即ち鹽麴二事に據りて、以て其大概を見る可きなり。凡そ鹽鑄戸は應に鹽利を納るべし。斗毎に白米一斗五升を折納す。晉初、始めて錢に折して收納せしむ。竈戸の納るる所此の如し。鹽價の貴きこと知る可きなり。海鹽界分は、毎年錢一千七萬貫を收む。區區たる數十州の地を以てして、而も價を收むること此の如し。其價更に知る可きなり。城坊官、自ら鹽を郷村に賣る毎に、則ち戸を案じて配食し、田稅に依りて錢を輸す。其私販の禁は、十斤以上は即ち死に處す。刮礮煎鹽者は、斤兩を論せず、皆死す。凡そ告ぐる者は、十斤以上は賞錢二十千、五十斤以上は三十千、百斤以上は五十千。其法令の嚴なること知る可きなり。晉の高祖、鹽貴きの、民を病ましむるを知り、乃ち詔して戸を計りて稅を徵し、戸毎に一千より二百文に至り、五等に分ち、商人の、鹽を販ぎ、民の自ら買ひて食するを聽す。一時頗る以て便と爲す。出帝の時、又、諸州郡に令して鹽に稅せしむ。過稅は斤ごとに七錢、住稅は斤ごとに十錢。蓋し已に戸を案じて鹽錢を徵し、法を改むるに便ならず、乃ち又、商稅を加徵し、利をして官に歸せしむるなり。漢の乾祐中、青鹽一石、抽稅一千文、鹽一斗。是れ又、出帝の

- 【四】鹽鑄戸。鹽を製造するを業とする家。
- 【五】折納。或る物を上納する代りに其價に相當する他の物を上納するなり。
- 【六】乾祐。漢の高祖の年號。皇紀一六〇八一六一〇。西紀九四八—九五〇。

時よりも加重なり。周の廣順中、始めて詔して青鹽一石、抽八百文、鹽一斗、白鹽一石、抽五百文、鹽五升とす。然れども鹽價は既に抽稅に由りて貴を増し、而して戸を案じて徵する所の鹽稅、又、放免せず。是れ一鹽にして二稅なり。民益之に苦しむ。此れ鹽法の大槪なり。其酒麴の禁は、孔循曾て麴法を以て一家を洛陽に殺す。(私麴五斤以上)明宗即ち詔して郷村の戸、秋田の苗上に於て、畝毎に錢五文を納れ、民自ら麴を造り酒を醸すを聽し、其城坊も亦、自ら造るを聽し、而して其稅を榷す。(長興中、又、五文を減じて三文と爲す。尋いで仍ほ詔して官自ら麴を造り、舊價の半を減じ、民に賣り酒を醸さしむ。漢の乾祐中、私麴の禁、斤兩を論せずして皆死す。周の廣順中、仍ほ改めて五斤以上と爲す。然れども五斤の私麴は、即ち極刑に處す。亦、法令の酷なるを見る可し。此れ麴法の大槪なり。(以上俱に薛史及び五代會要に見ゆ。)即ち此二事、法を峻にし利を專らにし、民已に命に堪へず。況んや賦役繁重にして、橫征百出し、加ふるに藩鎮の私斂すること、趙在禮の拔釘錢、戸毎に一千、劉錫の加派、秋苗は畝毎に牽錢三千、夏苗は畝ごとに二千の如きを以てするをや。民の、是時に生るる者、慨するに勝ふ可けんや。

- 【七】廣順。周の太祖の年號。皇紀一六一一—一六一三。西紀九五—九五三。
- 【八】長興。後唐の明宗の年號。皇紀一五九〇—一五九三。西紀九三〇—九三三。

五代の濫刑

五代は亂世にして、本、刑章無く、人命を視ること草芥の如く、動もすれば族誅を以て事と爲す。梁祖、舊怨を以て、人をして王師範を洛に族せしむ。師範、席を設け、宗族と飲み、使者に謂ひて曰はく、『死は人の免れざる所なり。然れども恐らくは少長、序を失はば、下、先人に愧づ』と。酒半にして、少長に命じて次を以て戮に就かしむ。(師範)唐の莊宗既に梁を滅ぼし、詔して梁の臣趙巖等、竝に市に族し、妻兒骨肉を除く外、其疏屬僕隸は竝に釋す。(莊宗)又、夏魯奇に命じて朱友謙を河中に族誅せしむ。友謙の妻張氏、其家屬二百餘口を率ゐて魯奇を見て曰はく、『請ふ骨肉を別ち、他人の横死を致す無からんことを』と。(友謙)汴州の控鶴指揮使張諫、叛を謀り、既に誅に伏す。又、其黨三千人を集め、竝に之を族し、并せて滑州の長劍等の軍士數百人を誅し、其族を夷ぐ。(明宗)漢の三司使王章、殺さる。女有り梁貽肅に適く。病みて已に年を踰ゆ。病を扶けられて戮に就く。(章傳)是れ族誅の法、凡そ罪人の父兄妻妾子孫并に女の出で嫁する者、一として免るを得る無きなり。非法の刑、茲に於て極まれり。而して尤も漢代の濫なるに如くは莫し。(史宏肇)將と爲り、麾下稍や意に忤へば、即ち之を搥殺す。故に漢祖、義を起すの初、宏肇、兵を統べて先づ行き、過ぐる所秋毫も犯す無く、兩京帖然たり。未だ嘗て其嚴刑の效に非ずんばならず。隱帝の時、李守貞等反す。京師多く流言

【一】朱友謙の傳は新五代史第四十五卷樞傳、舊五代史第六十三卷唐書に載す。

【二】王章の傳は新五代史第三十卷漢臣傳、舊五代史第七卷漢書に載す。

【三】史宏肇の傳は新五代史第三十卷漢臣傳、舊五代史第七卷漢書に載す。

す。宏肇、兵を督して巡察す。罪、大小と無く、皆死す。白晝仰いで天を觀る者有れば、亦市に腰斬す。凡そ民、罪に抵れば、宏肇但だ三指を以て吏に示す。吏即ち腰斬す。又、斷舌・決口・斫筋・折足の刑を爲す。是に於て無賴の輩、風を望みて逃匿す。路、遺物有るも、人敢て取らず。亦未だ嘗て靖亂の法に非ずんばならず。然れども罪の輕重・理の是非を問はず、但だ『犯す有り』と云へば、即ち極刑に處し、枉濫の家、敢て上訴するもの莫し。軍吏、之に因りて奸を爲し、禍を嫁し人を脅すこと、數ふるに勝ふ可からず。故の相李崧の弟嶼、僕葛延遇有り、嶼の貲を乾沒す。嶼、之を責む。延遇遂に『崧・嶼、李守貞に通じて反を謀る』と告ぐ。是に坐して族誅せらる。何福進、玉枕有り、奴を遣はして之を江南に賣らしむ。奴、其價を隱す。福進、之を答つ。奴即ち『福進、吳に通ず』と誣告す。宏肇即ち福進を治して棄市す。帳下、其妻子を分ち取り、而して其家財を籍す。是に於て、前資・故將の家、僮奴に姑息にして、復た主僕の分無し。(宏肇)此れ京師の濫刑なり。(蘇逢吉)相と爲り、天下に盜多きを以て、自ら詔を草す、『凡そ盜の居る所、本家及び鄰保、皆族誅す』と。或るひと謂はく、『盜に族誅の法無し。況んや鄰保をや』と。乃ち但だ族の字を去る。是に由りて鄆州捕賊使者張令柔、平陰縣十七村の人を殺し、皆盡く。衛州の刺史葉仁魯、兵を帥ゐて盜を捕ふ。村民十數有り、方に盜を逐うて山に入る。仁魯并せて其の盜を爲すを疑ひ、其脚筋を斷つ。宛轉號呼して死す。(逢吉)劉銖、法を

【四】蘇逢吉の傳は新五代史第三十卷漢臣傳、舊五代史第八卷漢書に載す。

立つること深峻なり。左右、意に忤ふ有れば、即ち人をして倒曳して出づること數百歩ならしむ。體に完膚無し。人を杖する毎に雙杖對下す、之を合歡杖と謂ふ。或は人を杖すること其歲の數の如し、之を隨年杖と謂ふ。(銖傳)此れ又藩郡の濫刑なり。毒、四海を痛ましめ、殃、萬方に及ぶ。劉氏父子二帝、國を享くること四年に及ばず、楊史蘇劉諸人、亦皆橫禍を被り、一も終を善くする者無し。此れ固に天道の報施昭然たるなり。而して民の、是時に生るる、如何に手足を措くかを知らざるなり。

五代の諸侯の貢奉に多く鞍馬器械を用ふ

兵を用ふるの世は、武備を是れ亟かにす。故に五代の藩鎮の貢獻、多く鞍馬・器械を以て先と爲す。梁紀に、開平二年、大明節に、内外の臣僚、各奇貨・良馬を以て壽を上る。清明の宴に、鞍轡馬及び金銀器を以て獻と爲す者、殆ど千萬。午日に、獻する者巨萬、馬三千蹄。已にして又諸道に詔す、「進獻するに金寶を以て戈甲劍戟を裝飾するを得ず。鞍勒に至るまで、亦、金を塗り及び龍鳳を雕刻するを用ひず」と。是時の貢獻は専ら戎備を以て重しと爲すを見る可きなり。歐史に云はく、「唐の莊宗より以來、方鎮の進獻の事稍く起る。晉に至りて、添都助國の物、動もすれば千を以て計る。其來朝・奉使、要を買ひ罪を贖ふこと、貢獻に出でざるは無しと云ふ」と。今按ずるに、莊宗甫めて梁を滅ぼすや、

- 【一】開平。後梁の太祖の年號。皇紀一五六七―一五七〇。西紀九〇七―九一〇。
- 【二】清明。二十四節の一、陰曆の三月節なり。
- 【三】午日。端午なり。

河南の尹張全義、即ち暖殿物を進む。後遂に寵、羣臣に冠たり。劉皇后に命じて之を拜して父と爲さしむ。是より、貲財を貢獻するの風大に起る。明宗の南郊に、兩川に詔して、助郊禮物五十萬を進めしむ。則ち并せて明かに詔を下して徴する者有りしなり。(明宗)開成中、任圜奏す、「故事に、

- 【四】開成。唐の文宗の年號。皇紀一四九六―一五〇〇。西紀八三六―八四〇。疑ふらくは天成の誤ならんか。天成は後唐の明宗の年號。皇紀一五八六―一五八九。西紀九二六―九二九。

馬價に充つ。今乞ふ之に従はん」と。(會要)則ち并せて明かに折價せしめしなり。晉の天福三年、諸鎮、皆、物を進めて以て國を助く。高祖崩するに及びて、節度使景延廣・李守貞・郭謹等、皆、錢粟を進めて、山陵を作るを助く。(晉紀)蓋し後唐以後、又、財物を用ひざる無きなり。然れども

- 【五】任圜の傳は新五代史第二十八卷唐臣傳、舊五代史第六十七卷唐書に載す。

戎備を進むるの例も、亦未だ停止せず。周の太祖、諸州に詔して、器械を以て進貢するを得ざらしむ。是より先、諸道の州府、各、作院有り、課して軍器を造り、季を逐うて搬送して京に入る。既に上供の錢帛を留めて用に應じ、又、部内に於て廣く土産物を配す。民甚だ之に苦しむ。上供

- 【六】天福。石晉の高祖の年號。皇紀一五九六―一六〇二。西紀九三六―九四二。

の軍器を除く外、節度使・刺史、又多く私造し、進貢を以て名と爲し、悉く之を民に取る。是に至りて始めて之を罷む。(周本)貢獻に専ら戎器・馬匹を以てするは、亦時用に適するに似て、而して名無きに非ず。乃ち其害已に此の如し。何ぞ況んや唐・晉の、民財を竭して以て進奉に充つるをや。

五代の諸侯の貢奉に多く鞍馬器械を用ふ

案するに、是時、又、進獻を以てして禍を免れ官を得る者有り。袁象先、梁に在る時、宋州に鎮し、積貲千萬。唐に入り、其貲を輦にして將相に賂ひ、宮闈に奉ず。遂に寵有り。其の卒するや、長子正辭、唐の廢帝の時に當り、其父の錢五萬緡を進め、衢州の刺史を領す。晉祖の時、又、五萬緡を獻じ、眞の刺史と爲らんことを求む。乃ち雄州に拜す。雄州は靈武の西に在り、正辭、行くを欲せず、復た數萬緡を獻じ、乃ち免るを得たり。出帝の時、又、三萬緡を獻す。帝、内郡を與へんと欲す。未だ授けずして卒す。(象先) 李嗣昭、昭義に鎮す。妻楊氏善く財を積む。嗣昭の夾城の圍、多く頼りて以て濟ふ。嗣昭歿し、子繼韜、反を謀る。赦に遇うて入朝す。楊氏、銀數十萬を以て之に隨つて行き、厚く皇后及び伶人・宦官に賂し、遂に解くるを得たり。莊宗轉た繼韜を寵す。又、一子繼忠、晉陽に家す。貲尙は鉅萬。晉祖、兵を起す時、貸りて以て用に充つ。既に入りて立ち、甚だ之を徳とし、繼忠を以て沂棣單三州の刺史と爲す。楊氏、平生、財を積む。嗣昭父子三人、皆之に頼る。(嗣昭) 房知溫、諸鎮節度を歴、貲を積むこと鉅萬、其の卒するや、子彥儒、其父の錢三萬緡・絹布三萬匹・金百兩・銀千兩を獻じ、遂に沂州の刺史に拜せらる。(知溫) 歐史の謂はゆる功臣大將死すれば、子孫率ね家財を以て刺史を求む。物多き者は大州善地を得。蓋し是時の風氣此の如し。

【七】袁象先の傳は新五代史第四十五卷樞傳、舊五代史第五十九卷唐書に載す。
【八】李嗣昭の傳は新五代史第三十六卷義兒傳、舊五代史第五十二卷唐書に載す。

魏博の牙兵凡そ兩次誅戮せらる

魏博の六州は、天雄軍と號す。田承嗣が盜據せしより後、召募せる牙兵、皆豊に給し厚く賜ひ、年代既に久しく、父子相襲ぎ、姻黨膠固にして、主帥を變易すること、兒戲の如し。田氏より後、百五十年、主帥の廢置、其手に出づ。史憲誠・何全皞・韓君雄・樂彥禎の如き、皆、其の立つる所なり。小しき意の如くならざれば則ち舉族誅せらる。唐の天徳元年、樂彥禎、牙兵の囚ふる所と爲る。彥禎の子從訓、兵を梁に乞ひ、以て之を攻む。彥禎遂に殺さる。從訓も亦戰死す。牙兵因つて羅宏信を立つ。宏信、主帥と爲ると雖も、而も兵愈驕横なり。其子紹威嗣襲するに迫りて、心益懼れ、盡く之を誅せんと欲す。而して其の強きを畏れ、敢て發せず。乃ち親吏臧延範を遣はし、密に梁祖に告ぐ。會、梁の女の、羅氏に適く者死す。梁祖乃ち馬嗣勳を遣はし、千人を以て魏に入らしむ。葬を助くと聲言し、兵仗を橐中に實し、橐を肩にして入る。夜半、紹威の親軍と與に、牙兵を攻め、盡く之を殺す。死する者七千餘人。嬰孺も亦留めず。此れ魏兵の第一次の誅戮なり。其後、梁祖、楊師厚をして魏州に屯せしむ。梁祖崩す。師厚、節度使羅周翰(紹威の子にして)を逐ひ、而して其地に據る。梁主友珪、即ち命じて天雄軍節度使と爲す。師厚復た銀槍效節軍を置き、皆、驍銳を選び、恣に參養し、故時の牙兵の態に復し、

【一】天徳。文徳の誤。唐の僖宗の年號。皇紀一五四八。西紀八八八。

又將に梁の患を爲さんとす。會、師厚死す。趙巖、邵贊と與に、末帝の爲めに畫策し、相魏を分ちて兩鎮と爲し、相・澶・衛を以て昭德軍と爲し、張筠を節度使と爲し、魏・博・貝は仍ほ天雄軍と爲し、賀德倫を節度使と爲し、魏の兵の半を分ちて昭德に入る。德倫、之を促して道に就かしむ。親戚相訣別す。效節軍將張彦曰はく、「朝廷、我が軍府の強盛なるを以て、法を設けて之を殘破す」と。乃ち衆と與に德倫を執へ、之を樓上に置く。末帝、使を遣はして宣諭す。彦聽かず。使者再び往く。彦、詔書を地に裂きて曰はく、「梁主は、〔一〕人が鼻を穿つを聽す」と。遂に德倫に逼りて唐に降らしむ。莊宗、時に方に晉王たり。梁、是に由りて河北を失ふ。德倫既に降り、陰に人を遣はして彦を莊宗に訴へしむ。莊宗、彦を斬りて而る後に入り、即ち魏の軍を以て自ら衛り、帳前銀槍軍と號す。是より梁と河上に戦ひ、數、功有り。胡柳の役に、梁の兵を逐ひ、土山を下すは、皆其力なり。梁を滅ぼさば重く賞せんと許す。梁亡ぶるに及びて、數、賜予すと雖も、猶ほ怨望を懷く。莊宗、楊仁晟をして之を率ゐて瓦橋關を成らしむ。〔二〕同光。後唐の莊宗の年光四年、代りて歸る。又、詔有り、貝州に駐まらしむ。軍士、貝魏相去ること一舍にして而も歸るを得ざるを以て、咸皇甫暉を怨む。因つて亂を倡へ、楊仁晟等を殺し、而して趙在禮に逼りて帥と爲し、魏州に入る。莊宗、李嗣源を遣はして之を討たしむ。會、軍變じて魏の軍と合し、嗣源、闕を犯

〔一〕 南史の張弘策傳に、梁の武帝曰はく、「徐孝嗣は、才、柱石に非ず、人が鼻を穿つを聽す」と。
〔二〕 同光。後唐の莊宗の年號。皇紀一五八三—一五八五。西紀九二三—九二五。

し、莊宗遂に弒亡に至る。皆、此軍、禍を肇むるなり。明宗〔即ち〕既に位に即く。在禮、禍を懼れ、解き去らんことを求む。明宗乃ち房知温を遣はして魏の效節九指揮使を率ゐて盧臺を成らしめ、兵甲を給せず、惟だ長竿に幟を繋ぎ、以て隊伍を束ぬ。明年、烏震を遣はして往きて知温に代らしむ。成軍、水を夾みて東西に兩寨を爲る。震至り、知温と東寨に會す。效節軍、變を爲す。知温亟かに馬に乗りて出づ。亂軍、震を擊殺し、轡を執りて知温を留む。知温給きて以はく、「馬兵、皆、西に在り。今獨り歩軍、何ぞ能く爲さんや」と。即ち舟に登りて渡りて西寨に入り、騎兵を以て盡く亂者を殺す。明宗詔して悉く其家屬を魏州に誅せしむ。凡そ三千餘家、驅りて漳河の上に至りて之を殺す。漳水之が爲めに色を變ず。魏の騎兵、是に至りて盡く。此れ第二次の誅戮なり。〔梁唐の各本紀及び羅紹威・符道禮・皇甫暉・烏震・房知温等の傳に見ゆ。〕〔昭・馬嗣勳・楊師厚・賀德倫・趙在禮〕

一軍の中に五帝有り

唐の莊宗、晉王たる時、梁の軍と河上に拒ぐこと、十年に垂なんとす。時に李嗣源〔明宗〕、大將たり。莊宗、之と、鄆州を取らんと謀る。嗣源、獨り之に當らんと請ひ、乃ち騎五千を以て襲うて鄆を取る。梁の軍、德勝の南柵を破る。莊宗、軍を悉して之を救ふ。嗣源、先鋒と爲り、梁の軍を擊破す。〔明宗〕是れ明宗、軍中に在るなり。嗣源の子從珂〔廢帝〕嘗て從つて河上に戦ひ、屢、戦功を立つ。莊宗、

一軍の中に五帝有り

其小字を呼んで曰はく、『阿三、獨り我と年を同じうするのみならず、其の敢て戦ふことも亦我に類たり』と。德勝の戦に、從珂、十數騎を以て梁の軍に雜り、奔りて梁の壘に入り、其眺樓を斧す。嗣源、鐵騎三千を以て之に乗ず。梁の軍大敗す。胡柳の戦に、又、莊宗に從つて土山を奪ひ、軍勢復た振ふ。(紀)是れ廢帝も亦軍中に在るなり。是時、嗣源の壻石敬瑭(晉の高祖)常に嗣源の帳下に在り、左射軍と號す。梁の將劉鄩、急に清平を攻む。莊宗馳せ救ひ、鄩の圍む所と爲る。敬瑭、十數騎を以て梁を横たへて馳せて之を取る。莊宗、其背を拊ちて之を壯とす。又、莊宗に從つて撃ちて梁の將戴思遠を德勝渡に敗る。又、從つて胡盧套に戦ひ、嗣源を肩護して退く。從つて楊村寨に戦ひ、嗣源の危きを解く。從つて鄆を取り、五十騎を以て東門に突入す。(晉紀)是れ晉祖も亦軍中に在るなり。而して劉知遠(漢の高祖)時に方に敬瑭の裨校たり。德勝に柵を對する時、敬瑭、梁人の襲ふ所と爲り、馬甲斷ゆ。知遠、騎を輟めて以て之に授け、自ら斷甲の者に跨りて、殿して歸る。(漢紀)是れ漢祖も亦軍中に在るなり。計るに是時、唐の莊宗・明宗・廢帝、晉の高祖、漢の高祖、皆、行間の一軍に在り、共に五帝有り。此れ古來未だ有らざるの奇なり。

五代の諸帝、皆、後無し

梁祖朱溫の子彬王友裕は早く卒す。郢王友珪は弒逆を以て誅せらる。養子博王友文は友珪に矯殺せらる。均王友貞、位を嗣ぐ、是を末帝と爲す。唐の兵入るや、建國樓に自殺す。康王友孜は、末帝の時先づ謀反を以て誅せらる。賀王友雍・福王友璋・建王友徽、歐史には『此三人は終る所を知らず』と謂ひ、薛史にも亦、其の卒するを載せず。而るに王禹偁の五代史闕文には、『唐の莊宗入り、盡く朱氏を誅す』と謂ふ。則ち友璋等皆殺されしなり。通鑑には則ち『唐の師將に至らんとす。末帝、兄弟が危きに乗じて亂を謀らんことを疑ひ、盡く之を殺す』と謂ふ。是れ梁祖の後、子孫無きなり。唐の武皇李克用、子落落及び廷鸞有り、洹水・晉州の二戦に、皆、梁の擒殺する所と爲ること、梁本紀に見ゆ。而るに薛史の宗室傳、歐史の家人傳、俱に載せず。其の二史に見ゆる者は、長子莊宗存勗は、郭從謙の弒する所と爲り、睦王存義は、郭崇韜の壻を以て、先づ莊宗の殺す所と爲り、永王存勗・申王存渥は、國變の後、俱に太原に逃れ、軍士の殺す所と爲り、通王存確・雅王存紀は、霍彦威の殺す所と爲り、惟だ邕王存美・薛王存禮は、薛史には『皆、終る所を知らず』と謂ひ、通鑑には則ち『存美、風を病みて偏枯するを以て、免るを得て、晉陽に居る』と謂ふ。是れ武皇の後、僅に一の廢疾の子を存するなり。莊宗の子魏王繼岌、莊宗の變を聞き、自ら縊れて死す。繼潼・繼嵩・繼蟾・繼曉は、薛史には、『竝に終る所を知らず』と謂ふ。惟だ清異錄には、『唐の福慶公主、孟知祥に下降す。莊宗の諸子、髮を削りて僧と爲り、問道より蜀に走る。知祥、公主の姪なるを以て、厚く之を待つ』と謂ふ。即ち莊宗の子、蜀に延ぶる者有り。明宗の長子從審は、莊宗改めて繼璟と爲す。元行欽の殺す所

と爲る。次は秦王從榮、兵を率ゐて宮に入るを以て、安從益の殺す所と爲る。宋王從厚、位に即く、是を感帝と爲す。國を失うて後、酖を以て死す。從璨は先に、戲に御榻に登るを以て、安重誨に陥死せらる。許王從益は、廢せられて洛に居る。契丹主北に歸るや、蕭翰、南朝の軍國の事を知らしむ。漢祖、洛に入りて死を賜ふ。感帝、子重哲有ること、明宗紀に見ゆ。而るに薛歐二史に皆傳無し。蓋し亦、終る所を知らざるなり。是れ明宗の後、子孫無きなり。廢帝の長子重吉は、感帝の殺す所と爲る。次雍王重美は、廢帝と同じく自ら焚死す。是れ廢帝の後、子孫無きなり。晉の高祖の子刻王重允(本、高祖の弟、養)・虢王重英は、皆、高祖、兵を起す時、唐の廢帝の誅する所と爲る。楚王重信・壽王重義は、皆、張從賓の殺す所と爲る。齊王重貴(本、高祖の子)・位を嗣ぐ。是を出帝と爲す。後、契丹に降り、北に遷る。夔王重進・陳王重杲は早く卒す。少子重睿は、出帝に從つて北に遷る。重信、二子有り、及び出帝の子延寶・延煦は、皆、隨つて北に遷り、終る所を知らず。是れ晉帝の後、亦、子孫の中國に在る無きなり。漢祖の長子魏王承訓先だちて卒す。次承祐、位を嗣ぐ、是を隱帝と爲す。郭允明の弑する所と爲る。次陳王承勳は、廢疾を以て、立つを得ず。(二)廣順の初、卒す。是れ漢祖の後、子孫無きなり。周祖、兵を鄴に起すや、漢、兵を以て其京邸を圍み、子青哥・意哥、皆、誅せらる。是れ周祖の後、子孫無きなり。世宗、養子を以て位を嗣ぐ。其子宜哥・喜哥・三哥、先に京邸に在り、同じく漢の誅する所と爲る。

〔一〕廣順。周の太祖の年號。

皇紀一六一一—一六一三。西紀九五二—九五三。

周祖四たび娶り、皆再醮の婦なり

爲る。次は恭帝、位を宋に遜る。次は熙謹、宋の(三)乾德二年、卒す。次は熙讓・熙誨、終る所を知らず。而して恭帝、位を遜りて後、又十四年にして殂す。周の子孫、崇義公に封せらる。宋を歴ること三百餘年、世襲して替れず。諸帝に比して獨り幸なり。

周祖初め軍校たるとき、會唐の莊宗崩じ、明宗、其宮人を出して各家に歸らしむ。柴氏といふ者有り、莊宗の嬪なり。逆旅に住まる。一丈夫の過ぐる有り。氏、逆旅に問ふ、「此は何人ぞ」と。曰はく、「郭雀兒なり」と。氏、其の常人に非ざるを識り、遂に攜ふる所の贖の半を以て父母に與へ、其半を留めて周祖に嫁し、其進身に資す。(東都事略に見ゆ。而して薛歐二史には)即ち世宗の姑なり。後歿す。周祖、位に即き、追諡して聖穆皇后と爲す。楊氏といふ者有り、已に石光輔に嫁す。光輔卒す。周祖の柴夫人適、世を棄つ。遂に之を聘す。氏初め肯せず。其弟廷璋をして周祖に見えしむ。廷璋歸り、爲めに「周祖の姿貌異常なり。拒む可からず」と言ふ。乃ち之に嫁す。後卒す。追冊して淑妃と爲す。周祖、又、張氏を娶る。張氏も亦先に武從諫の子に嫁して寡となる。適、周祖の楊夫人歿す。乃ち納れて繼室と爲す。周祖、兵を鄴に起すや、張氏、兒女と俱に京邸に在り、漢の誅する所と爲る。後追冊して貴妃と

〔二〕乾德。宋の太祖の年號。皇紀一六二〇—一六二七。西紀九六〇—九六七。

爲す。周祖既に帝と爲り、董氏といふ者有り、舊、楊夫人と郷親たり。楊常に其賢を譽む。已に劉進超に嫁し、適、蔡居す。周祖、楊の言を憶ひ、又これを娶る。是を德妃と爲す。統計するに前後四たび娶り、皆再醮の婦なり。亦、解す可からざるなり。

功臣を寵待し、改めて郷里の名號を賜ふ

新唐書に、『朱滔將に叛せんとするや、劉惲、之を諫めて曰はく、「司徒兄弟、恩遇極まれり。今、昌平に太尉郷・司徒里有り。不朽の業なり云云」と。』是れ唐の時、功臣を寵待するに、本、郷里の名號を賜ふの例有りしなり。(一)案するに劉子元傳に、著述を弟六人、俱に才名有り。人、其郷を號して高陽と曰ひ、里を居巢と曰ふ。然れば則ち、唐末に及郷里の名號を改むるは、本、民間の榮獎する所の舉にして、而して朝廷、之に因る。兄びて益、濫なり。唐の昭宗、朱溫が功有るを以て、沛郡王に封じ、詔して其郷錦衣里を改めて、沛王里と爲す。梁の開平中、錢鏐奏して其の居る所の臨安縣の廣義郷を改めて衣錦郷と爲す。(俱に梁紀)此れ皆、特恩に出づるなり。唐の長興元年、羣臣に詔して、職位、平章事・侍中・中書令を帶ぶる者は、竝に與に郷里の名號を改め、則ち并に著はして成例と爲す。(後唐)晉の天福三年、詔して、使相・節度使を帶ぶる者、楊光遠より以下七人、竝に郷里の名號を改む。又、宰臣趙瑩・桑維翰・李崧に詔して、亦郷里の名號を改めしむ。荆南節度使高從誨の本貫は、汴州浚儀縣王畿郷表節坊なり。詔

【一】劉子元の傳は新唐書第百三十二卷、舊唐書第百二卷に載す。

して改めて擁旌郷浴鳳里と爲す。(晉紀)馮道の長樂老傳に自ら敘す、「官貴きに因りて、敕して其の生るる所の來蘇郷を以て、改めて元輔郷と爲し、朝漢里を、改めて孝行里と爲す。後、河南に於て宅を置く。又勅して其の居る所の三州郷を、改めて上相郷と爲し、靈臺里を、改めて中台里と爲す。官益、進むに及びて、又、上相郷を改めて太尉郷と爲し、中台里を侍中里と爲す」と。此れ官に隨つて屢、改むるなり。天福四年、中書奏して、太原の潛龍莊を以て、改めて慶長宮と爲し、使相郷を、改めて龍飛郷と爲し、都尉里を、改めて神光里と爲す。使相・都尉の名號は、蓋し皆未だ位に即かざる前に賜ふ所にして、是に至りて又改む。馮道が官に隨つて郷名を改むるを觀れば、則ち帝王の潛邸も、自ら亦宜しく稱を改むべし。

【一】張全義の傳は新五代史第
四十五卷樞傳、舊五代史第
十三卷唐書に載す。
【二】馮道の傳は新五代史第
十四卷樞傳、舊五代史第百二
十六卷周書に載す。

張全義・馮道

張全義、朱溫に媚事し、甚だしきは妻妾子女、其の寵する所と爲るに至り、以て愧と爲さず。唐、梁を滅ぼすに及びて、又、唐の莊宗の劉后・伶人・宦官等に賄賂し、以て祿位を保つ。馮道、四姓、十君に歴事し、君を喪ひ國を亡ふを視て、未だ嘗て意に屑とせず、方に自ら長樂老と稱し、己の得る所の階勳官爵を敘し、以て榮と爲す。二人は、皆、人間に羞恥の事有るを知らざる者と謂ふ可し。

功臣を寵待し、改めて郷里の名號を賜ふ 張全義・馮道

然るに當時、萬口、聲を同じうして、皆、二人を以て名臣と爲し、元老と爲す。晉の天福中、全義の子繼祚、張從賓等と共に反を謀る。族誅に當す。李濤上言す、『全義は洛邑を再造するの功有り。乞ふ其族を免さん』と。(通鑑) 詔す、『繼祚、顯かに叛亂に従ふ。刑章を貸し難し。乃ち先臣を匿みるに、實に遺徳有り。遽に茲に祀に乏しきは、深く懷を軫むる所なり。有る所の祖父の墳墓祠堂は、其骨肉に交付す可し』と。(晉紀) 此れ全義の宥、後嗣に及ぶなり。耶律德光、汴に入り、劉繼勳が晉の出帝の爲めに兩國の好を絶たんと謀りしを責む。繼勳、之を馮道に諉す。德光曰はく、『此老子は、是れ鬪を好む人にあらず。相引く母かれ』と。(繼勳傳) 郭忠恕も亦道に謂ひて曰はく、『公は累朝の大臣にして、誠信、天下に著はれ、四方の談士、賢不肖と無く、皆以て長者と爲す』と。(五代會要) 道死する年七十三。論者、孔子と壽を同じうすと謂ふに至る。(本傳) 此れ道の望、一世に重きなり。朝秦暮楚の人を以てして、而も皆此美譽を得、身後に至るまで尙ほ追恩を繋ぎ、外番も亦敬信するを知る。其故は何ぞや。蓋し五代の亂に、民命倒懸す。而して二人獨り能く時を救ひ物を拯ふを以て念と爲す。本傳に載する所は必ずしも再述せざるを除くの外、其の他書及び別傳に見ゆる者は、全義、朱梁に事へ、以て兵革を免れ、流亡を招復し、父を仰ぎ子に俯するを得しむ。出で行く毎に、新麥・新繭を見れば輒ち喜ぶ。民竊に言ふ、『王、聲伎を好まず、惟だ好蠶麥を見れば則ち笑ふのみ』と。(洛陽雜事) 楊凝式、全義に贈る詩に曰はく、『洛陽の

【三】劉繼勳の傳は舊五代史第九十六卷晉書に載す。

風景實に哀しむに堪へたり。昔日曾て瓦子堆と爲る。是れ我が公重ねて葺理するにあらざりせば、今に至るまで猶ほ是れ一堆の灰なりしならん』と。(五代詩話) 此を觀れば、亦、其勞來安集の功を見る可きなり。馮道、唐の明宗の時に在りて、年歲頻に稔るを以て、帝に安きに居りて危きを思はんことを勸む。春雨過多なるを以て、帝に廣く恩宥を敷かんことを勸む。(唐紀) 耶律德光に對しては則ち言はく、『此時、百姓、佛出づるも救ひ得ず、惟だ皇帝のみ救ひ得』と。論者謂はく、『一言にして中國の人の夷滅を免る』と。(通鑑) 漢祖の時に在りて、牛皮の禁甚だ嚴なり。匿す者は死す。二十餘人有り、當に坐すべし。道、力争して免るるを得たり。(洛陽雜事) 且つ秦王從榮敗るる時、其僚屬俱に應に罪に坐すべし。道獨り以へらく、『任贊・王居敏等、素より正直を以て、從榮の惡む所と爲る』と。力言して之を出す。(唐紀) 史圭、銓事を以て道と協はす。道反つて圭を薦めて刑部侍郎と爲す。(圭傳) 韓惲、性謹厚なり。道、相たるるとき、嘗て之を左右す。(惲傳) 是れ道の人と爲り、亦實に能く救濟を以て心と爲し、公正にして事を處し、貌に長厚を爲す者に非ず。二人の素行を統核すれば、則ち其德望、遐邇の傾服する所と爲ること、固に亦由有り。數姓に歷事し、臣節を玷するに至りては、則ち五代の任官する者、皆習ひ見て以て固然と然す。怪しむに足る無し。鄭韜の傳に謂はく、『襁褓より懸車に迄るまで、凡そ

【四】史圭の傳は新五代史第五十六卷魏傳、舊五代史第九十二卷晉書に載す。
 【五】韓惲の傳は舊五代史第九十二卷晉書に載す。
 【六】鄭韜の傳は舊五代史第九十二卷晉書に載す。
 【七】懸車。其車を懸けて以て再び出でざるを示すなり。致仕するをいふ。

十一君に事へ、七十載を越え、官謗無く、私過無く、士、賢不肖と無く、皆、之を頌す」と。十一君に歴史するの人を以てして、而も尚ほ「官謗無し」と謂ふ。見る可し、當時の風氣、絶えて、數姓に更め事ふるを以て非と爲す者有る無きことを。宜なり至義及び道の訾議及ばざるや。

五代の人多く彦を以て名と爲す

彦は本美名なり。故に人多く之を以て名と爲す。然れども未だ五代の時の多きが如き者有らず。唐末に、本、宰相徐彦若、左拾遺徐彦樞、供奉官史彦瓊、宦官支彦勳、魏博(凡そ州鎮を曰ふ者は)の樂彦禎、東川の顧彦朗、及び弟彦暉・彦瑤有り。其の梁に著はるる者は、鐵槍王彦章は、人の共に知る所なり。然して同時に、統兵大將に、又、謝彦章有り。此外には則ち滄州の盧廷彦、同州の寇彦卿、鄜州の李彦容、靜勝軍の李彦韜(本名は、温明圖)、宣義軍の霍彦威、又滄州の盧彦威、左龍武統軍李彦威(即ち朱)、都指揮使楊彦洪、蔡州の刺史王彦温、大將李彦柔、左天武使劉彦圭、左僕射押牙王彦洪、楊劉の守將安彦之、幽州の騎將高彦章、蔡州の軍校張彦珂、雷滿の子彦恭・彦雄・彦威あり。唐晉の間に、中書焦彦寶、供奉官劉彦瑤、宦官馬彦珪、伶官史彦瓊、右監門衛上將軍王彦璘、兵馬都監夏彦朗、皇城使李彦紳、宮苑使史彦容、遊奕將李彦暉、龍驤指揮使姚彦温、馬歩軍使馬彦超、樞密李慶徽の客邊彦温、歩軍指揮使藥彦稠、戸部尚書韓彦暉(薛史には暉に作り、歐史には暉に作る)、河中の安彦威、義成の李彦舜、安國の楊彦珂、

彰義の張彦澤、昭順の姚彦章、鎮州副使李彦珂、興元副使符彦琳、鄭州の刺史白彦球、天平軍副使李彦贊、河陽行軍司馬李彦珂、靈州の將王彦忠有り。西川の董璋に、將李彦釗有り、安重榮に將趙彦之有り。杜重威の子名は彦超。晉漢の間に、秦寧の慕容彦超、保大軍張彦超、徐州の王彦超、同州の張彦贊、知安陽州符彦倫、丹州指揮使高彦珂、如京使甄彦琦、監軍楊彦朗、何彦超、先鋒指揮使史彦超、歩軍指揮使宋彦筠、河東行軍司馬張彦威、沂州の刺史房彦儒、汾州の刺史武彦宏、慶州の刺史郭彦欽、登州の刺史郭彦威、鎮州副使李彦琦、元從都押牙蘇彦存、後宮都押牙李彦駒、魏州の刺史常彦卿、徐州守禦使康彦環、西京判官時彦澄、保寧軍都頭劉彦章、安州軍校武彦和、彰義の張萬進の子名は彦球、同州指揮使成殷の子名は彦璋有り。漢周の間に、符彦圖・彦超・彦卿・彦饒・彦能有り、皆符存審の子なり。又、尙輦奉御金彦英(本、高麗の人)、監軍李彦從、內客省使李彦額、左衛上將軍扈彦珂、金吾衛上將軍張彦成、水部員外郎韓彦卿、鎮州副使趙彦鐸あり。此れ皆薛歐二史に見ゆる者なり。此外には則ち劉守光に將史彦璋有り。楊行密に壽州の將王彦威・軍使彭彦章有り。南唐に壽州の大將劉彦貞、楚州の將張彦卿、袁州の刺史袁彦章有り。徐知訓に行酒吏刁彦能有り。南漢に大將伍彦備、指揮使暨彦贊、宦者許彦貞有り。北漢に遼州の刺史傅廷彦、石州の刺史安彦進有り。蜀に先鋒使尙彦暉、招討使高彦儔、副使呂彦珂、使价趙彦韜、客將王彦球、袁彦超有り。閩に學士廖彦若有り。楚の馬殷に左相姚彦章、大將姚彦暉、劉彦韜、朗州の帥雷彦恭・彦雄、虔州の將李彦圖有り。甚だしきは遼に鄭州の

五代の人多く彦を以て名と爲す

刺史王彥徽、襄州の刺史趙彥辛、武州の刺史王彥符、牙校許彥欽有り。党項にも亦、拓跋彥昭有り。威州に拓跋彥超有り。回鶻に首領楊彥詢有り。南寧蠻に酋長莫彥珠有り。亦、薛歐二史に見ゆ。宋初に至りて猶ほ然り。陳橋の兵變に、軍校羅彥環、王彥昇有り。後に龍捷指揮使趙彥徽、武信軍節度使崔彥進、歩軍指揮使靳彥朗、晉陽巡檢穆彥璋有り。北漢を伐つ時、防禦使張彥進有り。南漢を伐つ時、部將冉彥衰有り。蜀を伐つ時、部將高彥容、折彥質有り。又、杜太后の子彥超・彥珪・彥遵・彥鈞・彥彬あり。太宗の時、尙ほ供奉官陳彥詢、崇化副使閻彥進有り。并州を征する時、尙食使石彥贇有り。契丹を征する時、沙州觀察使杜彥圭有り。此れ又、宋史に見ゆる者なり。統計するに五代より宋の時に至るまで、彥章と名づくる者七人、彥超といふ者十一人、彥威といふ者七人、彥卿といふ者七人、彥進といふ者四人、彥溫・彥韜といふ者各三人、競うて相仿倣して、各彥を以て名と爲す。亦、一時の風尚なり。

卷の二十三

宋・遼・金の三史

元の順帝の時、托克托(舊史、脱脫)等に命じて、遼・宋・金の三史を修めしむ。至正三年三月より局を開き、至正五年十月、成を告ぐ。如許の卷帙を以て、之を成すこと三年に及ばず。其時日、明初に元史を修むるに較べて、更に迫促と爲す。然れども三史、實に皆舊本有り。托克托等に至りて始めて修むるに非ざるなり。各朝、本、各朝の舊史有り。元の世祖の時、又已に編纂して書を成す。托克托等に至りて、已に第二三次の修輯に屬す。故に成を告ぐるに易きのみ。遼史は、遼の時に在りて、已に耶律儼の本有り。金の時に在りて、又、陳大任の本有り。(説、遼史の條)此れ遼史の舊本なり。金亡びて後、累朝の實錄、順天の張萬戶の家に在り。後據りて以て史を修む。(金史の條内)此れ金史の舊本なり。宋亡びて後、董文炳、臨安に在りて留事を主る。曰はく、「國は滅ぶ可きも、史は滅ぶ可からず」と。遂に宋の史館の諸記注を以て、盡く元都に歸り、國史院に貯ふ。(元史の董文炳)此れ宋史の舊本なり。元の世祖の中統二年、王鶚、

- 【一】 至正。元の順帝の年號、皇紀二〇〇一—二〇二七。西紀一三四一—一三六七。
- 【二】 董文炳の傳は元史第百五十六卷に載す。
- 【三】 中統。皇紀一九二〇—一九二三。西紀一二六〇—一二六三。

遼・金の二史を修めんと請ふ。左丞相耶律鐸・平章政事王文統に詔して監修せしむ。尋いで又、史天澤に詔して亦監修せしむ。其金朝の衛紹王記注は已に亡失せり。則ち王鶚、當時の詔令及び楊雲翼等の記する所を采りて之を足成す。(亦、金史の條 内に見ゆ。)宋亡ぶるに及びて、又、史臣に命じて三史を通修せしむ。(事、元史の托克)此れ元の世祖の時、三史を纂修するの本なり。故に至正中、阿魯圖・托克托等、遼史を進むる表に云はく、「耶律儼は、語、避忌多し。陳大任は、詞、精詳に乏し。世祖皇帝、詞臣に勅して三史を撰次せしむ。首として遼に及ぶ」と。金史を進むる表に云はく、「張柔、金史を先に歸し、王鶚、金史を後に采る」と。宋史を進むる表に云はく、「世祖皇帝、宋臣を抜きて政途に列し、宋史を載せて祕府に歸す。既に裁定の勳を編し、尋いで纂修の旨を奉ず」と。見る可し、元の世祖の時に、三史俱に已に修訂せることを。而して元史の托克托の傳に并に(事)「延祐・天歷の間、又屢詔して之を修む」と謂ふ。則ち惟だ之を世祖の時に修むるのみにあらず、而して世祖の後、又、頻に修輯有りしなり。蓋し宋・金は各、國史有りとも雖も、然も其末年は正に國亡ぶる時に當り、豈に復た尙ほ記載有らんや。是れ必ず元朝、史官に命じて采掇せしめしなり。而して史官、耳目の接する所にして、略記較や親しきを以て、故に金・宋、國を亡ぼす時、紀傳更に詳悉を覺ゆ。大概、金の宣宗以前、宋の度宗以前の史は、皆、

【四】 托克托の傳は元史第百三十八卷に載す。
 【五】 延祐は元の仁宗の年號。皇紀一九七四—一九八〇。西紀一三一四—一三二〇。天歷は元の文宗の年號。皇紀一九八八—一九八九。西紀一三二八—一三二九。

金・宋の舊史なり。金の哀宗及び宋の德祐・景炎・祥興の史は、則ち元代の中統・至元及び延祐・天歷に輯むる所なり。其の未だ成書有らざる所以の者は、托克托の傳に云はく、「義例未だ定まらざるを以て、或は宋を以て世紀と爲し・遼金を載記と爲さんと欲し、或は遼は國を立つること宋の先に在るを以て、遼金を以て北史と爲し・宋の太祖より靖康に至るまでを宋史と爲し・建炎以後を南宋史と爲さんと欲し、各論を持して決せざるが故のみ」と。順帝の時に至りて、詔して宋・遼・金を各一史と爲す。是に於て據りて以て編排す。而して紀傳表志は、本已に完備す。故に三年ならずして遂に事を竣ふ。人は但だ至正中に三史を修むるを知りて、至正已前に已に早く成緒有るを知らざるなり。

【六】 德祐。宋の恭帝の年號。皇紀一九三五。西紀一二七五。景炎は宋の端宗の年號。皇紀一九三六—一九三七。西紀一二七六—一二七七。祥興は宋の帝昀の年號。皇紀一九三八—一九三九。西紀一二七八—一二七九。
 【一】 正統。明の英宗の年號。皇紀二〇九六—二一〇九。西紀一四三六—一四四九。
 【二】 周敘の傳は明史第百八十九卷に載す。

宋・遼・金の三史重修す

宋史は繁蕪にして、遼・金二史は又缺略多し。昔人多く重修せんと欲する者有り。元末、周以立、三史の體例未だ當らざるに因りて、重修せんと欲し、而も未だ能はず。明の正統中、其孫敘、先志を繼がんことを思ひ、乃ち朝に請ふ。詔して自ら撰するを許す。詮次すること數年、未だ成るに

及ばずして卒す。(明史の) 嘉靖中、廷議更に宋史を修め、嚴嵩を以て禮部尙書兼翰林學士と爲し、其事を董さしむ。(嚴嵩傳) 然れども亦未だ成書有らざるなり。其の修成する者は、惟だ柯維騏、三史を合はせて一史と爲し、宋を以て主と爲し、而して遼金を之に附し、并に二王を本紀に列し、褒貶去取、義例頗る嚴なり。二十年を閲して始めて成る。名づけて宋史新編と曰ふ。(維騏傳) 又、祥符の王維儉、字は損仲、嘗て宋史の蕪穢なるに苦しみ、手自ら刪定して一書と爲す。(維儉傳) 是二人は、皆嘗て修成す。然れども維騏の本は未だ梓行するに及ばず。維儉の書は、列朝詩序に據れば、「損仲の家、圖籍已に汴梁の水に沈む。其本稿は、吳興の潘昭度、曾て副本を鈔し得たり」と謂ふ。而して曹學佺の傳には、「潘曾紘、南贛を巡撫し、惟儉の修むる所の宋史を得、晉江の曾異撰、新建の徐世溥を邀へて更定せしむ。未だ成らずして罷む」と謂ふ。則ち此副本は、未だ汴水の厄に遭はずと雖も、亦終に散失に歸するなり。今、時代愈々遠く、宋・金の書籍の、考訂に資す可き者、流傳益々少し。纂輯に志有りと雖も、亦、手を下すに從無し。

宋史の事最も詳かなり

唐・宋・金の三朝、史官の記載、其職頗る重し。五代の李穀奏して言はく、「起居注は累朝に創まり、時政記は近代に興る。然る後に其實事採り、編して史書を作る」と。(薛史の) 宋の汪藻も亦疏して云はく、「楊前の議論の詞を書すれば、則ち時政記有り。柱下の見聞の實を録すれば、則ち起居注有り。類して之を次で、之を日歴と謂ひ、修めて之を成し、之を實録と謂ふ」と。(宋史の) 此れ近代の國史の底本の大概なり。唐の玄宗毎に大臣を召して事を論せしより、必ず起居郎・起居舍人に命じて、筆を執りて殿階螭頭の下に立ち、以て政事を紀せしむ。(李穀及び宋扈蒙) 後唐の明宗、史館趙鼎等の奏に因りて、亦、令するに、詔書及び處分公事は、端明殿學士韓昭允をして録して史館に送らしめ、其内廷の事、詔書奏對の、中書に到らざる者は、樞密院直學士李專美をして録して史館に送らしむるを以てす。(薛史の唐本) 晉の天福中、宰臣趙瑩、周の顯德中、宰臣李穀、皆、例を援きて奏して之を行はんと請ふ。(薛史) 故に實録の前に、皆、日歴有り。宋初、扈蒙の奏請に因り、凡そ宸衷より發し、簡策に書す可き者は、竝に宰臣及び參知政事に委ねて、毎月輪抄して以て史臣の撰集に備へしむ。乃ち盧多遜に詔して其事を典らしむ。(扈蒙傳) 是より宋代の史事、較や詳慎と爲る。一帝有れば、必ず一帝の日歴有り、日歴の外に、又、實録有り。實録の外に、又、正史

- 【一】 汪藻の傳は宋史第四百四十五卷に載す。
- 【二】 天福。晉の高祖の年號。皇紀一五九六—一六〇二。西紀九三六—九四二。
- 【三】 顯德。周の世宗の年號。皇紀一六一四—一六一九。西紀九五四—九五九。
- 【四】 扈蒙の傳は宋史第二百六十九卷に載す。
- 【五】 輪抄。輪番に交代して抄録するなり。

有り。其記載の備はるを見るに足るなり。今、宋史の本紀を案するに、太平興國三年、命じて太祖實録を修めしむ。(史官は李昉・扈蒙・李穆・郭贊・宋白等と爲し、沈倫を)又、詔して、軍國の政要は、參知政事李昉等をして録して史館に送らしむ。眞宗の初、錢若水等に命じて、太宗實録を修めしむ。(若水、奏して其事に與らしむ。凡そ八)尋いで又、呂端・錢若水に詔して、太祖實録を重修せしむ。仁宗、呂夷簡・夏竦に詔して先朝國史を修めしめ、王曾を提擧と爲す。(毛延登)天聖八年、書成り、夷簡、之を上る。英宗、韓琦に命じて仁宗實録を修めしむ。神宗の 熙寧二年、修成し、琦、之を上る。是年、神宗、學士呂公著に命じて英宗實録を修めしむ。修成して後、曾公亮、之を上る。十年、又、詔して仁宗英宗史を修めしむ。惟だ神宗實録は、凡そ數次改修す。哲宗の 元祐元年、呂大防等に命じて纂修せしめ、司馬光の家藏の記事を以て本と爲す。六年、修成す。七年、又、神宗史を修む。此れ第一次の修むる所なり。(一)紹聖元年、章惇、事を用ひ、神宗史を重修せんと請ふ。蔡卞も亦言はく、『先帝の盛徳大業、實録の記する所、疑似不根多し。乞ふ重ねて刊定せん』と。乃ち詔して蔡卞を以て修撰と爲す。卞専ら王安石の目錄を取り、遂に盡く元祐に修むる所を改め、原修官呂大防・范祖禹・趙彥若・黃庭堅等を貶す。

- 【六】 太平興國。宋の太宗の年號。皇紀一六三六—一六四三。西紀九七六—九八三。
- 【七】 天聖。仁宗の年號。皇紀一六八三—一六九〇。西紀一〇三三—一〇三〇。
- 【八】 熙寧。皇紀一七二八—一七三七。西紀一〇六八—一〇七七。
- 【九】 元祐。皇紀一七四六—一七五三。西紀一〇八六—一〇九三。
- 【一〇】 紹聖。哲宗の年號。皇紀一七五四—一七五七。西紀一〇九四—一〇九七。

三年、書成り、惇、之を上る。此れ第二次の修むる所なり。徽宗の時、又詔して神哲二朝實録及び二朝史を修めしむ。皆、蔡京・蔡卞、其事を司る。欽宗の初、已に命じて宣仁后諱史を改修せしめ、未だ成るに及ばず。高宗の時に迫りて、隆祐太后、帝の爲めに言はく、『宣仁后の賢は、古今未だ有らず。姦臣の誣謗するに因り、建炎の初、詔を下して辨明すと雖も、而も史録は未だ刪定を経ず。恐らくは以て在天の靈を慰むる無からん』と。帝、悚然として即ち朱勝非に諭して曰はく、『神哲二朝の史多く實を失ふ。宜しく范冲を召して刊定すべし』と。冲乃ち考異一書を爲り、明かに去取を示す。舊文は墨を以て書し、刪り去る者は黄を以て書し、新に修むる者は朱を以て書す。世、朱墨史と號す。哲宗實録は、又別に一書を爲り、辨誣録と名づく。(一)徐勣傳に、神宗正史、五載にして未だ好惡同じからず、一は司馬光を主とし、一は王安石を主とす。故に議論紛然たり』と。蔡崇禮も亦疏して言はく、『神宗實録の墨本は、元祐に修むる所にして已に書を成す。朱本は蔡卞の手に出で、附會する所多し。哲宗實録は、則ち蔡京、編修を提擧し、是非を變亂す。以て據と爲し難し』と。(二)冲既に修成し、趙鼎、之を上る。此れ第三次の修むる所なり。徽宗實録は、則ち 紹興八年、始めて修め、十一年、書成り、秦檜、之を上る。(三)其後、又、龔茂良の修むる所有り。欽宗實録は、則ち 隆興中、蔣芾等の修むる所なり。而して高宗、和議成り、先づ史館に命じて靖康建炎忠義錄を編修せしむ。後、又、魏杞等の上る所の神哲徽三朝正史有り、陳俊卿・虞允文等は、神哲徽欽四朝會要を上り、趙雄等は、神哲徽欽四朝國史志を上

- 【一】 徐勣の傳は宋史第三百四十八卷に載す。
- 【二】 紹興。高宗の年號。皇紀一七九一—一八二二。西紀一一六三—一一九四。
- 【三】 隆興。孝宗の年號。皇紀一八二三—一八二四。西紀一一九五—一一九六。

り。王淮等は神哲徽欽四朝列傳を上る。則ち皆孝光兩朝の續成する所なり。高宗實錄は、直に

淳熙十五年に至りて始めて修む。(時に高宗已に崩) 寧宗の(五)慶元三年、書成り、京鏗等、之を上る。

嘉泰二年、陳自强等、又、高宗實錄及び正史を上る。然れども高宗の時、自ら日歴有り。紹興二十六年、秦檜の修むる所の日歴未だ當らざる

を以て、詔して之を重修せしむ。孝宗の隆興元年、詔して太上皇帝

聖政記を修めしむ。二年、書成り、命じて德壽宮に進めしむ。(時に高宗、太

其孝光寧三朝實錄は、皆理宗の時に成る。然れども光宗、禪を受け、即ち

詔して壽皇聖政日歴を修めしむ。紹興元年、書成り、重華宮に進む。

(時に孝宗、太) 寧宗、禪を受け、亦詔して太上皇帝聖政日歴を修めしむ。

慶元三年、書成り、壽康宮に進む。(時に光宗、太) 其後、又、李心傳の修む

る所の高孝光寧四朝國史、史嵩の上る所の中興四朝國史、謝方叔の上

る所の中興四朝志傳有り。亦皆理宗の時に成れる書なり。理宗實錄は、度

宗の(一)咸淳四年に成り、賈似道、之を上る。度宗にも亦、時政記七十

八冊有り。此れ宋朝、史事を重んずるの大概を見る可きなり。其士大夫の

著はす所は、尙ほ數ふるに勝へざる者有り。高宗の時、汪藻嘗て(二)元符

【四】淳熙。孝宗の年號。皇紀一八三四—一八四九。西紀一七四—一八九。

【五】慶元。皇紀一八五五—一八六〇。西紀一九五—一二〇〇。

【六】嘉泰。皇紀一八六一—一八六四。西紀二〇一—二〇四。

【七】紹興。光宗の年號。皇紀一八五〇—一八五四。西紀一九〇—一九四。

【八】咸淳。皇紀一九二五—一九三四。西紀二六五—二七四。

【九】元符。哲宗の年號。皇紀一七五八—一七六〇。西紀一九八一—二〇〇。

【一〇】建炎。高宗の年號。皇紀一七八七—一七九〇。西紀一二七—一三〇。

【一一】建隆。宋の太祖の年號。皇紀一六二〇—一六二二。西紀九六〇—九六二。

【一二】治平。英宗の年號。皇紀一七二四—一七二七。西紀一〇六四—一〇六七。

【一三】端平。皇紀一八九四—一八九六。西紀一二三四—一二三六。

【一四】淳祐。理宗の年號。皇紀一九〇—一九一二。西紀一二四—一二五二。

【一五】政和。徽宗の年號。皇紀一七七—一七七七。西紀一一一—一一一七。

庚辰より(三)建炎己酉に至るまで三十年の事迹を編す。蔡崇禮曾て奏して其書を取りて史館に入る。孝宗の時、李燾、續通鑑長編を著はす、(三)建隆より(四)治平に至るまで一百八十卷。後、又、六百八十七卷を續成す。洪邁、史館に入り、四朝帝紀を修む。又、一祖八宗一百七十八年を修めて一書と爲す。理宗の(三)端平二年、又、太學生陳均に詔して宋長編綱目を編せしむ。(四)淳祐十一年、又、龍圖閣學士樓昉に詔して、著はす所の中興小傳百編・宋十朝綱目、并に二書を撮要せしめ、史館に付して謄寫せしむ。又、王偁に東都事略有り。李丙に丁未錄有り。徐夢辛に三朝北盟會編有り、(五)政和七年海上の盟より、紹興三十一年完顏亮の斃るるに訖るまで、上下四十五年、共に三百五十卷。此れ皆、收めて史館に入れ、以て纂訂者に資す。其他、名臣傳・言行錄・家傳・遺事の類、未だ史館に上らざる者、汗牛充棟なること、更に論無し。故に宋一代の史事、本極めて詳備せり。而して是非善惡、迴護諱飾の處も亦此に坐す。

宋史、國史の原本多し

宋史、國史の原本多し

宋代の國史は、國亡ぶる時、皆、元に入る。元人、史を修むる時、大概祇だ宋の舊本に就きて、稍や排次を爲す。今、其跡、推見す可き者有り。道學傳の序に云はく、「舊史に邵雍を以て隱逸に列するは、未だ當らず。今、張載の傳の後に置く」と。方伎傳の序に云はく、「舊史に老釋・符瑞の二志及び方伎傳有り。今、二志を去り、獨り方伎を存す」と。外國傳の序に云はく、「前に宋史に女直傳有り。今既に金史を作る。義當に之を削るべし」と。夏國傳の贊に云はく、「今史の載する所の、諡號・廟號・陵名は、兼ねて夏國樞要等の書を探る。其の舊史と牴牾有る者は、則ち疑はしきを闕きて以て俟つ」と。此れ元人、宋の舊史に就きて、別に編訂を爲すの迹を見る可きなり。然れども、別に編訂を爲して而して反つて當を失する者有り。張憲の傳の開首に即ち「飛の愛將なり」と云へるが如きは、蓋し舊史の憲の傳は、本、岳飛の傳の後に附す、故に飛より殺入す。今、憲另に一卷と爲し、飛の後に附せず。則ち此語殊えて來歴無し。又、牛阜の傳の後に、岳飛の功を總敘して謂はく、「飛、阜及び王貴・董先・楊再興等に命じて、東西京・汝潁・陳蔡諸郡を經略せしむ。又、梁興を遣はして、河を渡り、忠義社を糾合し、河東北の州縣を取らしむ。未だ幾くならずして、李寶、曹州に捷ち、董先、潁昌に捷ち、劉政、中牟に捷ち、張憲、淮寧府を復し、王貴の部將楊遇、南城軍を復し、梁興、太行の忠義に會して、金人を垣曲及び沁水に破る。金の張太保、

- 【一】張憲の傳は宋史第三百六十八卷に載す。
- 【二】岳飛の傳は宋史第三百六十五卷に載す。
- 【三】牛阜の傳は宋史第三百六十八卷に載す。

李太保等、其衆を以て降る。又、懷・衛の二州を取る。金人大に擾る。未だ幾くならずして、岳飛、朝に還り、獄に下りて死す。世以て恨と爲すと云ふ」と。案するに此れ乃ち飛の功を總敘するなり。阜の功を敘するに非ざるなり。而るに阜の傳の末に在り。見る可し、舊史には、亦阜の傳を以て、飛の傳の後に附せしことを。故に阜の傳の末に、又、飛の功を累敘し、而して之を結ぶに獄に下りて死するを以てす。今、阜の傳も亦另に一卷と爲し、飛に附せず。而るに阜の傳の末に、飛の功を總敘するの處、卻つて未だ移して飛の傳の後に在らず。遂に阜の傳に反つて此贅詞多きを覺ゆ。此れ徒らに意を以て割裂を爲し、而して未だ訂正に及ばざるの失なり。葉夢得は既に文苑傳に入る。則ち其著述、石林燕語・避書録話の類の如き、自ら應に敘入すべし。乃ち通篇但だ吏績を述べ、一語の、文字に渉る無し。此れ必ず舊史には本列傳に在りしを、元人排次の時、其の素より文名有るを以て、遂に原傳を將て撥して文苑に入れ、又、未だ其の文を能くするの處を増さざるなり。其の全く舊史に據らずして別に纂して増入する有る者は、唐恪の傳の後に「當時、蔡京・王黼、事を用ひ、援引する者多し。余深・薛昂・吳敏・王安中・趙野等の如き、國史に皆其事を逸す。今附して此に著はす」と謂へるが如き、是れ余深等の五傳は、舊史に本無かりし所なり。康保裔の傳に、「保裔戰歿す。來り援くる者は、惟だ張凝・李重貴のみ。後、重貴は仕へて鄭州防禦使

- 【四】葉夢得の傳は宋史第四百四十五卷文苑傳に載す。
- 【五】唐恪の傳は宋史第三百五十二卷に載す。
- 【六】康保裔の傳は宋史第四百四十六卷に載す。

に至り、左領軍大將軍に改められて致仕す。凝は殿前都虞候を加へらる。卒して彰德軍節度使を贈らる」と。蓋し舊史に、凝と重貴との二人は、別に傳を立てず。故に保裔の傳に附するなり。又、王翊の傳の後に附す、「文州の守劉銳・通判趙汝羈、相誓つて死守す。圍まるること旬有五日、汲道絶え、兵民、水、口に入らざる者半月、妻子の血を吮ふに至る。城、陥るに垂んとし、汝羈猶ほ刀を提げて陣に入り、十六矢に中り、執へられて死す。銳先づ其妻を殺し、父子三人、文王臺に登り、自ら刎ねて死す」と。此れ亦、舊史には、銳と汝羈と、別に傳を立てず、故に翊の傳に附見するなり。今、張凝・李重貴、各、專傳有り。劉銳・趙汝羈、兩人合はせて一傳と爲す。見る可し、此四人の傳も、亦舊史の本無き所にして、而して元人、之を増せる者なることを。既に此四人の傳を増せば、則ち康保裔・王翊傳の内の附書の處、應に刪節して以て繁複を免るべきに、乃ち舊文に仍りて而して刪らず。此れ又、元人未だ審訂するに及ばざるの失なり。其の全く舊史を用ひて而して是非、刺謬する有る處は、則ち傳贊の内に於て著論して以て之を別つこと、謝深甫の傳に、通首に「居然たる一代の名臣にして、讐議す可き無し」と敘述し、而して編次する時は、則ち胡紘・陳自強の卷内に入れ、傳贊には、「其の韓侂胄が僞學を嚴禁し、善類之が爲

- 【七】 王翊の傳は宋史第四百四十九卷忠義傳に載す。
- 【八】 張凝・李重貴の傳は宋史第二百七十九卷に載す。
- 【九】 劉銳・趙汝羈の傳は宋史第四百四十九卷忠義陳寅の傳に附す。
- 【一〇】 刺謬。乖戾謬誤なり。もと、あやまらること。
- 【一一】 謝深甫の傳は宋史第三百九十四卷に載す。
- 【一二】 胡紘・陳自強の傳は謝深甫の傳と同卷に載す。

めに一空するに當りて、深甫、政を乗り、之と時を同じうし、且つ嘗て陳傅良・趙汝愚等を劾し、顯かに正士と難を爲す」と謂へるが如き、是れ傳には則ち君子にして、而して贊には則ち小人なり。趙雄の傳には、「孝宗の意、張栻に嚮ふ。雄、虞允文と、之を沮抑す」と謂ひ、傳贊には則ち「雄、允文と、謀を協せ兵を用ひ、張栻と持論相同じ」と謂ひ、而して舊史の、張栻を沮抑するの說を以て誣と爲す。是れ傳には則ち小人にして、而して贊には則ち君子なり。見る可し、各傳皆宋の舊史の原本にして、史を修むる時、悉く其舊に仍り、特に贊の内に於て另に是非を別つことを。此れ又、史を修むる者、改正するに及ばずと雖も、而も尙ほ褒貶の公を存するを見るなり。第だ此等の増傳、及び辨正の處、其れ世祖の時たるか、抑、順帝の時に係るかは、則ち推考するに從無し。大約、王翊の傳に、劉銳・趙汝羈を附見するは、此れ世祖の時に修むる所なり。銳・汝羈の別に傳を立てるは、則ち順帝の時に修むる所なり。又、陳宜中の傳に、其の占城に往きて返らざるを記し、馬廷鸞の傳に、其の國亡びて後七年にして始めて没するを記するが如きは、此れ亦必ず順帝の時に修むる所ならん。若し世祖の時ならば、則ち宜中・廷鸞の存没尙ほ未だ知らず、何に由りて預め書せんや。

- 【一三】 趙雄の傳は宋史第三百九十六卷に載す。
- 【一四】 陳宜中の傳は宋史第四百十八卷に載す。
- 【一五】 馬廷鸞の傳は宋史第四百十四卷に載す。

宋史の各傳の迴護の處

元、宋史を修むる、度宗以前は、多く之を宋朝の國史に本づく。而して宋の國史、又、多く各家の事
狀碑銘に據り、編綴して篇を成す。故に是非、盡く信す可からざる者有り。大奸・大惡、(三)章惇・
呂惠卿・蔡確・蔡京・秦檜等の如きは、固より諱飾する能はず。其餘は則ち過有れば必ず深く之を
諱む。即し事蹟、他人の傳に散見する者は、本傳、亦、載せず。功有れば
必ず詳かに之を著はす。即し功績未だ必ずしも果して是人に出でざるも、
而も苟くも相渉る有る者は、亦必ず曲げて牽合を爲す。此れ史を作る者の
意、忠厚に存し、詳かに其善を本傳に著はし、錯へて其惡を他傳に見はさ
んと欲し、以て善を善とするは長じて、惡を惡とするは短なりと爲すに非ざるなり。蓋し宋人の家傳・
表誌・行狀より、以て言行録・筆談・遺事の類に及ぶまで、世に流傳する者甚だ多く、皆子弟門生
の、以て其父師を標榜する所の者にして、自ら必ず其善を揚げ、而して其惡を諱み、功有る處に遇
へば、輒ち遷就して以て其美を分かち、罪有れば則ち其詞を隱約して以て之を避く。宋の時、國史を修
むる者、即ち據りて以て傳を立つ。元人、史を修むる、又、參互考證するに暇あらず、而して悉く
其舊に仍る。是非失當を怪しむ母きなり。昔、吳縝、新唐書糾繆を作り、旁ら他書を採らず、新唐書

【一】章惇・呂惠卿・蔡確の傳は宋史第四百七十一卷姦臣傳に、蔡京の傳は第四百七十二卷姦臣傳に、秦檜の傳は第四百七十三卷姦臣傳に載す。

中の自ら牴牾を爲す者に即きて、扶摘して以て辨證に資す。今、亦、此例に仿ひ、數十條を後に摘出す。觀る者、以て覽る可し。
李綱。靖康の圍城の事、姚平仲、營を劫さんと欲し、士卒速かに戰ふを得ざるを以て言を爲す。
李綱、其議に主たり、城外の兵をして俱に平仲の節度を聽かしめ、遂に敗に及ぶ。(姚平仲傳)此に據れば則ち營を劫すの計、李綱、實に其謀に與る。而るに綱の傳には則ち「平仲密に奏して營を
斫らんとす。夜半、中使、旨を傳へ、綱をして策應せしむ」と謂ふ。綱初
め知らざる者に似たり。蓋し平仲の敗に因り、以て失策の、綱に在らざる
を見はす。此事、本、綱の著はす所の靖康傳信錄に載す。史館即ち據りて
以て傳を立つるなり。

【二】靖康。欽宗の年號。皇紀一七八六。西紀一一二六。
【三】李綱の傳は宋史第三百五十八卷五十九卷に載す。
【四】鄧肅の傳は宋史第三百七十五卷に載す。
【五】呂好問の傳は宋史第三百六十二卷に載す。

呂好問。靖康の變に、朝臣多く張邦昌の僞命に汚さる。高宗、鄧肅
が圍城の中に在りて其事を目撃するを以て、肅をして陳奏せしむ。肅、請
うて三等に分ちて罪を定めて以て制を待ち、而して僞朝の執政と爲る者を一等に置く。乃ち王時雍・
徐秉哲・吳玠・呂好問・莫儔・李回共に六人。(鄧肅傳)是れ好問の罪、一等に在り。其の僞朝の佐命
と爲らんと欲すること知る可きなり。乃ち好問の傳には、其の逆に従ふの事を載せず、反つて備
に、張邦昌を諫阻して、大位を干す母からしめ、及び邦昌を趣して使を遣はして高宗を迎へしむる

等の事を書す。

韓世忠。世忠は固に一代の名將なり。然れども少年の時、意氣、事を用ひ、亦、多く、議す可き者有り。王明清の避難録に、『杭妓呂小小、罪を以て獄に繋がる。會、錢塘の守、世忠を邀へて飯す。世忠爲めに言つて之を出し、連に巨觥を飲み、妓を攜へて以て去る』と。又、明清の揮塵録に、『王淵、妓周氏有り、趙叔近の得る所と爲る。陳通の亂に、叔近、之を招き降す。淵、張俊・韓世忠を遣はして通を討たしむ。并に叔近を斬り、妓を以て淵に歸す。淵、以て俊に賜ふ。俊、敢て受けず。乃ち世忠に予ふ』と。案するに此二事、皆、明清の記する所に出づ。或は其の京口の娼梁氏を以て妻と爲すに因り、遂に之に附會するなり。呂小小の事は、他書に見えず。周氏の事は、宋史の趙叔近の傳に見ゆ。但だ『周を以て淵に歸す』と言ひ、『世忠に歸す』と言はざるなり。則ち明清の記する所、或は誣に近し。宋史の各傳に至りては、世忠、鎮江に屯し、劉光世、建康に屯し、私忿を以て、兵を交へんと欲す。常同、其の驕狼にして忌憚無きを効す。(常同傳)是時、光世の部將王德、擅に世忠の部將を殺す。會、詔して屯を移す。世忠遂に兵を遣はして其後を襲ひ、并に建康の守の府廩を奪ふ。(趙鼎及季陵傳)屯を移す時、光世、世忠が其路を扼せんことを懼れ、乃ち白鷺に趨る。世忠果して人を遣

- 【六】 趙叔近の傳は宋史第二百四十七卷宗室傳に載す。
- 【七】 常同の傳は宋史第三百七十六卷に載す。
- 【八】 趙鼎の傳は宋史第三百六十卷に載す。季陵の傳は宋史第三百七十七卷に載す。
- 【九】 劉光世の傳は宋史第三百六十九卷に載す。

はして之を襲ふ。(劉光世傳)張俊、世忠の所部が諫臣を逼逐し水に墜ちて死せしめしを以て、因つて効奏して其觀察使を奪ふ。(張俊傳)滕康も亦効す、『世忠、御器械を奪ひ、諫臣を逼死す。乃ち罰金に止めば、何を以て後を懲さん』と。(滕康傳)世忠、又、内侍李厦の家に飲み、弓匠を刃傷す。(魏玠傳)此れ皆世忠の少年粗豪の過なり。亦、必ずしも諱ま

- 【一〇】 張俊の傳は宋史第三百六十九卷に載す。
- 【一一】 滕康の傳は宋史第三百七十五卷に載す。
- 【一二】 魏玠の傳は宋史第三百七十七卷に載す。
- 【一三】 韓世忠の傳は宋史第三百四十七卷に載す。
- 【一四】 汪伯彥の傳は宋史第四百七十三卷姦臣傳に載す。

ず。而るに世忠の傳には載せず。張俊、俊、一生、和議を主とせず。讐を復し恥を雪ぐを以て志と爲す。固に正人に屬す。然れども李綱入りて相たる時、宋齊愈、逆に附くを以て誅に伏す。俊、御史たり、『綱、私意を以て侍從を殺す』と効し、且つ其の馬を買ひ軍を招くの罪を論ず。(高宗紀及び綱傳)俊、又、嘗て、『秦檜、大事に任す可し』と薦む。(趙鼎傳)陳東、闕に伏して上書し、已に誅せらる。俊、又、奏す、『胡瑄、東の書を筆削し、布衣を以て、大臣を進退するの權を挾む』と。遂に追勒編置す。蓋し俊は乃ち黃潛善の客にして、瑄は則ち李綱の客なり。(戴植の風瑗傳)俊、又、嘗て岳飛と、呂祉・王德・鄺瓊の兵事を論じ、合はず。飛因つて兵を解き、喪に奔りて歸る。俊、『其意、兵を併するに在り、去るを以て君を要す』と奏し、遂に張宗元に命じて其軍事を權せしむ。(高宗紀)汪伯彥既に貶せらる。俊、伯彥が舊嘗て己を引けるを以て、遂に秦檜と與に、郊祀の恩を援き、伯彥を起して宣

州に知らしむ。(汪伯彦傳)今の浚の傳には、皆、載せず。惟だ曲端を殺す一事、略ぼ傳中に見ゆ。而して又、『端の部將張忠彦、金に降る。故に端を獄に下す』と謂ひ、枉殺に非ざる者に似たり。葉夢得。夢得初め蔡京の客と爲り、京倚りて腹心と爲す。嘗て京の爲めに元祐の黨籍を立て、三等に分ちて罪を定む。後、應天府に知たり。京の黨なるを以て職を落す。(毛注・強淵明・胡安國等の傳に見ゆ)建炎元年、

夢得、杭州に知たり。軍校陳通、亂を作し、夢得執へらる。(高宗紀)今の夢得の傳には載せず。胡安國。安國は本秦檜の薦用する所なり。呂頤浩、朱勝非を引き、以て秦檜を傾く。胡安國即ち

『勝非は當に復た用ふべからず』と劾す。安國、去らんことを求む。檜三たび疏して之を留む。頤浩、檜を去らんと欲す。席益曰はく、『胡安國、講筵に在り。宜しく先づ之を去るべし』と。蓋し安國、檜が張浚よりも賢るを力言すればなり。(秦檜傳)今の安國の傳には載せず。

劉一止。一止は秦檜の黨なり。檜、修政局を置く。或は『局は當に廢すべし』と言ふ者有り。一止、林待聘と與に、廢す可からざるを力言す。(秦檜傳)今の一止の傳には載せず。

何鑄。鑄嘗て羅汝楫と與に、岳飛を劾す。(羅汝楫傳)又嘗て秦檜の爲めに、王居正を劾し、趙鼎の黨と爲し、遂に職を奪ひ奉祠とす。(王居正傳)

- 【一四】 毛注の傳は宋史第三百四十八卷に載す。強淵明の傳は宋史第三百五十六卷に載す。胡安國の傳は宋史第四百三十五卷儒林傳に載す。
- 【一五】 劉一止の傳は宋史第三百七十八卷に載す。
- 【一六】 羅汝楫の傳は宋史第三百八十卷に載す。
- 【一七】 王居正の傳は宋史第三百八十一卷に載す。

又、『張九成、趙鼎に黨す』と劾す。(張九成傳)又、『廖剛、陳淵等と朋比を爲す』と劾す。(廖剛傳)今の何鑄の傳には、皆、載せず、反つて云はく、『岳飛の獄を治め、其冤を力辨し、『當に故無くして一の大將を殺すべからず』と謂ふ』と。能く公道を主持する者に似たり。

李顯忠。宿州の敗は、宿州を破る時、顯忠、其金帛を私せんと欲し、以て軍を犒はず、邵宏淵と忿争するに因り、遂に師潰ゆるを致す。(胡銓傳)今の顯忠の傳には乃ち『宏淵、倉庫を發して軍を犒はんと欲す。顯忠可かず、祇だ見錢を以て賞に充つ。士、皆、悦ばず。遂に潰を致す』

- 【一八】 張九成の傳は宋史第三百七十四卷に載す。
- 【一九】 廖剛の傳は宋史第三百七十四卷に載す。
- 【二〇】 何鑄の傳は宋史第三百八十卷に載す。
- 【二一】 胡銓の傳は宋史第三百七十四卷に載す。
- 【二二】 李顯忠の傳は宋史第三百六十七卷に載す。
- 【二三】 徐慶卿の傳は宋史第四百二十四卷に載す。
- 【二四】 袁甫の傳は宋史第四百五卷に載す。

と謂ひ、一に、顯忠の、倉庫を慎重し、竝に私意無き者に似たり。然れども罪を論ずる時、顯忠の謫獨り重ければ、則ち其の變を激すること因無きに非ざるなり。孝宗紀にも亦云はく、『顯忠、宿州に戦ひ、宏淵援けず、顯忠、利を失ふ。諸將以へらく顯忠・宏淵の二將協はず、遂に大に潰ゆと。』

是れ亦顯忠の爲めに諱むなり。岳珂。珂、當塗に守たり、茶鹽を制置す。自ら詭りて利を興し、橫斂百出し、商旅行かず、國計反つて初よりも調す。又、貪刻の吏を置き、告訐の門を開き、以て民を罔して而して其財を没す。民李士賢、稻二千石有り、之を囚ふること半載。(徐慶卿傳)袁甫、『珂、貪贖にして檢無く、總餉する

こと二十年、林を焚き澤を竭す」と劾す。(袁甫傳に)今の(三六)珂の傳には、俱に、載せず。史彌遠。韓侂胄、兵を用ひ、將に危きこと社稷に及ばんとす。楊皇后、本、侂胄と隙有り、榮王曦をして入り奏せしむ。寧宗答へず。后乃ち其弟楊次山をして陰に史彌遠・錢象祖等に結びて之を謀らしむ。侂胄方に早に朝す。彌遠、中軍統制夏震をして、兵を率ゐ、擁して玉津園に至り、之を擊殺せしむ。彌遠等、方に其事を以て入り奏す。帝猶ほ信せず。既に其の已に死せるを知り、乃ち詔を下して其官を罷め、然る後に再び詔を下して之を誅す。(楊皇后傳に見ゆ)是時、彌遠、侂胄を誅せんと欲す。皇后、皇子、中より之に主たり。彌遠、以て象祖に告ぐ。李壁謂はく、「御筆有り事を行はしむ」と。象祖、奏審せんと欲す。壁、遅れなば則ち事泄れんことを恐る。彌遠乃ち震をして亟かに之を殺さしむ。(三七)韓侂胄及び李壁傳に見ゆ。數傳を合はせて參觀するに、是れ當日先づ侂胄を誅し、後に帝に奏し、帝始めて旨を降して其官を罷め、再び誅を加ふるなり。而して(二六)彌遠の傳には、則ち「兵端既に開く。人皆侂胄を畏れ、敢て言はず。彌遠、危迫の勢を力陳す。皇子詢(即ち榮)入り奏す。乃ち侂胄を罷む。既にして臺諫給舍、交章して侂胄を論ず。乃ち誅に就く。彌遠を召して咸和殿に對せしむ」と謂ふ。先づ奏請して旨を得て而る後に誅を行ふ者に似たり。此れ固より其の擅殺の迹を諱むなり。而して寧宗本紀にも亦書

【二六】 岳珂の傳は宋史第三百六十五卷に載す。

【二七】 韓侂胄の傳は宋史第四百七十四卷發臣傳に載す。李壁の傳は宋史第三百九十八卷に載す。

【二八】 史彌遠の傳は宋史第四百十四卷に載す。

す、(二九)開禧三年十一月甲戌、詔す、「韓侂胄、輕しく兵端を啓く。平章事を罷む可し」と。乙亥、禮部侍郎史彌遠、密命を以て、殿前統制夏震をして侂胄を玉津園に誅せしむ」と。一に彌遠の傳に敘する所の如し。此れ蓋し實錄の書法本是の如く、大臣擅殺するを以て朝廷の威柄下に移るを見はすを欲せざるなり。則ち彌遠の傳に、其擅殺の一節を諱むは、猶ほ説有るに似たり。其の理宗を擁立する一事に至りては、則ち隱諱更に甚だし。寧宗、皇子詢薨じてより後、即ち宗室の子貴和を養ひて皇子と爲し、名を竑と賜ふ。彌遠、美人の、琴を善くする者を買ひて之を納れ、皇子の動靜を伺はしむ。竑、之を嬖す。一日、輿地圖を指して曰はく、「此れ瓊崖州なり。他日當に彌遠を此に置くべし」と。又、嘗て凡に書して曰はく、「彌遠は當に八千里に決配すべし」と。美人、以て彌遠に告ぐ。乃ち陰に沂王の子貴誠を立てんと謀り、鄭清之をして之に傳たらしむ。寧宗崩するや、彌遠、禁中に在り、貴誠に宣して柩前に至りて哀を擧げしめ畢り、然る後に竑を召し、封じて濟王と爲し、出でて湖州に居らしむ。(三〇)濟王竑傳。夫れ先帝の預め立つるの儲君を以て、擅に敢て廢罷し、而して立つる所の者は、竑に先帝の識る所の人に非ず。唐の宦官の定策國老・門生天子を以てすと雖も、尚ほ此の如きの恣横なるに至らず。則ち彌遠の罪、上は天に通じ、諱飾す可き者無し。乃ち寧宗本紀には、竑に其廢立の罪を著はさず、但だ「帝崩す」と云ふ。史彌遠の傳には、「遺詔して姪貴誠を立て

【二九】 開禧。皇紀一八六五—一八六七。西紀二〇五一—二〇七。

【三〇】 濟王竑の傳は宋史第二百四十六卷宗室傳に載す。

て皇子と爲し、名を昀と更め、皇帝の位に即かす。皇子竑を封じて濟陽王と爲し、出でて湖州に居らしむ」と。一に、倉猝の際、寧宗別に遺命有り、而して彌遠奉行する者に似たり。蓋し其時彌遠正に政を柄り、史館の實錄、皆、監修する所なり、故に書法本是れ此の如し。而して彌遠の傳は則ち後人の修むる所、應に忌む所無かるべし。乃ち亦只だ「寧宗崩す。理宗を擁立す」の七字を以て、此公案を了し、而して此等の奸謀逆節、絶えて一語の載せ入るる無し。益、宋の舊史は皆各家の表誌行狀に本づき、據りて以て傳を立て、而して元人、史を修むるに、又悉く其舊に仍り、略ぼ訂正する無きを見る可きなり。

【三二】李全の傳は宋史第四百七十六、七卷叛臣傳に載す。

買涉。李全既に宋に降り、金の兵と戦ふ。涉、制置使と爲り、朝命を以て、太子を殺す者には節度使を賞し、駙馬を殺す者には觀察使を賞せんことを許す。全、得る所の金牌を以て涉に上り、「四駙馬を殺して得る所なり」と謂ふ。涉遂に奏して觀察使を授く。其實、四駙馬は死せざるなり。季先死するや、全、併せて其軍に將たらんと欲し、詭りて「其軍に三千の虚籍有り。之を覆せば、費を省く可し」と稱す。涉遂に付するに兵を以てす。將に人を遣はして覆實せしめんとす。全忽ち報す、「昨、邳州に警有り」と聞き、已に七千人を遣はして往き赴かしむ」と。遂に覆するを得ず。全、山東に往く。涉、農を勸め郊に出で、暮に歸る。全の軍の、楚州に在る者、道を遮りて、入るを得ず。涉、人をして全の妻楊氏に語らしむ。楊氏、之を揮して退く。涉始めて城に入

る。(李全傳に)今の買涉の傳には、皆、載せず、反つて謂はく、「李全、玉璽を得て以て朝廷に獻す。賞するに節度使を以てす。涉嘆じて曰はく、「朝廷但だ官爵の以て其心を得可きを知る。豈に驕れば則ち勸む可からざるに至るを知らんや」と。是れ竝に能く羣盜を駕馭するなり。此傳も亦必ず其子似道、國に當る日、史館の立つる所にして、而して元人、之に因りて改めざる者なり。

鄭清之・趙范・趙葵。

端平の初、宋、將孟珙を遣はして、蒙古の兵

と共に金を滅ぼさしむ。其時、宋、蒙古と、本鄰好を敦くし、竝に嫌隙無し。忽焉として師を興して洛に入り、中原を復せんと規る。兵端遂に此に由りて起る。買似道の傳に據れば、金を滅ぼす時、珙、蒙古と約し、陳蔡を以て界と爲す。師未だ還らざるに、趙范、兵を發して殺函に據り中原の地を復せんと謀る。元の兵撃ちて之を敗る。是れ釁を開く者は范實に禍首たるなり。然れども是時、朝廷已に范をして知開封府・東京留守たり、其弟葵をして知應天府・南京留守たり、全子才をして知河南府・西京留守たらしむ。則ち廟堂已に、此謀に主たる者有るなり。王萬の傳に據れば、鄭清之、國に當り、虚に乗じて河洛を取らんと謀る。又、真德秀の傳に、「鄭清之、敵を挑む。兵民死する者數十萬、中外大に耗す」と。是

【三三】買涉の傳は宋史第三百五十六卷に載す。
 【三四】鄭清之の傳は宋史第四百十四卷、趙范・趙葵の傳は宋史第四百十七卷に載す。
 【三五】端平、理宗の年號。皇紀一八九四—一八九六。西紀一二三四—一二三六。
 【三六】買似道の傳は宋史第四百七十四卷姦臣傳に載す。
 【三七】王萬の傳は宋史第四百十六卷に載す。
 【三八】真德秀の傳は宋史第四百三十七卷儒林傳に載す。

れ此事は實に趙范兄弟、之に外に任じ、鄭清之、之に内に主たるなり。乃ち趙范の傳には、其の主謀として兵を用ふる事を載せず、反つて云はく、『金を滅ぼして後、范、理宗に言して曰はく、三〇「宣和の海上の盟、厥初は甚だ美にして、迄に以て禍を取れり。鑑みざる可からず」と。』趙葵の傳にも亦其の奏する所を載せて云はく、『國家の兵力未だ贍らず。姑く和議に従はん。根本既に壯なるを俟ちて、中原を恢復せん』と。此に據れば則ち二人、又、能く時勢を審度し、肯て輕舉して事を生ぜざる者に似たり。鄭清之の傳にも亦、其の主謀として邊を開く事を載せず、反つて、理宗が邊警に因りて甚だ懼るるや、清之密疏して、『陛下憂悔すること太だ過ぎたり。恐らくは剛大の志を累はさん』と謂へることを載す。則ち竝に、能く危きを持し傾けるを定め、事後に補救する者に似たり。蓋し皆、兵端既に起るの後、國家の禍日に深きに因り、家傳を作る者、各、自ら其始謀の失を諱み、國史、之に因るが故なり。三一李宗勉の傳に、『端平中、師を汴洛に出す。宗勉、「不可なり」と言ふ』と謂ひ、三二崔與之の傳に、『朝廷、三京を取るや、與之頓足浩嘆す』と謂ひ、三三喬行簡の傳に、『三京を收復するや、行簡、事力の繼がざるを憂ふ』と謂ひ、三四趙汝談の傳に、『朝議、師を出さんとするや、汝談、不可を力言す。三京收復するに及びて、汝談、憂色有り。未だ幾くならずして、洛の師果して敗る』と謂ふが如きに至りては、此れ又、兵を用ふる後禍敗相尋ぐに因りて、傳を作る者、各、爲めに其先見の明を著はすなり。

- 【三〇】 宣和。徽宗の年號。皇紀一七七九—一七八五。西紀一一九—一二五。
- 【三一】 李宗勉の傳は宋史第四百五卷に載す。
- 【三二】 崔與之の傳は宋史第四百六卷に載す。
- 【三三】 喬行簡の傳は宋史第四百十七卷に載す。
- 【三四】 趙汝談の傳は宋史第四百十三卷に載す。

各傳の附會の處

(一) 李繼隆の傳に、『徐河の捷に、遼の將裕悅(官名、舊史には、騎八萬を率ゐて來り戰ふ。繼隆、尹繼倫と與に陳を列して以て待つ。敵の衆方に食す。繼倫、不意に出で、擊ちて之を走らす)と。案するに、繼倫の傳に、『是時、繼倫、兵を領して路を巡る。遼の裕悅耶律休格(舊史には休哥と名づく。)の數萬騎、之に遇ひ、顧みずして南す。繼倫曰はく、「是れ我を蔑視するなり。彼捷たば則ち將に我を驅りて北に去らんとす。捷たざるも亦且に怒を我に洩らさんとす」と。乃ち枚を銜みて夜其後を躡ふ。天未だ明けざるに徐河に至る。休格方に會食し、將に戰はんとす。繼倫、陣後より其不意に出で、之を突撃す。休格大に敗れて走る』と。是れ繼倫の突撃は、竝に未だ繼隆と同じく陳を列せざるなり。而るに繼隆の傳に、『繼倫と與に陣を列して以て待つ』と云ふは、此れ繼隆の同功を著はさんと欲するに過ぎざるのみ。

- 【一】 李繼隆の傳は宋史第二百五十七卷に載す。
- 【二】 尹繼倫の傳は宋史第二百七十五卷に載す。
- 【三】 余靖の傳は宋史第三百二十卷に載す。

(二) 余靖の傳に、『狄青、儂知高を破りて後、即ち師を班す。靖、廣西に留まり、人を遣はして特磨道

に入り、智高の母子三人を獲、闕下に獻す」と。案するに蕭注の傳に、「智高、大理に走る。其母、二弟と、特磨道に寓す。注、偵して之を得、悉く擒へて闕下に送る」と。是れ智高の母子を得る者は、乃ち注の功なり。余靖特に廣西に鎮するを以て、其長官たるのみ。而るに清の傳には則ち此功を以て全く之を靖に屬し、竝に略ぼ蕭注に及ばず。

李綱の傳に、「徽宗、金の兵日に逼るを以て、皇太子に命じて開封の牧と爲す。綱、吳敏に謂ひて曰はく、「牧を建つるは、豈に委ぬるに留守を以てせんと欲するに非ずや。然れども傳ふるに位號を以てするに非ざれば、不可なり」と。敏曰はく、「監國可ならんか」と。綱、肅宗が靈武に號を建つる、明皇に出でず、後世をして之を惜ましむるを以て對と爲す。明日、敏遂に禪位の事を以て進み説き、并に、「李綱も亦此議有り」と謂ふ」と。是れ傳位の議、本、綱に起るなり。案するに敏の傳に、「徽宗將に内禪せんとす。蔡攸、上の意を探り知り、敏を引き入對せしめ、遂に并に綱を薦めて入見せしむ」と。則ち内禪の意、本、徽宗に出づるなり。蔡攸の傳に、「帝、内禪せんと欲し、親ら位を東宮に傳ふ」の字を書し、李邦彦に授く。邦彦敢て承けず、以て攸に付す。攸、其客吳敏に屬す。遂に議を定む」と。又李照靖の傳に、「道君皇帝曰はく、「外人、内禪を以て吳敏の功と爲し、乃ち自ら吾が意

- 【四】蕭注の傳は宋史第三百三十四卷に載す。
- 【五】吳敏の傳は宋史第三百五十二卷に載す。
- 【六】蔡攸の傳は宋史第四百七十二卷に載す。
- 【七】李照靖の傳は宋史第三百五十七卷に載す。
- 【八】道君皇帝は即ち徽宗皇帝なり。

なるを知らず。然らずんば言ふ者且に滅族せんとす」と。數傳を合はせて之を觀るに、是れ内禪は本徽宗の意に出で、而して綱の傳に云ふ所は或は實事に非ざるなり。或は綱の議適帝と合し、遂に贊決するか。

案するに張端義の貴耳録に、「徽宗、金人の、燕を破るを聞き、即ち當直學士黃中に命じて詔を草せしめ、己を罪し、并に位を太子に傳ふ。明日、詔出で、淵聖登極す」と。又、徽宗の語を記して謂はく、「詔中の處分、蔡攸盡く「不是」と道ひ、只だ位を傳ふる一事、他の功勞と做さんと要す」と。此れ亦、内禪は帝の意より出づるの一證を見る。

李綱の傳に、「出でて湖廣宣撫使と爲る。荆湖江湘の間、盜賊、計るに勝ふ可からず。多き者は數萬人に至る。綱悉く之を蕩平す」と。又、張浚の傳に、「浚、潭州に至る。楊么の賊衆二十餘萬、相繼いで來り降る。湖寇盡く平ぐ」と。案するに是時、長沙に劉忠有、衆數萬を擁す。韓世忠、之を誅す。曹成、湖・湘・道・賀等の州を躡す。岳飛、之を平ぐ。楊么、又、飛の擊斬する所の者なり。今悉く功を綱と浚とに歸し、而して諸將の攻討は略ぼ及ばず。綱、宣撫と爲り、浚、督視と爲り、諸將の功は即ち其功なりと雖も、然も竟に諸將を抹煞し、全く諸將を蕩平するを以て綱と浚との功と爲す。且つ綱の傳には則ち功、綱に屬し、竝に浚に及ばず、浚の傳には則ち功、浚に屬し、又、綱に及ばず。

岳飛の傳に、『軍中、烏珠(舊史には元朮)の諜者を得たり。飛伴り認めて己の遣はず所の諜と爲し、蠟書を作りて豫に約し、同じく烏珠を誅せんとし、其股を割きて之を納れ、豫に致さしむ。諜者歸りて書を以て烏珠に示す。烏珠大に驚き、馳せて其主に白し、遂に豫を廢す』と。又、張浚の傳に、『鄴瓊叛きて劉豫に奔る。浚亟蠟書を遣りて瓊に貽る。金人果して豫を疑ひ、尋いで之を廢す』と。案するに劉豫先に金の元帥達蘭(舊史には撻鞬)に賂し、立ちて帝と爲るを得たり。後、師を出して宋を侵し、輒ち敗る。屢金の兵に援を爲さんことを請ふ。金の領三省事宗磐曰はく、『先帝が豫を立てしは、豫が疆を開き境を保ち、我は兵を按じ民を息むるを得んことを欲すればなり。今、豫、進みては取る能はず、退きては守る能はず、兵連なり禍結ぶ。之に従はば則ち豫は其利を收め、而して我は其弊を受けん。奈何ぞ之を許さん』と。是に於て始めて豫を廢する意有り。會豫又兵を請ふ。金乃ち達蘭・烏珠をして偽りて『南侵す』と稱せしめ、汴に至り、詔を宣して之を廢す。是れ豫の廢せらるるは、其の進みては取る能はず、且つ屢兵を請ふに因るなり。今乃ち以て功を張浚・岳飛の兩りながら蠟書を封するに歸す。眞に謂はゆる牽連附會する者なり。

王倫の傳に、紹興七年、倫、金に使し、睢陽に至る。劉豫、達蘭を見、具に、豫が國書を邀するの無狀なるを言ひ、且つ謂はく、『豫は忍んで本に背く。他日安んぞ大國に背かざるを保せん』と。是年冬、豫遂に廢せらる。是れ又、豫を廢するを以て、功を倫の奉使に歸するなり。李顯忠の傳に、『金主亮、南侵し、將に江を濟らんとす。王權、和州より遁れ歸る。詔して顯忠を以て權に代らしめ、虞允文に命じて、顯忠を趣して軍を交せしむ。是に於て采石の捷有り。顯忠、萬人を遣はして江を渡らしめ、盡く淮西の州郡を復す。亮、諸將を切責す。諸將、之を弑す』と。案するに、虞允文の傳に、『允文、命を奉じて、往きて顯忠を趣して權の軍に赴かしむ。允文、采石に至る。權已に去り、顯忠未だ來らず、我が師三五星散し、鞍を解きて道旁に坐す。允文念へらく、坐ながら顯忠を待たば、則ち國事を悞らんと。遂に諸將を招き、勉むるに忠義を以てす。諸將皆死戦し、大捷を得たり。明日、又、敵を楊林口に敗る。顯忠始めて至る』と。是れ采石の捷、顯忠に與る無きなり。而るに顯忠の傳には、『顯忠を趣して軍を交せしむるに因り、故に此捷有り』と謂ひ、遂に功、顯忠に出づる者の若し。亮、采石の敗に因りて、即ち瓜洲に趨き、日を尅して江を渡らんとし、未だ渡らずして弑せらる。亦、顯忠が淮西を復して而して諸將を責むるに關するに非ざるなり。且つ是時、海陵、采石を去り、即ち瓜洲に至る。其間の時日幾くか有らん。顯忠豈に能く盡く淮西を復せんや。當に是れ海陵の弑せられし後、金の兵の退くに乘じて之を復せしなるべきのみ。乃ち必ず『海陵、顯忠が淮西を復し諸將を切責するに因りて、遂に弑せらる』と謂ふは、此れ又曲説なり。

(二) 賈涉の傳に、『李全、海州及び密・濰を取り、登・萊の二州を收め、又、青州の張林に結び、濱・棣・淄・濟・沂等の州を以て來り降る。是より、恩・博・景・德より、邢・洛に至るまで十餘州、相繼いで

各傳の附會の處

一三三

【一】 虞允文の傳は宋史第三百八十三卷に載す。
 【二】 賈涉の傳は宋史第三百五十六卷に載す。

降を請ふ。涉、檄を中原に傳ふ、「地を以て來り歸し、及び戈を反して自ら效す者には、朝廷の爵土、吝む所無し」と。案するに是時、金國衰亂し、盜賊各分據す。李全、此に乗じて北行す。金の元帥張林、青・莒・密・登・萊・濰・濱・棣・寧・海・濟南等の州に據る。全往きて之を招く。遂に來り降る。其表に云はく、「七十城の全齊を擧げて、三百年の舊主に歸す」と。是時、實に李全の功なり。而して之を涉の傳に係け、竟に涉が發蹤指示する者に似たり。

卷の二十四

宋史、數人、事を共にし、傳には各功を専らにす

貝州の王則の亂、之を討平する者は、（一）明鎬・文彦博なり。而るに（二）鄭驥の傳には則ち「王則反す。之を討平す」と云ひ、竟に驥一人の功に似たり。又、（三）楊燧の傳には、「燧、貝州を攻め、城を穴ちて以て入り、賊平ぐ。功第一なり」と謂ひ、（四）劉閔の傳には、又、「閔、從つて貝州を攻め、地道を穿ち、閔先づ入り、衆始めて從ひ、遂に陣に登り、繩を引きて師を度す。遲明、師畢く入り、貝州平ぐ。功第一なり」と謂ふ。則ち即ち城を穴つの一事、又各第一功を擅にす。夏竦卒し、諡を文正と賜ふ。司馬光・劉敞俱に之を駁す。光の傳に曰はく、「光謂はく、「諡の美なる者は、文正に如くは莫し。竦何人ぞ、以て之に當るに足らん」と。乃ち改めて文莊と諡す」と。略ぼ敞が同じく議するに及ばず。則ち光一人の駁する所なるに似たり。（五）敞の傳にも又曰はく、「敞の疏三たび上る。乃ち改めて文莊と諡す」と。亦略ぼ光に及ばず、又、敞

宋史、數人、事を共にし、傳には各功を専らにす

- 【一】 明鎬の傳は宋史第二百九十二卷に載す。文彦博の傳は宋史第三百十三卷に載す。
- 【二】 鄭驥の傳は宋史第三百一卷に載す。
- 【三】 楊燧の傳は宋史第三百四十九卷に載す。
- 【四】 劉閔の傳は宋史第三百五十卷に載す。
- 【五】 司馬光の傳は宋史第三百三十六卷に載す。
- 【六】 劉敞の傳は宋史第三百十九卷に載す。

一人の改むる所なるに似たり。孝宗崩じ、光宗、疾を以て、宮に過り服を成す能はず、趙汝愚、寧宗を擁立する一事、汝愚及び趙彥逾の傳に據れば、是時、宰相留正、位を去り、中外洶洶たり。汝愚、嘉王(寧宗)を立てんと謀り、殿帥郭杲に倚りて用を爲さんと欲し、以て彥逾に告ぐ。彥逾嘗て杲に徳有り、遂に命を承け、汝愚の謀を以て杲に告ぐ。杲乃ち兵を領して寧宗を衛りて位に即かす。是れ此謀、本、汝愚に出で、而して彥逾共に之を成すなり。厥後、汝愚、此擁立の功に因り、侂胄の忌む所と爲り、禍を得ること最も烈しきは、正に此を以てなり。而るに、葉適の傳には則ち謂はく、『是時、趙汝愚、計、出づる所無し。適、知閣門事蔡必勝を責む、「坐視するを得ず」と。蔡乃ち宣贊舍人傅昌朝・知内侍省關禮、知閣門事韓侂胄三人と議を定む。適亟かに汝愚に白す。汝愚乃ち侂胄・關禮を遣はして、内禪の事を以て太皇太后に奏せしめ、明日、禪祭に因り、遂に嘉王を立てて位に即かしむ』と。則ち此謀、又、葉適が蔡必勝等と與に議を定め、後以て汝愚に告ぐる者に係る。(案するに紹熙行禮記に又謂はく、『是時、汝愚、計、出づる所無し。宗室彦逾責むるに向つて叫ぶこと幾聲、自ら割殺せんのみと。彦逾曰はく、益無きなりと。乃ち爲めに計を盡し、太皇太后に請ひ、嘉王を以て位に即かしめ、而して光宗を尊びて太上皇帝と爲し、侂胄をして共に其事を成さしむ』と。此に據れば則ち首謀は又彦逾に屬す。然れども宋史の彦逾傳には、其首謀畫策を載せず。或は紹熙行禮記に云ふ所は、當日の實事に非ざらん。)

- 【七】 趙汝愚の傳は宋史第三百九十二卷に載す。趙彥逾の傳は第二百四十七卷宗室傳に載す。
- 【八】 葉適の傳は宋史第四百三十四卷儒林傳に載す。

宋史の各傳の錯謬の處

袁彦の傳に、『劉仁贍降る』の語有り。張保績の傳にも亦『劉仁贍、將卒を率ゐて出で降る』の語有り。薛居正の五代史に、『周の顯徳四年、世宗親ら壽州を征す。劉仁贍、上表して降を乞ふ』と。是れ薛史、原、此語有り。然れども薛史は僅に實録を鈔し、而して未だ詳かに事實を考ふるに及ばず。歐史に至りては、則ち已に、仁贍の降らず、實は副使孫羽が仁贍病篤きを以て、詐りて其書を爲りて以て降る者なることを辨明す。特に仁贍を死節傳に列する所以なり。今、宋史の袁彦等の傳に尙ほ然云ふは、豈に元人、史を修むる時、歐史を并せて亦檢對せざるか。韓世忠の傳に、『世忠、焦山に屯し、謂へらく烏珠(舊史には元朮)至らば、必ず金山の龍王廟に登りて虚實を觀んと。乃ち百人をして廟中に伏し、百人をして岸側に伏せしむ。果して五騎有り闖入す。廟兵喜び、鼓に先だちて出づ。僅に二人を得、其三を逸す。中に絳袍玉帶既に墜ちて馳する者有り。之を訪へば即ち烏珠なり』と。按ずるに金山は水中に在り。豈に能く騎して入り、又騎して逃れんや。此れ必ず誤ならん。輿地記勝には『兵を北固山龍王廟に伏す』と謂ふ。此れ較や理に近し。乃ち傳を作る者、此等の處に於て、亦訂正せざるなり。曹友聞の傳に、『元の兵、武休關を

- 【一】 袁彦の傳は宋史第二百六十一卷に載す。
- 【二】 張保績の傳は宋史第二百七十四卷に載す。
- 【三】 韓世忠の傳は宋史第三百四十七卷に載す。
- 【四】 曹友聞の傳は宋史第四百四十九卷忠義傳に載す。

攻め、都統李顯忠の軍を敗り、遂に興元に入る」と。按ずるに顯忠は、紹興中、宋に歸し、乾道中に卒するものに係り、友聞が蒙古の兵と戦ふ時を距ること、已に六七十年なり。安んぞ尙ほ軍を統ぶるを得んや。或は別に一の李顯忠有らん。然れども史、又、分析して之を言はず。陳宜中の傳に、

「張全を遣はし、尹玉・麻士龍に合して常州を援けしむ。玉・士龍皆戰死す。全、一矢を發せず、奔り還る。文天祥、之を誅せんと請ふ。宜中釋きて問はず」と。

文天祥の傳にも亦謂はく、「朱華・尹玉等、五牧に戰ひて敗れ、兵、水を渡り、全の軍の舟を挽く。全の軍、其指を斬り、皆溺死す。全、一矢を發せず、走り歸る」と。

是れ張全竝に未だ戰はざるなり。而るに 尹玉の傳には乃ち云はく、「淮の將張全、廣の將朱華、大に五牧に戰ふ」と。則ち全、又、力戰の内在り。功罪混淆すること、此

よりも甚だしと爲すは莫し。又、劉師勇、姚峒と與に、常州を守ること數月、城陷る。師勇、柵を抜き、戰ひ且つ行く。其弟馬、壘に墮ち、躍れども出づる能はず。師勇、手を擧げて與に訣して去る。是れ師勇、常を守り、城破るるに至りて始めて去るなり。事、張世傑の傳及び元史の

伯顔の傳并に鄭所南集に見ゆ。而るに 王安節の傳には則ち謂はく、「師勇、常州を復して後、即ち平江に赴き、安節をして常

に在りて拒守せしむ」と。又、師勇未だ嘗て常州の難に與らざる者に似たり。此れ又、一史中自ら相

矛盾するの處なり。〔一〕呂蒙正の傳の贊に謂はく、「國朝三次入りて相たる者は、惟だ趙普・呂蒙正」と。然れども蒙正の後、又、張士遜・呂夷簡・文彥博有り、皆三次入りて相たり。蔡京は并せて四次入りて相たり。蒙正の傳の贊に云ふ所は、亦未だ深く考へざるなり。

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

一代の臣甚だ多し。大奸・大忠に非ざるよりは、原、悉く載する能はず。然れども必ず宜しく載すべくして而も反つて遺漏する者有り。俞文豹の清夜錄に、「靖康の變に、上皇將に金の軍に赴かんとす。中書舍人姜堯臣

「往く可からず」と極諫す。番使、骨朶を以て之を撃つ。死す」と。曹

勛の北狩錄に、四太子、王婉容に求めて黏罕の子婦と爲さんとす。婉容自刎して死す」と。此二事は、忠節凜然たり。史傳の必ず宜しく載すべき所の者なり。而るに列傳、皆、之れ無し。彭義斌、山東より義を起し、李全に隨つて來歸し、即ち趙范・趙葵と與に、金の兵を破る。義斌獨り撃ちて下灣波に至り、金人を淮に掩ふ。(見詳傳)後、李全の亂に因りて、楚州制置使許國走り死す。義斌、全の使を斬りて大に罵り、必ず此讐を報いんと誓ふ。會、全、恩州を攻む。義斌即ち出で戦ひ、之を敗る。全、

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

宋史の列傳、又、遺漏する者有り

制置使徐晞稷の書を求めて、義斌と連和せんとす。義斌、書を趙善湘に致して曰はく、「全を誅せずんば、恢復成らじ。但だ能く兵を遣はして淮を扼し、其南路を斷たば、必ず賊を滅ぼす可からん。賊平ぐの後、義斌、河北・盱眙に戦ひ、諸將、河南に戦はば、神州復す可からん」と。(李全傳) 趙范、亦、善湘に謂ひて曰はく、「義斌、全を蹙むること、山の卵を壓するが如し。然れども必ず請うて而して後討つ者は、朝廷を尊ぶを知らばなり」と。(趙范傳) 全、書を制置司に貽り、「義斌叛す」と誣ふ。朝廷、義斌の功を知ると雖も、全を憚り、未だ賞を行ふを欲せず。義斌、朝命を俟てども至らず、地を拓きて北に進み、東平を攻む。嚴實潛に救を蒙古の將博羅罕に求め、而して義斌と連和す。義斌も亦、實に藉りて河朔を取りて而る後之を圖らんと欲し、遂に兄の禮を以て實に事へ、其兵を奪はず、而して青崖峒が掠むる所の實の家屬を留めて還さず、進んで眞定を攻め、金の將武仙を降し、衆數十萬に至る。既に眞定を下し、西山に道して北す。博羅罕の兵始めて至る。義斌、兵を分ちて實に與へ、陽に助けて而して陰に之を伺ふ。實、危急なり。即ち博羅罕の軍に赴き、之と合し、義斌と内黃の五馬山に戦ふ。義斌、兵敗れ、執へらる。史天澤、之を説きて降さんとす。義斌、聲を厲まして曰はく、「我は大宋の臣なり。肯て他人の屬と爲らんや」と。遂に之に死す。(元史の嚴實等) 後、朝廷、李全を討ち、詔に云へる有り、「彭義斌、忠を以て境を拓き、大に皇略を展ぶ。已に贈典追封を加ふ」と。(李全傳) 是れ義斌の忠義勳績、趙

〔二〕嚴實の傳は元史の第四百十八卷に載す。

立・李寶・魏勝等に比して、更に之に過ぐる有り。則ち宋史何ぞ傳無きを得ん。乃ち僅に李全等の傳に散見し、而して別に專傳を立てず。豈に闕漏に非ずや。又、吳縝、新唐書糾謬を作り、今に至るまで尙ほ其書を傳ふ。而るに宋史には傳無し。劉克莊は、詩集・文集、宋末の一大家と爲す。今、亦、傳無し。此れ皆史家の疎なり。

宋史の排次の失當の處

宋史、又、必ずしも傳を立てざる者有り。歐公の五代史に、韓通の傳を立てざるは、本朝の爲めに諱むなり。宋史に之を補ひ、而して李筠・李重進を以て竝に列して周の三臣と爲すは、是なり。他、張從恩・扈彥珂・薛懷讓・藥元福の如き、皆、五代の時の人なり。從恩は宋に入り、改めて許國公に封せらる。其の宋史に入るは、可なり。彥珂・懷讓・元福は、宋初に當りて即ち病歿す。(趙昂・李穀・竇貞固・李濤・趙上交・張錫・張鑄・邊歸讜・劉濤等は、竝に未だ宋に官たらず。則ち之を傳するは何をか爲さん。或は以へらく、五代史に傳無し。宋史に於て之を存せざるを得ずと。然れども李穀・李濤、五代に在りては、尙ほ事蹟の紀す可き有り、其餘は本、書するに足らず。乃ち一概に之を列傳に入れ、仍ほ、其歴官を敘する

〔一〕韓通・李筠・李重進の傳は宋史第四百八十卷周三臣傳に載す。

〔二〕張從恩・扈彥珂・薛懷讓・藥元福の傳は宋史第二百五十四卷に載す。

〔三〕趙昂の傳は宋史第三百七十一卷、李穀・竇貞固・李濤・趙上交・張錫・張鑄・邊歸讜・劉濤の傳は第二百六十二卷に載す。

こと今の仕途の履歴の如きに過ぎざるのみ。此れ亦何の史策をか成さん。宋の臣の中、宣繪・別之傑・鄒應龍・金淵・張礪・饒虎臣・戴慶炯等の傳も、亦但だ履歴を敘し、絶えて一言一事無し。則ち之を傳するは何をか爲さん。其他、編次の失、更に當に改定すべき者有り。張憲・牛阜・楊再興は、皆岳飛の部將なり。舊史には本、飛の傳に附す。後、元人、史を修め、別に編して卷と爲す。(説已に前) 劉子羽は、胡の世將にして、吳玠兄弟と蜀に在り、功を同じうし事を共にす。應に玠・璘と相次ぐべし。今、亦、各、卷と爲す。此れ猶ほ「官に文武の別有り」と曰ふなり。解元・成閔は、皆韓世忠の部將なり。宜しく世忠の後に附すべし。郭浩・楊政は皆吳氏の部將にして、兵を用ふること吳氏と相終始す。宜しく玠・璘の後に附すべし。今、皆、別に編して卷と爲す。蓋し亦、元人、舊史を改めて排次するのみ。王友直・李寶は、皆、北より義を起して來り歸す。既に同じく一卷に列す。(二〇) 李顯忠も亦鄜延より事を起し、數國に間關し、死を冒して南に投じ、功名尤も著はる。(二一) 魏勝は兵を漣水に起し、海州に據りて以て歸し、寶と事を共にす。此數人の者は、應に彙列して一卷と爲し、顯忠を以て首と爲し、

- 【四】 宣繪・別之傑・鄒應龍・金淵の傳は宋史第四百十九卷、張礪・饒虎臣・戴慶炯の傳は第四百二十卷に載す。
- 【五】 劉子羽の傳は宋史第三百七十卷に載す。
- 【六】 吳玠・吳璘の傳は宋史第三百六十六卷に載す。
- 【七】 解元の傳は宋史第三百六十九卷に載す。成閔の傳は第三百七十卷に載す。
- 【八】 郭浩・楊政の傳は宋史第三百六十七卷に載す。
- 【九】 王友直・李寶の傳は宋史第三百七十卷に載す。
- 【一〇】 李顯忠の傳は宋史第三百六十七卷に載す。
- 【一一】 魏勝の傳は宋史第三百六十八卷に載す。
- 【一二】 秦檜の傳は宋史第四百七十三卷姦臣傳に載す。

勝・寶・友直、之に次ぐべし。而るに今皆各、卷と爲す。(三) 秦檜、國を擅にすること十九年、凡そ政府に居る者、微忤を以て斥け去らざるは莫し。惟だ 王次翁のみ、始終、檜の憐む所と爲る。則ち次翁は應に檜の傳の後に附すべし。(四) 陳自強の、韓侂胄に附くは、次翁の、秦檜に附くと一なり。則ち自強も亦應に侂胄の後に附すべし。乃ち皆、列傳に編入し、奸黨なるを著はさざるは、何ぞや。(五) 權邦彥は、徽欽の時の人にして、高宗の紹興三年に卒す。乃ち寧宗の諸臣の列に廁る。(六) 汪若海・張運・柳約は、亦皆欽高の時の人なり。而るに理宗の諸臣の列に廁はる。(七) 林勳・劉才邵等は、皆高宗の時の人なり。竝に德祐の末造なる 李庭芝諸人の列に廁はる。時代を顛倒するに幾からずや。南唐世家に、既に 韓熙載の傳を立つ。劉仁贍・皇甫暉・姚鳳は、皆節を南唐に完くする者なり。何を以て爲めに傳を立てて以て熙載の後に附せざる。南唐の 徐鉉・北漢の 楊業は、後、宋に仕へ、既に之を宋臣の傳に入る。南唐の 周惟簡・西蜀の 歐陽迴も、亦皆宋に仕へ、官を歴ること多年なり。何を以て又宋臣の傳に入らずして、仍ほ南唐・西蜀世家の後に附するか。此れ皆、自

- 【一三】 王次翁の傳は宋史第三百八十卷に載す。
- 【一四】 陳自強の傳は宋史第三百九十四卷に載す。
- 【一五】 韓侂胄の傳は宋史第四百七十四卷姦臣傳に載す。
- 【一六】 權邦彥の傳は宋史第三百九十六卷に載す。
- 【一七】 汪若海・張運・柳約の傳は宋史第四百四卷に載す。
- 【一八】 林勳・劉才邵の傳は宋史第四百二十二卷に載す。
- 【一九】 李庭芝の傳は宋史第四百二十一卷に載す。
- 【二〇】 韓熙載の傳は宋史第四百七十八卷南唐世家に附載す。
- 【二一】 徐鉉の傳は宋史第四百四十一卷文苑傳に載す。
- 【二二】 楊業の傳は宋史第二百七十二卷に載す。
- 【二三】 周惟簡の傳は宋史第四百七十八卷南唐世家に附載す。
- 【二四】 歐陽迴の傳は宋史第四百七十九卷西蜀世家に附載す。

ら其例を亂る者なり。想見するに元人、史を修むる、草率に事に従ひ、徒らに意を以て排次を爲し、復た詳細に審訂せざるなり。

史家一人兩傳

史傳の人物太多く、之を修むる者一人に非ず、彼此審訂するに暇あらず、遂に一人にして重出する者有り。顧寧人が元史の列傳の中第八卷の速不台は、即ち第九卷の雪不台、十八卷の完者都は、即ち二十卷の完者拔都、三十七卷の石抹也光は、即ち三十九卷の石抹阿辛にして、皆是れ一人兩傳なるを指出するが如き、修史者の草率に事に従ふを見る可し。然れども蒙古は國語を以て名と爲し、譯して漢字と作すに、但だ其音の同じきを取り、而して字は必ずしも畫一ならず、此誤有るを致す。猶ほ説有るなり。舊唐書の列傳の七十二に既に楊朝晟有り、九十四に又楊朝晟有り、五十一に既に王求禮有り、一百三十七に又王求禮有り、宋史の列傳の一百十六に既に李熙靖有り、二百十二に又李熙靖有るが若き、其事蹟を考ふるに、實に一人に係り、竝に偶々姓名を同じくする者に非ず。是れ修史の草率なる、更に明の元史を修むる時よりも甚だしきなり。遼史に三つの耶律托嘉(舊史には耶律捷不也と名づく)有り、一は列傳第二十六に在り、一は第二十九に在り、一は第四十一に在り、又、兩つの蕭罕嘉努(舊史には蕭罕家)有り、一は列傳第二十六に在り、一は第三十三に在り、又、兩つの蕭塔喇噶(舊史には蕭塔喇噶と名づく)

有り、一は列傳第十五に在り、一は第二十に在り、金史に又兩つの達蘭(舊史には達蘭と名づく)有り、一は列傳第十に在り、(又、古雲と名づく。舊)一は第十五に在り、又、四つの羅索(舊史には婁室と名づく)有り、一は列傳第十に在り、其三是五十七に在り、同じく一傳と爲せども、當時已に大婁室・中婁室・小婁室を以て之を別ち、又、兩つの額爾克(舊史には訛可と名づく)有り、亦同じく一傳と爲せども、當時、亦、草火訛可・板子訛可の別有るが如きに至りては、此れ則ち名は同じと雖も、而も人は各別なり。蓋し遼・金・元、皆、國語を以て名と爲し、諸人の國語の名本同じきが故なるのみ。金史の碎不斛は即ち元史の速不台(即ち元の將の、汴京を圍み、金の妃后及び宗族を擄にして北に去りし者)にして、宋史の元良哈解は即ち元史の元良合台(即ち交趾を征し粵西なるが如きに至りては、此れ又、史を修むる時、各譯する所の漢字に據りて傳に入れ、彼此訂正するに暇あらずなり)。

監板宋史の脱誤の處

余が家に有する所の宋史二本は、前明の南北監板各一に係る。其中、誤字落句、一にして足らず。尤表の傳の、「高宗崩す。靈駕將に發引せん」とし、忽ち配享を議す。洪邁、呂頤浩、韓世忠、趙鼎、張浚を用ひんと請ふ。表言はく、「祖宗の典故、既に耐して然る後に配享を議す。今忽ち靈駕發引の前に定め、詳議を加へずんば、恐らくは

監板宋史の脱誤の處

以て勳臣の子孫の心を服する無からん」と。乃ち詔して更に議せしむ。後卒に四人の者を用ふ。時に楊萬里も亦謂へらく、張浚當に配食すべしと。之を争ふ。從はず。外に補す。袁は禮部侍郎に轉す。云云の如き、按ずるに萬里の著はす所の誠齋揮塵錄に謂はく、「洪景廬、浚が曲端を殺す一事を以て、其配享を輟む」と。是れ邁は乃ち浚を輟むる者なり。今の傳には反つて「邁、浚を用ひんと請ふ」と云ふ。又按ずるに、楊萬里の傳に、「高宗崩す。洪邁、配享を集議するを俟たず、獨り呂頤浩等の姓名を以て上る。萬里疏して之を詆り、張浚當に與るべし」と力言す」と。是れ邁、本、未だ浚を以て配享に入れざるなり。尤表の傳に云ふ所の張浚は當に是れ張俊の誤なるべきなり。配享は文武を兼ね用ふ。邁既に呂頤浩・趙鼎兩文臣を用ひんと請へば、則ち武臣は必ず是れ韓世忠・張俊ならんのみ。又、曹助の傳に、「紹興二十九年、助、王倫に副として稱謝使と爲りて金に至る。金主將に淮を侵さんとす。助、倫と與に歸りて言はく、「和好して他無し」と。按ずるに倫、建炎元年より、即ち通問使と爲りて金に至る。紹興二年、粘罕、倫をして歸り報せしむ。七年、再び金に使用して回る。八年、又往き、張通古と偕に來る。九年、再び使に充てられ、梓宮・太后を奉迎し、河間に拘せらる。十四年、金人、之を官にせんと欲す。從はず。乃ち縊死す。是れ倫の死するは、紹興十四年に在り。安んぞ二十九年に尙ほ曹助と同じく使用するの事有るを得んや。王倫の傳を

【一】 楊萬里の傳は宋史第四百三十三卷儒林傳に載す。
 【二】 曹助の傳は宋史第三百七十九卷に載す。
 【三】 王倫の傳は宋史第三百七十二卷に載す。

閱するに及びて、「二十八年、金將に盟を渝へんとす。邊報沓至す。二十九年、朝論、泛使を遣はして之を覘はしめんと欲す。綸、行かんと請ふ。曹助、之に副たり。金の館に至る。禮甚だ隆なり。歸りて言はく、「鄰國恭順なるは、皆、陛下の威徳の致す所なり」と。然れども是時、金已に江を犯さんと謀り、特に善意を以て綸を給くのみ」と。此に據りて始めて知る、助が副たる所の者は、乃ち王倫にして、王倫に非ざることを。又、張邵の傳に、「邵初めて金に使用し、秦檜に濰州に遇ふ。歸るに及びて、上書して檜の忠節を言ふ。後、其弟祁、獄に下る。將に邵に株連せんとす。會、檜死し、免るるを得たり」と。此數語、上下、貫かず。邵既に檜に徳有り、檜自ら之を黨護せん。檜死せば、則ち株連を免るる能はざらん。乃ち反つて「檜死し、免るるを得たり」と云ふ。此れ必ず字句を脱落する處有らん。皆、刊刻の時、校讐精しからざるの故なり。當に別に善本を求めて之を改むべし。

【四】 張邵の傳は宋史第三百七十三卷に載す。
 【五】 馬植は即ち趙良嗣なり、其傳は宋史第四百七十二卷姦臣傳に載す。

趙良嗣は應に奸臣傳に入るべからず

馬植は燕の人なり。燕を取るの策を以て童貫を干す。入りて奏す。徽宗、之を寵し、姓名を李良嗣と賜ひ、又賜ふに國姓を以てす。燕を圖るの議、此に由りて起る。斯れ固に禍を召く首謀なり。然

趙良嗣は應に奸臣傳に入るべからず

れども良嗣は但だ此策を建つるのみ。聴くと聴かざるとは、則ち廟堂の持議に在るなり。良嗣が使を奉ずるに及びて、海道より金に至り、金の太祖と約す、『金は中京大定府を取り、宋は燕中析津府を取らん』と。是より凡そ數往返す。會金の太祖殂す。金人、元約を變じ、但だ予ふるに燕京及び薊・景・檀・順・涿・易の六州を以てせんと欲す。良嗣言はく、『元、山後・山前の十七州を約せり。今、此の如きは、信義安にか在る』と。金人從はず。良嗣、又、使を奉じて往きて曰はく、『本朝、大國に徇ふこと多し。豈に平灤の一事、相從ふ能はざらんや』と。金、又、從はず。良嗣が又至るを俟ちて、答書の稿を以て良嗣に示して曰はく、『燕京は我が朝の兵力の攻め下ししものに係る。其租税は當に我が朝に輸すべし』と。良嗣曰はく、『租は地に隨ひて出づ。豈に地を予へて而も租税を予へざる者有らんや』と。金人曰はく、『燕の租は六百萬なり。今只だ一百萬を取らん。然らずんば我に涿・易を還せ』と。良嗣曰はく、『我が朝自ら兵を以て涿・易を下せり。今乃ち爾云ふ。豈に曲直無からんや』と。是れ良嗣、命を銜みて往來し、能く口舌を以て強鄰に抗す。(以上は皆、續通鑑綱目に見ゆ)故に宋史の本傳にも亦謂はく、『往返すること六七たび、頗る能く緩頰して心を盡し、金と爭議す。張覺を收納するの事無からしめば、金人も亦遽に兵端を起し難く、而して中華の疆土、版圖を復歸せしならん』と。良嗣方に且に當に功臣傳の中に入るべからんとす。乃ち張覺が金に叛きて來り降るや、國計

- 【一】 緩頰。婉曲なる言語を以て懇談勸沮するなり。
- 【二】 張覺の傳は宋史第四百七十二卷姦臣趙良嗣の傳に附載し、金史第二百二十三卷叛臣傳に載す。

を主る者、近利を貪りて遠計に昧く、輒ち輕しく招納を爲す。良嗣方に苦口して之を争ひ、以爲はく、『歡を強鄰に失はば、後悔ゆ可からず』と。而して舉朝醉夢し、卒に聽從せず、果して金兵の以て口に藉くを得るを致し、惟だ新得の地盡く之を失ふのみにあらず、并せて、變輿北狩し、神州陸沈するに至る。此れ則ち王黼の輩の、功を貪り事を喜み、國を謀ること臧からざるにして、良嗣に於ては與る無きなり。乃ち事後、禍始を追論し、坐するに重辟を以てす。已に失刑を免れず。史を修むる者、又、之を奸臣傳の中に入れ、蔡京等と列を同じくす。殊えて平情の論に非ざるなり。

王倫

王倫、金に使い、百死に間關し、和議を緒成す。世徒らに胡銓が其の狎邪の小人・市井の無賴なるを疏斥し、張燾が其虚誕を疏斥し、許忻が其賣國を疏斥するを以て、遂に衆口一詞、以て善類に非ずと爲し、甚だしきは史傳にも亦、『家貧しくして行無く、數法を犯し、幸に免る』の語有るに至り、此れ特だ一時の儒生の、和議を主とせざる者の詆諆に出づるを知らず。而も世を論ずる者は、則ち當に其心を諒とし其功を記して其節を憫むべきなり。倫は本王旦の

- 【一】 王倫の傳は宋史第三百七十一卷に載す。
- 【二】 胡銓の傳は宋史第三百七十四卷に載す。
- 【三】 張燾の傳は宋史第三百八十二卷に載す。
- 【四】 許忻の傳は宋史第四百四十二卷に載す。

弟昂の後にして、初めより市儈・里魁に非ず。其の使を奉ずるは、建炎元年に在り。是時、金人方に二帝を擄にして北に去り、凶饑正に熾なり。誰か敢て身づから虎口に入らん。倫獨り慷慨して行かんと請ふ。其膽勇已に流輩に絶出ず。金に至るに及びて、留めらるること之を久しうす。尼瑪哈(は粘罕)、烏陵思謀をして至らしむ。倫即ち和議を以て之を動かし、其をして兩宮を還し故地を歸さしめんと欲す。尼瑪哈、答へずと雖も、然れども和議實に端を此に肇む。即ち洪皓の、天を畏れ天を保つを以て悟室に語るは、猶ほ後に在るなり。已にして尼瑪哈、和を許す意有り。紹興二年、先づ倫を遣りて歸らしめ、次年、即ち李永壽・王翊を遣はして來らしむ。劉豫が内犯するに値ひ、議遂に中格す。七年、徽宗・鄭后の訃至る。復た倫を遣はして使に充て奉迎せしめ、并せて河南・陝西の地を乞ふ。是冬、豫既に廢す。倫入りて金主に見ゆ。金遂に烏陵思謀・石慶を以て倫と偕に來り議せしむ。八年、再び金に使す。金即ち張通古等を遣はして來らしめ、梓宮・母后及び河南・陝西の地を歸さんことを許す。九年、倫、使に充りて再び金に往く。竟に河南・陝西の地を以て先づ之に付す。設し金をして盟を渝へざらしめば、則ち存歿俱に歸り、境土、復するを得たらん。倫の功、豈に南渡の文武の諸臣の及ぶ可き所ならんや。祇だ、金人自ら失策を悔い、旋ち前議を毀りしを

- 【五】 建炎。高宗の年號。皇紀一七八七—一七九〇。西紀一二七—一三〇。
- 【六】 洪皓の傳は宋史第三百七十三卷に載す。
- 【七】 紹興。高宗の年號。皇紀一七九—一八二二。西紀一三—一六六。
- 【八】 劉豫の傳は宋史第四百七十五卷叛臣傳、金史第七十七卷に載す。

以て、倫遂に河間に拘せらる。其後、和議再び成るや、遂に身其事に預るを得ず。然れども議を敵勢力に張るの時に創むると、功を兩國將に平がんとするの日に收むると、其難易、既に同じからず。且つ倫の・和を議するは、則ち帝后・疆土全く歸さんことを請ひ、而して未だ議、歲幣に及ばず。秦檜が和に主たるに迫りては、則ち寸土歸らず、反つて歲ごとに銀絹二十五萬兩匹を輸し、徒に一母后・二旅柩を得るのみ。其難易更に道里を以て計る可からず。而るを況んや李永壽等の來るや、倫が雲中の舊識なるを以て、稍や其驕倨を損するに頼り、張通古等の來るや、又、倫が委曲調護するに頼り、秦檜をして館に就きて書を受け、以て萬乘の尊を屈するを免れしむ。是れ其の事勢の處し難きの會に周旋するなり。即ち朱弁・洪皓輩、及ぶ能はざる者有り。蓋し弁・皓は僅に臣節を完くし、倫は則ち兼ねて國事を濟はんとし、其の任する所、獨り難しと爲す。故に皓歸るや、亦極言す、「倫、身を以て國に徇す。之を棄てて取らずんば、緩急何を以てか人をして實に深く服し、其心力をして俱に殫さしめんや」と。拘せらるること六年に及びて、金人、用ひて平灤三路都轉運使と爲さんと欲す。其時、兩國の和議久しく成り、讐を化して好と爲す。即し金の官職を受くるも、亦、顔を反して仇に事ふるに非ず。況んや家は本莘縣にして、郷土已に金に屬す。私計に於ても亦甚だ便なり。乃ち力拒して受けず。甘んじて其縊死を被る。(金史には、「倫已に乃ち縊死す」と謂ひ、宋史には則ち「官を受けずして害せらる」と謂ふ。按ずるに)是れ惟だ國を謀るの忠なるのみなら倫如し果して官を受けば、豈に復た抗辭せんや。是れ必ず未だ官を受けざるなり。

【九】 朱弁の傳は宋史第三百七十三卷に載す。

ず、百艱を歴て而も顧みず、而して殉國の烈なる、一死を甘んじて而も撓まず。弁・皓等、故國に歸るを得、身寵榮を受くる者に視ぶれば、其身世尤も不幸にして、志節尤も悲む可きなり。而して區區たる身後の名、又、「市井の無頼」の數語を以て、傳へて口實と爲し、今に至るまで耳食の者、幾ど視て倖功、擲園の人と爲す。此れ急に別白を爲さざる可からざるなり。

【二〇】擲園。開閉と言ふが如し。縦横遊説するをいふ。

宋初には降王の子弟、中外に布満す

力を角して而して其國を滅ぼし、材を角して而して其人を臣とすれば、未だ猜防疑忌して殺戮に至らざる者有らず。獨り宋初のみは然らず。周保權、擒にせらるるや、千牛衛上將軍を授け、京城の舊邸院を葺して之に居らしむ。(湖南)高繼冲、土を納るるや、但だ王仁贍をして軍府の事に知らしめ、而して仍ほ繼冲をして其地に鎮せしむ。繼冲入朝するに迨びて、改めて武寧軍節度使・徐宿觀察使を授く。彭門に鎮すること凡そ十年。其叔高保衡、宿・懷・同・汝の四州及び光化軍に歴知す。其臣孫光憲も亦、黃州の刺史に官たり、梁延嗣も亦、復州防禦使に官たり。(荆南)劉銀、戰敗れて擒にせらるるや、仍ほ恩赦侯に封せられ、第を賜うて京師に居らしめ、封を彭城郡公に進めらる。(南溪)李煜、城破れて始めて降るや、違命侯に封じ、京師に居らしむ。後、隴西郡公に封せらる。其子弟多く大將

軍・衛將軍等の官を授けらる。從善は通許監軍と爲り、從浦は隨・復・成の三州に歴知し、季操は淮陽・漣水の二軍・蔡・舒の二州に歴知し、仲寓は官郢州の刺史たること、十餘年。其臣徐鉉等、皆、京師に官たること、更に論ずる無きなり。(南唐)孟昶既に降るや、第を京師に賜ひ、秦國公に封せらる。尋いで卒す。子元詰、貝・定の二州に歴知し、又、鎮州兵馬鈐轄と爲り、滑州に移る。病を以て小州を求む。乃ち濠州に移りて卒す。元珪、宋・曹・兗・鄆の都巡檢に歴官し、出でて滑州に知たり。其臣伊審微、官靜難軍節度使たり、移りて延安に鎮す。趙彥韜は興州の刺史を授けられ、澧州に移る。母守素は趙州・容州に歴知し、本管諸州の水陸轉運使を兼ね。(西蜀)陳洪進、土を納れ、後、紀國公に封せられ、第を賜はりて京師に居る。子文顯、仍ほ泉州に知たり、移りて青・齊・廬の三州に知たり。文顯は房・康・同・耀・徐・衡の六州に歴知し、文顯は海・濮・濰・沂・黃の五州に歴知し、文顯は登・舒の二州に歴知す。(漳泉)錢俶、土を納れ、後、淮海國王に封せられ、禮賢宅を賜はりて京師に居る。後出でて武勝軍節度使と爲る。改めて南陽國王に封せらる。子惟濬は屢、諸鎮の節度使を加へられ、常に京師に居る。惟治は眞定軍府に知たり、兵馬都部署を兼ね。惟濟は絳・潞の二州に歴知し、又、永州團練使と爲り、成德軍に改めらる。惟演は仕へて同中書門下平章事に至り、出でて許州に判たり。俶の弟儼は和州に判たり、昊は宋・壽・泗・宿の四州に歴知す。其臣僚孫承祐は大名府に知たり、改めて滑州に知たり。沈承禮は密州に知たり。(吳越)劉繼元降るや、彭城郡公に封せ

宋初には降王の子弟、中外に布満す

られ、京城の甲第一區を賜はり、保康軍節度使を授けらる。其臣李輝は廣・許・孟の三州に歴知し、馬峰は西京に分司す。(北漢)統計するに諸降王及び諸降臣、一として保全せざる者無し。此等僭偽竊據の徒、歸降するは本素志に非ず。況んや新造の邦、民志未だ定まらず、國勢搖ぎ易し。豈に能く一に顧慮無からんや。乃ち其主は皆第を京師に賜はり、肘腋の地に居り、其子弟臣僚、又皆職を州郡に分ち、兵民の權を掌る。而して廟堂の上、操切猜防するを聞かず、入りて新朝に仕ふる者、亦帖然として各其勤を效し、反側して靖んせざるの意無し。此に於て、宋の太祖・太宗の、天下を并包するの大度、一世を震服するの神威、詐力をもて事に従ふ者の及ぶ可き所に非ざるを見るなり。後の論者、往往謂へらく、『宋の開國の初、即ち弱に失す』と。豈に詐力を恃みて以て強と爲さざる者、其強更に甚だしきを知らんや。

宋の諸帝の御集皆閣を建てて藏貯す

宋の諸帝の御集、各閣を建てて藏貯すること、眞宗より始まる。眞宗の晩年、著はす所の詩文を以て、丁謂等に示して曰はく、『朕、聽覽の下、翰墨を以て自ら娛む。範を垂るるに足らずと雖も、亦平生、心を此に遊ばすなり』と。謂等請うて板に鏤めて宣布す。共に七百二十二卷。竝に天章閣を作りて之を貯ふ。自後、諸帝の御集、皆此例に倣ふ。而して閣名は各相襲はず。英宗、寶文閣を建てて仁宗の御集を藏し、神宗、英宗の御書を以て、亦、内に附す。哲宗、顯謨閣を建て、神宗の御集を藏す。(元祐二年、已に蘇轍・劉攽等に詔して神宗の御集を編次せしむ。四年、之を藏す。)高宗、敷文閣を建て、徽宗の御集を藏す。孝宗、煥章閣を建て、高宗の御集を藏す。寧宗、華文閣を建て、孝宗の御集を藏す。又、寶謨閣を建て、光宗の御集を藏す。理宗、寶章閣を建て、寧宗の御集を藏す。度宗、顯文閣を建て、理宗の御集を藏す。帝毎に各一閣を建つるは、頗る繁費なりと雖も、然も亦、敬謹を昭かにし、且つ諸帝の文治の盛を見るに足るなり。又、閣毎に皆學士・直學士・待制等の官を置き、専ら職掌せしむ。(以上皆本紀に見ゆ。)神宗、章衡を以て寶文閣待制と爲し、之に謂ひて、『卿は仁宗の朝の魁甲たり。寶文は御集を藏するの處なり。未だ始めより人を除せず。今以て卿を處す』と曰へるが如き、是れなり。(衡に見ゆ。)

名臣の後を録す

眞宗、唐の白居易の後利用を録して河南府教授と爲し、元稹の七世の孫を台州司馬と爲し、裴度の孫坦を鄭州助教と爲し、又、唐の長孫無忌・段秀實等の孫を録して、皆、教官とし、仁宗、唐の狄仁傑・張九齡・郭子儀・顏真卿の後を録し、神宗、唐の魏徵・狄仁傑・段秀實の後を録すること、皆、

宋の諸帝の御集皆閣を建てて藏貯す 名臣の後を録す

本紀に見ゆ。按ずるに舊唐書の段秀實の傳に、『貞元より後、凡そ赦書褒忠、必ず秀實を以て首と爲す』と。又、貞元六年、赦書して顏真卿の一子に五品の官を授く。文宗の時、又、真卿の曾孫宏式を以て同州參軍と爲す。五代史の劉遂清の傳に、『唐朝の渾・郭・顏・段の後、一赦出づる毎に、一子を以て出身せしめ、率ね常制と爲す』と。是れ唐及び五代の時、已に此制有り。宋蓋し仿うて之を行ふなり。

宋の皇后の生む所の太子皆不吉なり

眞宗、皇太子より登極す。其母は則ち李賢妃なり。仁宗、皇太子より登極す。其母は則ち李宸妃なり。神宗の、皇太子と爲るや、其母は本高皇后なり。然れども帝を生む時、尙ほ英宗の潜邸に在り、未だ后と爲らざるなり。哲宗、皇太子より登極す。其母朱德妃は、亦、后に非ざるなり。惟だ欽宗生るる時、其母王氏、已に冊せられて后と爲る。故に欽宗、嫡長を以て皇太子と爲る。後、位に即き、竟に北のかた金に遷る。南渡の後、光宗の母は、郭皇后に係り、寧宗の母は、李皇后に係る。然れども誕育の時、亦皆潜邸に在り、未だ后と爲らざるなり。惟だ度宗の後全氏、位を中宮に正して後、徳祐帝を生む。〔咸淳三年、全后帝立つ。七年〕甫めて登極し、即ち國亡ぶ。有宋一代の皇后を統計するに、位を正して後生む所の太子

- 〔一〕 段秀實の傳は舊唐書第百二十八卷に載す。
- 〔二〕 劉遂清の傳は舊五代史第九十六卷晉書に載す。
- 〔三〕 咸淳。度宗の年號。皇紀一九二五—一九三四。西紀一六五—一七四。

は、祇だ靖康・徳祐の二帝のみ。而して二帝、皆、國を失ふの君たり。此れ理の解す可からざる者なり。又、已に立ちて太子と爲りて而も統を繼ぐを得ざる者有り。太宗の昭成太子元禧、眞宗の悼獻太子祐、哲宗の獻愍太子茂猶は、皆、死後の追贈にして、未だ嘗て身に及びて儲君と爲らざるなり。其の生けるときに立ちて太子と爲る者は、欽宗の嫡子諶は、朱后の生む所にして、生るる時、尙ほ未だ后と爲らずと雖も、然も正妃なり。故に諶、嫡皇孫と爲す。當時已に、『祖宗以來未だ有らざる所』と稱せらる。欽宗登極の後、立ちて皇太子と爲る。後竟に隨つて北に去る。高宗の元懿太子衷は、潘賢妃の生む所にして、苗劉の變に、擁立する所と爲り、明受と改元す。高宗復辟の後、立てて皇太子と爲す。未だ幾くならずして殤す。孝宗の莊文太子楷は、郭后の生む所の嫡長子にして、乾道元年、立ちて皇太子と爲り、年二十四にして薨す。寧宗の景獻太子詢は、本、宗室の子にして、開禧の初め、立ちて皇太子と爲る。年二十九にして薨す。再び宗室の子貴和を育して皇子と爲し、名を竝と賜ふ。未だ太子の號を加へずと雖も、然も已に儲貳に居り、繼體の屬する攸なり。後、史彌遠に擅に廢せられ、降して鎮王に封せられ、其死を得ず。是れ惟だ正后の生む所の太子の不吉なるのみにあらず、即ち正后の生む所に非ずして、而も冊せられて太子と爲る者も、亦、皆吉なるにあらざるなり。

- 〔一〕 乾道。孝宗の年號。皇紀一八二五—一八三三。西紀一一六五—一一七三。
- 〔二〕 開禧。寧宗の年號。皇紀一八六五—一八六七。西紀一一二〇—一一二七。

宋初の考古の學

考古の學は、南宋に至りて最も精博なり。鄭樵・李燾・王應麟・馬貴與等の如き、是れなり。然れども宋初の制誥の臣、已に多く博雅なり。乾德三年、范質等三相俱に罷む。將に獨り趙普を相とせん。而して宰相の・敕を書する無し。帝、以て陶穀に問ふ。穀曰はく、「古來、宰相は、未だ嘗て位を虚しくせず。惟だ唐の文宗の甘露の變に、數日、相無く、左僕射令狐楚奉行せり。今、尙書も亦南省の官なり。以て敕を書す可し」と。寶儀曰はく、「承平の令典に非ざるなり。皇弟開封の尹同平章事は即ち宰相なり。敕を書す可し」と。之に従ふ。儀の論固に是なり。然れども古來偶、朝に宰相無きの故事有り、穀獨り能く之を記す。又、普獨り相たり。後、太祖、之が副を置かんと欲す。而して其名稱を難んじ、穀に問ふ、「宰相に下ること一等、何の官か有る」と。穀曰はく、「唐に參知機務・參知政事有り」と。遂に薛居正・呂餘慶を以て參知政事と爲す。倉猝の一間に、即ち能く故事を援引す。典故に熟し、腹笥の中、有らざる無きを見る可きなり。太祖、年號を乾德と改め、以て古の未だ有らざる所と爲す。後、宮中に於て、乾德

- 【一】鄭樵の傳は宋史第四百六十六卷儒林傳、李燾の傳は宋史第三百八十八卷、王應麟の傳は第四百三十八卷に載す。
- 【二】乾德。太祖の年號。皇紀一六二三一―一六二七。西紀九六三―九六七。
- 【三】陶穀の傳は宋史第二百六十九卷に載す。
- 【四】寶儀の傳は宋史第二百六十三卷に載す。

錢を得、以て寶儀に問ふ。儀對ふるに、僞蜀に曾て此號有りしを以てす。詢うて果して蜀中より來る者なるを知り、始めて嘆じて曰はく、「宰相には、須く讀書人を用ふべし」と。太宗の時、皇子元傑、吳王に封せられ、揚州潤州大都督府長史を行ふ。張洎謂はく、「六朝の皇子、王に封せらるるや、郡を以て國と爲し、傅相・内史等を置き、王を佐けて治を爲さしむ。或は王子、國に之かざれば、則ち内史、郡事を行ふ。唐改めて長史と爲す。凡そ親王、大都督を授けられ、鎮に之かず、而して朝、大臣に命じて郡に臨ましむる者は、即ち長史の號有り。親王の上佐を謂ふなり。段文昌出でて揚州に鎮すれば、淮南節度副大使知節度事兼揚州大都督府長史と云ひ、李載義出でて幽州に鎮すれば、盧龍軍副大使知節度事兼幽州大都督府長史と云ひしが如き、是れなり。今、王既に大都督と爲り、又、長史と爲るは、則ち是れ王自ら上佐と爲るなり」と。此數條に即きて、諸臣、朝章國典に於て、心を究むること素有らざる無く、倉猝の間に、即ち據依有り、朝廷制作の討論に資するに足るを見る可きなり。又、錢俶薨じ、忠懿と諡し、張洎、覆狀を爲り、「寵を受くるや驚くが若く、充に居りて悔無し」の語有り。張泌、之を駁して謂はく、「元龍、悔無しは、臣子の宜しく言ふべき所に非ず」と。洎の對狀に曰はく、「易の九三に、王弼注して云はく、「下體の極に處り、上體の下に居

- 【五】五代の時、蜀王衍、嘗て乾德の年號を稱す。皇紀一五七九―一五八四。西紀九一九―九二四。
- 【六】張洎の傳は宋史第二百六十七卷に載す。
- 【七】寵を受くるや驚くが若しは、老子に「寵辱、驚くが若し」とあるに本づき、充に居りて悔無しは、易の乾卦上九に「亢龍、悔有り」とあるに本づく。

り、時に因りて惕る、故に上九の亢に愈る」と。正義に云はく、「九三は下體の極に居る。是れ人臣の體なり。其の能く亢龍の咎を免るる者は、慎守して禍を免るるを以てなり」と。是れ人臣能く亢極の禍を免るるなり。漢書の梁商の傳の贊に云はく、「地、亢滿に居り、而も能く謹厚を以て自ら終る」と。楊植、許由の碑を作りて云はく、「九有を錙銖とし、一夫を亢極とす」と。杜鴻漸、元帥を讓る表に云はく、「祿位亢極し、涯量に過踰す」と。盧杞、郭子儀の碑を作りて云はく、「亢に居りて悔無く、其心益降る」と。張說、祁國公の碑を作りて云はく、「一に目半の全無く、一に亢龍の悔無し」と。皆、人臣に就きて言ふなり」と。

乃ち詔す、「洎、故實を援引し、歴史として據有り。必に一月の俸を罰す」と。一の亢の字を以てして、典故を援引し、辯博なること此の如し。其學知る可し。神宗、殿有り、宣光を名づく。哲宗、林希に問ふ、「古、此名有りや否や」と。希對へて曰はく、「此れ石勒の殿の名なり」と。乃ち更めて顯承と名づく。此れ又、諸臣、經史の學に熟し、原を原とし本を本とし、口給を以てするに非ざるなり。朝章國故の講せられざるより、則ち蔡京誤りて唐の太宗を以て宋の太宗と爲し、而して尙書令を廢するが如き者有り。

（徽宗詔す、「尙書令は太宗曾て之と爲る。今、須く復た置くべからず」と。說者謂はく、宋の太宗は未だ曾て尙書令と爲らず。惟だ唐の太宗曾て之と爲る。今誤りて唐の太宗を以て、不學無術の故なり」と。京傳に見ゆ。） 經義・史學の講せられざるより、則ち章惇、「北郊は地を祀る。

【八】 目半の全無し。莊子養生主に「三年の後、未だ嘗て全牛を見ざるなり」とあるに本づく。

【九】 林希の傳は宋史第三百四十三卷に載す。

【一〇】 口給。徒らに辨舌を以て人に應對するをいふ。

只だ之を社と謂ふ可し」と謂ひ、而して北郊の大禮を廢せんと欲するが如き者有り。

（傳以へらく「北郊は止だ之を社と謂ふ可し」と。黃履曰はく、「天子、天地を祭る、皆、郊と稱す。故に詩の序に云はく、「天地を郊祀す」と。社（の若）きは則ち土神なり。豈に大祇を祭り、亦之を社と謂ふ有らんや」と。北郊の議遂に定まる。黃履傳に見ゆ。） 然れば則ち北宋の文學の臣、典故を稽へ、經史を援くこと、俱に確として據依有り。豈に後代の及ぶ可き所ならんや。

宋初には嚴に賊吏を懲らす

宋、忠厚を以て國を開き、凡そ罪罰悉く輕減に従ふ。獨り賊吏を治むるに於て最も嚴なり。蓋し宋祖、親しく、五代の時に貪吏恣横にして、民、生を聊んせざるを見る、故に極に御して以後、重法を用つて之を治む。濁亂の源を塞ぐ所以なり。按ずるに本紀に、太祖の建隆二年、大名府主簿郭顛、賊に坐して棄市せらる。乾德三年、員外郎李岳・陳偃・殿直成德鈞、皆、賊に坐して棄市せらる。蔡河綱官王訓等、糠土を以て軍糧に雜へ、市に磔せらる。太子中舍王治、賊を受け人を殺すに坐して棄市せらる。開寶三年、將軍石延祚、倉を監して吏と與に姦賊を爲すに坐して棄市せらる。四年、將軍桑進興・洗馬王元吉・侍御史張穆・左拾遺張恂、皆、賊に坐して棄市せらる。劉祺、賊輕く、杖して海島に流す。六年、中允郭思齊・觀察判官崔絢・錄事參軍馬德林、俱に賊に坐して棄市せらる。此れ太祖の時の法

【一】 開寶。宋の太祖の年號。皇紀一六二八—一六三五。西紀九六八—九七五。

令なり。太宗の太平興國三年、泗州録事參軍徐璧、倉を監して賄を受けて虚券を出すに坐して棄市せらる。侍御史趙承嗣、官錢を隠して棄市せらる。又、詔して、諸職官、贓を以て罪を論ずれば、赦に遇ふと雖も殺するを得ず、永く定制と爲す。中書令史李知古、贓を受けて法を改むるに坐し、之を杖殺す。詹事丞徐選、贓に坐し、之を杖殺す。御史張白、官錢を以て糶賣し、棄市せらる。汴河主糧吏、軍糧を奪漕す。其腕を斷ち、河干に徇ふること三日、之を斬る。是れ太宗の法令猶ほ未だ弛まざるなり。然れども寇準謂はく、「祖吉・王淮、皆、法を侮り贓を受く。吉は贓少きに、乃ち誅に伏す。淮は、參政王沔の弟なるを以て、主守の財を盗むこと千萬に至れども、杖に止まる。豈に不平に非ずや」と。

則ち是時已に法を執げて曲縦する者有るなり。眞宗の時に至りて、棄市の法、復た見え、惟だ杖して海島に流す。員外郎盛梁が贓を受けて崖州に流され、著作郎高濤が贓を以て脊に杖し沙門島に配せらるるが如し。蓋し國初に比して已に弛縦なるなり。仁宗本紀には、則ち杖流の例を并せて、亦、復た見え。蘇頌の傳に、「知金州張仲宣、法を枉げて贓するに坐して應に死すべし。法官、李希輔の例を援き、脊に杖して黥し、海島に配す。頌、

- 【一】 寇準の傳は宋史第二百八十一卷に載す。
- 【二】 太平興國。皇紀一六三六—一六四三。西紀九七六一—九八三。
- 【三】 寇準の傳は宋史第二百八十一卷に載す。
- 【四】 蘇頌の傳は宋史第三百四十卷に載す。

「仲宣は贓少し。應に減ずべし」と奏す。神宗曰はく、「杖を免じて之を黥せば、可ならんか」と。頌、「刑は大の上に上らず」を引きて對と爲す。遂に黥を免し、永く定制と爲す」と。是より、宋代の

命官、贓を犯し死に抵る者、例として刑を加へず、當時の論者、「頌、一言して黥刺を除く」と謂ひ、以爲へらく、「仁人の言、其利溥し」と。(頌傳に)益、姑息、風を成し、反つて奸を庇ひ貪を養ふを以て善政と爲し、其の不肖の官吏の非法横取に於て、蓋し已に甚だ深く求めざるを見る可し。繼ぐに青苗免役の措克・花石綱の攘奪を以てし、遂に、民怨沸騰し、盜賊競ひ起るを致す。宋江等三十六人、河朔に横行し、官軍萬人、敢て捕へず。方臘の亂に、凡そ官吏を得れば、必ず恣に殺戮を行ひ、肢體を斷截し、肺肝を採取し、或は熬るに鼎油を以てし、或は射るに勁矢を以てし、備に慘毒を極め、以て其憤を泄らす。陳邁の疏に謂はゆる「貪汚にして利を嗜むの人、法に倚りて侵牟し、紀極を知らず、怨痛、民心に結ぶ。故に此に至る」なり。(陳邁及び方臘)南渡の後、高宗、按察官に詔して、歲ごとに發摘する所の賊吏の姓名を上らしめ、以て殿最を爲す有りとも雖も、然れども本紀に未だ罪を治むるの人を見ず。惟だ孝宗の時、上元縣の李允升、贓を犯す。死を貸し、脊に杖し面に刺し、惠州の牢城に配し、其貲を籍し、失察の上司俱に降黜す。廣東提刑石敦義、贓を犯す。面に刺して柳州に配し、其家を籍す。知潮州曾造、贓を犯す。死を貸し、南雄に編管し、其家を籍す。參知政事錢良臣、賊吏を擧するを失ふを以て、三官を奪はる。是時、法令、國初に比して稍や輕しと雖も、而も積玩の後に従つて、此整飭有り、風氣も亦之が爲めに一變す。(七)眞德

- 【五】 方臘の傳は宋史第四百六十八卷宦者童貫傳に附載す。
- 【六】 陳邁の傳は宋史第四百四十七卷に載す。
- 【七】 眞德秀の傳は宋史第四百三十七卷儒林傳に載す。

秀の謂はゆる「乾道・淳熙の間、朝に位する有る者は、饋賂・門に及ぶを以て恥と爲し、任を外に受くる者は、苞苴・都に入るを以て恥と爲す」は、皆、孝宗の遺烈なり。理宗、亦監司に詔して、半歳を以て、賊吏を劾去するの數を將て來り上らしめ、多寡を視て殿最を爲すと雖も、守臣、監司の及ばざる所を助くれば、則ち一歳を以て殿最を爲す。(本紀に)是れ亦頗る能く意を留めて綜核する者なり。然れども是時湯蕪疏して言はく、「苞苴に昔未だ有らざる所の物有り、故に民、昔未だ有らざる所の害に罹る。苞苴に窮むるに勝ふ可からざるの費有り、故に民、窮むるに勝ふ可からざるの憂有り」と。(蕪傳に)則ち知る、廟堂の詔、已に具文と爲り、而して官吏の賂削故の如きことを。賈似道も亦疏して言はく、「財を裕にするの道は、賊吏を去るよりも急なるは莫し。藝祖、朝堂に杖殺し、孝宗眞決して面に刺す。今當に仿うて之を行ふべし」と。(似道傳に)似道の狂謬を以て、尙ほ賊吏の重く懲らざる可からざるを知り、而して藝祖・孝宗の遺法を追思す。然れば則ち是二帝は、務むる所を知る者と謂ふ可きかな。

【八】度削。剝削と言ふが如し。人民を苛刻に誅求するをいふ。漢書に、「民日に削られ月に度せらる」とあるに本づく。

卷の二十五

宋の封王の制

宋初、臣下、王に封せらるる者少し。石守信卒し、武威郡王に封せらる。王審琦卒し、琅琊郡王に封せらる。高懷德卒し、渤海郡王に封せらる。王景生けるとき太原郡王に封せられ、卒して岐王に封せらる。此れ皆前代の功臣、位本崇重にして、一旦、心を興朝に傾け、力を藩鎮に宣ぶ。故に之を榮するに、茅土を以てするなり。其佐命の功臣は、惟だ趙普卒し、眞定郡王に封せられ、曹彬卒し、濟陽郡王に封せらるのみ。(普、後、韓王に)徽宗の時に至りて、王安石を舒王に、蔡確を汝南郡王に追封し、封爵始めて濫なり。時に宰相何執中卒し、清源郡王に封せられ、鄭居中卒し、華原郡王に封せらる。甚だしきは奄人童貫も亦生けるとき廣陽郡王に封せらるるに至る。名器猥褻なること、此よりも甚だしと爲すは莫し。南渡の後、武臣の、王に封せらるる者は、韓世忠生けるとき咸安郡王に封せられ、後、蕚王に追封せられ、張俊生けるとき清河郡王に封せられ、後、循王に追封せられ、楊存中生けるとき同安郡王に封せられ、後、和王に追封せられ、吳玠生けるとき新安郡王に封せられ、後、信王に追封せらる。其の死後追封せらるる者は、

【一】茅土。諸侯王に封するをいふ。

吳玠は涪王たり、岳飛は鄂王たり、(寧宗の時封) 劉光世は安成郡王たり、(孝宗の時封) 又、鄭王に加封せらる。文臣の、王に封せらるる者は、秦檜生けるとき建康郡王に封せられ、後、申王に追封せられ、史浩、會稽郡王に追封せられ、又、衛王を加へられ、韓侂胄生けるとき平原郡王に封せられ、史彌遠生けるとき會稽郡王に封せられ、死して又、越王に追封せられ、鄭清之も亦魏郡王に追封せらる。諸武臣は戦功多し。封を疏つも尙ほ説有り。文臣は權寵を以て之を得、亦太だ猥褻なり。此外には則ち后族、王に封せらるる者有り。其始は皆子孫、母后の族を尊崇す。太祖が杜太后の弟審進を追封して京兆郡王と爲し、眞宗が母李太后の父英を常山郡王に追封し、仁宗が眞宗の潘后の父美を鄭王に、郭后の弟守文を譙王に追封するが如き、是れなり。章獻明肅劉后の父通、魏王に追封せらるるは、則ち后、簾を垂るるを以ての故なり。李宸妃の弟用和、隴西郡王に封せらるるも、亦、仁宗の生母たるを以ての故なり。惟だ仁宗の張貴妃(温成皇后と追)の父堯封、清河郡王に封せらるるは、此れ人主自ら后族を封するの始と爲す。仁宗の慈聖光獻曹后は、乃ち曹彬の女孫なり。神宗の時、其會祖芸を魏王に、祖彬を韓王に、父妃を吳王に追封す。后の弟侑も亦濟陽郡王に封せらる。則ち并せて四代に及ぶなり。英宗の宣仁聖烈高后は、神宗、其父繼勳を康王に、兄遵甫を楚王に追封す。高宗、又、后の弟士遜・士林・姪公紀・公繪を追封して皆王と爲す。神宗の欽聖向后的弟宗回、永陽郡王たり、宗良、永嘉郡王たり、皆、徽宗の時封す。哲宗の孟后の父彦弼、咸寧郡王たり、弟忠厚、信

安郡王たるは、則ち高宗の時封す。徽宗の王后、鄭后は封無し。章賢妃は高宗の生母たり。高宗、其弟淵を平樂郡王に封す。欽宗の朱后の父伯材、恩平郡王たるは、則ち欽宗の封する所なり。高宗の吳后の父近、吳王たり、弟益、大寧郡王たり、蓋、新興郡王たり、孝宗の郭后の父斌、榮王たり、弟師瑀、永寧郡王たるは、皆、子、帝と爲りて後に封する所なり。光宗の李后、三代、皆、王に封せらるるは、則ち光宗の時封す。寧宗の楊后の弟次山、永陽郡王たり、其二子谷・石も、亦、皆、王に封せらるるは、亦、寧宗の時封す。理宗の謝后、三代皆王たるは、則ち度宗の時封す。

宋、周の後を待つ所の厚きこと

宋の太祖、軍士に擁戴せられ、既に登極し、周の恭帝及び符太后を西宮に遷し、其帝號を易へて鄭王と曰ひ、太后を周太后と曰ひ、周の六廟を西宮に作り、官を遣はして其神主を遷さしめ、周の宗正郭玘に命じて時を以て祭享せしめ、又、工部侍郎艾穎を遣はして、嵩陵(太祖)・慶陵(世宗)を拜せしむ。(一)建隆三年、鄭王出でて房州に居る。(二)開寶六年、鄭王始めて殂す。禪位を距ること已に十四年なり。宋祖、素服して哀を發し、朝を輟むること十日、諡して恭帝と曰ひ、命じて慶陵の側に還り葬らしめ、陵を順陵と曰ふ。仁宗の嘉祐四年、

宋、周の後を待つ所の厚きこと

- 【一】建隆。太祖の年號。皇紀一六二〇—一六二二。西紀九六〇—九六二。
- 【二】開寶。太祖の年號。皇紀一六二八—一六三五。西紀九六八—九七五。
- 【三】嘉祐。皇紀一七一六—一七二三。西紀一〇五六—一〇六三。

詔して柴氏の譜系を取り、諸房中に於て、最長一人を推し、歲時に周の祀を奉せしむ。尋いで周の世宗の從孫柴元亨を録して三班奉職と爲す。(是より先、恩を郭氏に加ふ。是に)又、詔して、周の世宗の後、郊祀する毎に、其子孫一人を録す。(至りて、又、恩、柴氏に及ぶ。)又、詔して、周の世宗の後、室の祀を奉せしめ、竝に西京の周廟の祭享の器服を給ふ。神宗、又、周の世宗の從曾孫思恭等を録して三班奉職と爲す。(至りて、又、恩、柴氏に及ぶ。)熙寧四年、崇義公柴詠致仕す。子若訥、封を襲ぐ。徽宗、詔す、「柴氏の後、已に崇義公に封ず。再び恭帝の後を官して宣教郎と爲し、周の陵廟を監せしむ」と。世、三恪と爲す。南渡の後、高宗、又、柴叔夜をして崇義公を襲封せしむ。理宗、又、周の世宗の八世の孫承務郎柴彥穎に詔して、崇義公を襲封せしむ。此れ皆、本紀及び續通鑑長編に見ゆる者なり。蓋し柴氏の賞、延いて直に宋と相終始す。其の亡國の後を待つこと、厚しと謂ふ可し。

宋の郊祀の費

宋の制、三歲毎に一たび親ら郊し、大小の各官、皆、蔭子を得。趙思誠疏して言はく、「寒士、部に在れば、須く數年の闕を待つべし。今親ら祠るの歲、任子約を四千人。十年の後、須く萬二千

- 【四】至和。宋の仁宗の年號。皇紀一七四一—一七五五。西紀一〇五四—一〇五五。至和三年、嘉祐と改元す。ここに四年とあるは恐らくは誤ならん。
- 【五】熙寧。神宗の年號。皇紀一七二八—一七三七。西紀一〇六八—一〇七七。
- 【一】蔭子。祖父の餘蔭によりて官を得るをいふ。
- 【二】任子。子弟、父兄の蔭に由りて官を得る者をいふ。前の蔭子と同じ。

員なるべし。則ち寒士、三十年にして選を得ざる者有り」と。是れ郊祀の恩蔭、已に極めて冗濫なり。此外、又、賞賚有り。計るに每次緡錢五百餘萬、大半、金銀綾絹緇紬を以て、其直を平かにして之を給す。景德の郊祀には、七百餘萬に至り、東封には又八百餘萬、汾上に祀り、又百二十萬。丁謂、三司使と爲り、景德會計録を著す。自後、歷代の郊祀、常に以て準と爲す。仁宗、明堂に享し、并せて増して一千二百萬に至る。後、西夏に兵を用ふるを以て、國計日に細す。乃ち詔して、郊祀に賜ふ所の銀絹を裁減し、舊三四千の者は、一千を減じ、一千の者は、三百を減じ、百は二十を減じ、特に著はして令と爲す。然れども寶元元年、京師の入る所の金帛を會計するに、一千九百五十萬にして、而して出づる者は二千一百八十五萬なり。是歲、郊祀を以ての故に、出入の數、常歲に視て過多なりと云ふ。則ち亦未だ大に減すと爲さざるなり。(俱に食貨志に見)神宗の時、司馬光會て疏して、百官の、南郊の賞賚を辭するを聽さんと請ふ。許さず。人主、天を敬する、精意以て享る。何ぞ恩澤の多きを貴ばん。乃ち浮費此の如し。是れ人主の昭事の典、反つて百官の俸恩の端と爲る。眞に謂無きに屬す。且つ歲ごとに一たび親ら郊するは、古今の大禮なり。今反つて浮費の多きを以て、改めて三歲一舉と爲さざるを得ず。是れ又、百官の沾被に因りて、人主の怠弛を爲す。尤も不可なるの大なる者なり。按ずるに范鎮の疏に云はく、「賦役繁重にして、

- 【三】景德。眞宗の年號。皇紀一六六四—一六六七。西紀一〇〇四—一〇〇七。
- 【四】寶元。仁宗の年號。皇紀一六九八—一六九九。西紀一〇三八—一〇三九。

轉運使、又、常賦の外に於て、羨錢を進め、以て南郊を助け、無名の斂率、數ふるに勝ふ可からず」と。然れば則ち南郊の費は、大概、外僚の科斂の進むる所の羨餘に出づ。是れ又、百官の濫恩に因りて、而して萬民の財力を廢す。制を立つること抑、何ぞ謬れるや。

宋の祿を制するの厚きこと

宋史の職官志に、俸祿の制を載す。京朝の官、宰相・樞密使は、月に三千、春冬服各、綾二十四、絹三十匹、綿百兩、參知政事・樞密副使は、月に二千、綾十四、絹三十匹、綿五十兩、其下は是を以て差と爲す。節度使は、月に四百千、節度觀察留後は、三百千、觀察は二百千、綾絹は品に隨つて分ち給す。其下も亦是を以て差と爲す。凡そ、俸錢竝に一分の見錢を支し、二分は折支す。此れ正俸なり。其祿粟は則ち宰相・樞密使は、月に一百石、三公三少は、一百五十石、權三司使は、七十石、其下は是を以て差と爲す。節度使は、一百五十石、觀察防禦使は、一百石、其下は是を以て差と爲す。凡そ一石は六斗を給し、米麥各半す。熙寧中、又詔して縣令・錄事等の官の三石なる者は増して四石に至り、兩石なる者は増して三石に至る。此れ亦正俸なり。俸錢祿米の外に、又、職錢有り。御史大夫・六曹尙書は、六十千、翰

- 【一】 俸錢云云。俸錢は三分の一だけは現錢を以て支給し、三分の二はそれに相當する價格の物品を支給す。
- 【二】 熙寧。神宗の年號。皇紀一七二八—一七三七。西紀一〇六八—一〇七七。

林學士は、五十千、其下は是を以て差と爲す。(職錢は惟だ京朝の官に給し、外任の者に) 元豐の官制、俸錢を行ふに、稍や増減有り。其の在京の官司の供給の數は、皆併せて職錢と爲す。大夫の、郎官と爲る者の如き、既に大夫の俸を請ひ、又、郎官の職錢を給し、國初の數に視て已に優なり。崇寧の間に至りて、蔡京、國に當り、復た供給食料等の錢を増す。京が僕射の俸外に又司空の俸を請ふが如し。元豐の祿制に視て、更に倍増す。俸錢職錢の外に、又、元隨・儉人の衣糧有り。(京に在りて宰相・樞密使相より刺史に至るまでに任ぜらるるもの) 宰相・樞密使には各七十人、參知政事よりは、皆、隨身有り、餘は儉人に止まる。) 朝官は、二十千より五千に至るまで、凡そ七等、京官は、十五千より三千に至るまで、凡そ八等、諸司使副等の官は九等。此外に、又、茶酒廚料の給・薪蒿炭鹽諸物の給・飼馬芻粟の給・米麵羊口の給有り。其の外に官たる者は、別に公用錢有り、節度使兼使相より以下、二萬貫より七千貫に至るまで、凡そ四等、節度使は、萬貫より三千貫に至るまで、凡そ四等、觀察防禦以下、是を以て差と爲す。公用錢の外、又、職田の制有り。兩京・大藩の府は四十頃、次に藩鎮は三十五頃、防團以下は各、品級を按じて差を爲す。選人・使臣の、職田無き者は、別に茶湯錢有り。建炎南渡

- 【三】 元豐。神宗の年號。皇紀一七三八—一七四五。西紀一〇七八—一〇八五。
- 【四】 崇寧。徽宗の年號。皇紀一七六二—一七六六。西紀一一〇二—一〇〇六。
- 【五】 建炎。高宗の年號。皇紀一七八七—一七九〇。西紀一一二七—一一三〇。

し、兵興るを以て、宰相、俸錢祿米は三分の一を權支せんと請ふ。開禧、兵を用ひ、朝臣、亦、支給を損半せんと請ふ。皆、一時の權宜にして、後仍ほ舊制に復す。此れ宋一代の制祿の大略なり。其の士大夫を待つこと、厚しと謂ふ可し。惟だ其給賜優裕なり、故に入り仕ふる者、復た身家を以て慮と爲さず、各自ら其治行を勉む。眞仁英諸朝に於て、名臣輩出し、吏治循良なるを觀、事有るの秋に及びて、猶ほ多く慷慨して國に報い、紹興の半壁を支撐し、徳裕の、命を疆場に畢ふる、歴代以來、軀を捐て國に徇ふ者、惟だ宋末獨り多し。敗亡に救ふ無しと雖も、要するに士を養ふの報に非ずと謂ふ可からざるなり。然れども給賜過優にして、國計の耗し易きに究まり、恩、百官に逮ぶ者、惟だ其の足らざらんことを恐れ、財、萬民に取る者、其餘有るを留めず。此れ宋の制の、法と爲す可からざる者なり。

宋の祠祿の制

宋の制、祠祿の官を設け、以て老を佚にし賢を優にす。眞宗が玉清昭應宮使を置き、王旦を以て之と爲ししより、後、旦、病を以て致仕するや、乃ち命じて太尉を以て玉清昭應宮使を領せしめ、宰相の半俸を給す。祠祿、此より始まるなり。京に在りて、玉清昭應宮・景靈宮・會靈觀・祥源觀等

- 【六】 開禧。寧宗の年號。皇紀一八六五—一八八四。西紀一三〇五—一二二四。
- 【七】 紹興。高宗の年號。皇紀一七九一—一八二二。西紀一一三一—一二六二。
- 【八】 德祐。恭宗の年號。皇紀一九三五。西紀一二七五。

有り、宰相・執政を以て使に充て、(王曾、次相を以て會靈觀使と爲り、曹利用、樞密使を以て景靈宮を領し、班、曾の上に傳に見ゆ。使に充つる者の俸錢、玉清昭應宮は月に百千、景靈宮は七十千、祥源觀は五十千なること、職官志に見ゆ。) 丞郎學士を副使に充て、庶僚を判官に充て、都監・提舉・提點等、各其祿を食む。初めて設くる時、員數甚だ少し。後、以て大臣の老するを優禮し、而して職を罷むる者日に漸く增多す。熙寧中、王安石、此を以て異議者を處せんと欲し、遂に令を著し、宮觀は員數を限る母く、三十月を以て一任と爲す。又、詔して、杭州の洞霄宮・亳州の明道宮・華州の雲臺觀・建州の武夷觀・台州の崇道觀・成都の玉局觀・建昌軍の仙都觀・江州の太平觀・洪州の玉隆觀・五嶽廟は、竝に崇山の崇福宮・舒州の仙靈觀に依りて、管幹・提舉等の名を置き、此を以て祿を食ましめ、仍ほ便に従つて居住するを聽す。又、詔して宮觀に除する者は、兩任に過ぐる母く、其の執政の恩例を兼ね用ふる者は、三任に過ぐる母からしむ。紹興以來、士大夫の、駕に従つて南に来る者、未だ闕以て之を處する有らず。乃ち承務郎以上は宮觀に權差すること一次なるを許し、(月に供給を得るに依り、二等) 員數を限らず。後、陳乞する者多きを以て、又、令を定め、稍や祖宗の條法の舊に復し、一任以て法を定め、再任以て恩を示す。(紹興五年、慶壽の赦令に、宮觀嶽廟已に滿ち、應に再び陳すべからざる者は、慶京官は二年、選人は三年、皆、優厚の中に於て、限制の意を寓す。職官志に見ゆ。)

- 【一】 紹興。光宗の年號。皇紀一八五〇—一八五四。西紀一一九〇—一一九四。

宋の恩蔭の濫なること

蔭子は固に朝廷、下を惠むの典なり。然れども未だ宋代の濫なるが如き者有らず。文臣は、太師より開府儀同三司に及ぶまでは、子若しくは孫及び期親大功以下の親并に異姓の親及び門客を蔭す可し。太子太師より保和殿大學士に至るまでは、蔭すること異姓の親に至り、門客無し。中大夫より中散大夫に至るまでは、蔭すること小功以下の親に至り、異姓の親無し。武臣も亦是を以て差と爲す。凡そ南郊の大禮及び誕生節に遇へば、俱に蔭補有り。宰相執政は、本宗・異姓及び門客・醫人各一人を蔭す。太子太師より諫議大夫に至るまでは、本宗一人を蔭す。寺長貳監以下、左右司諫に至るまでは、子或は孫一人を蔭す。餘は是を以て差と爲す。此外、又、致仕の蔭補有り。曾て幸執に任せられ及び見に三少使相に任せらるる者は、三人を蔭す。曾て三少及び侍御史に任せらるる者は、一人を蔭す。餘は是を以て差と爲す。此外、又、遺表の蔭補有り。曾て宰相に任せられ及び現に三少使相に任せらるるものは、五人を蔭す。曾て執政官より大中大夫以上に任せらるるものは、一人を蔭す。諸衛の上將軍は四人、觀察使は三人、餘は是を以て差と爲す。斯に由りて以て觀れば、一人入り仕ふれば、則ち子孫親族俱に官を得可く、大なる者は并せて門客・醫人に及ぶ可し。濫と謂ふ可し。(俱に職官志)然れども此れ猶ほ定例に屬し、特恩に出づるに非ざるなり。(天聖)

〔一〕天聖・仁宗の年號。皇紀一六八三—一六九一。西紀一〇三三—一〇四一。

中詔す、「五代の時の三品以上の告身存する者の子孫は、蔭を用ふるを聽す」と。則ち并せて前代に及ぶなり。明道中、故の宰臣及び員外郎以上の致仕せる者の子孫を録し、官を授くること差有り。則ち并せて故臣に及ぶなり。甚だしきは、新天子、位に即き、監司郡守、親屬を遣はして入り賀せしめ、亦、官を授けらるるを得るに至る。(司馬且傳に見ゆ)則ち更に常蔭の外に出づるなり。曹彬卒するや、其親族・門客・親校二十餘人を官にす。李繼隆卒するや、其子を官にし、又、其門下二十餘人を録す。雷有終卒するや、其子八人を官にす。此れ功臣を以て蔭を加ふる者なり。李沆卒するや、其子宗簡を録して大理評事と爲す。堦蘇昂・兄の子朱濤、竝に同進士出身たり。王旦卒するや、其子・弟・姪・外孫・門客・常從を録して官を授くる者數十人、諸子、服除き、又各一官を進む。向敏中卒するや、子堦竝に官を遷し、又、親校數人を官にす。王欽若卒するや、其親屬及び親信する所二十餘人を録す。此れ優眷を以て蔭を加ふる者なり。郭遵戰歿するや、其四子を官にし、并に女の、尼と爲る者、亦、紫袍を賜ふ。任福戰歿するや、其子及び從子凡そ六人を官にす。

〔二〕明道。仁宗の年號。皇紀一六九二—一六九三。西紀一〇三三—一〇三三。

〔三〕司馬且の傳は宋史第二百九十八卷に載す。

〔四〕曹彬の傳は宋史第二百五十八卷に載す。

〔五〕李繼隆の傳は宋史第二百五十七卷に載す。

〔六〕雷有終の傳は宋史第二百七十八卷に載す。

〔七〕李沆の傳は宋史第二百八十二卷に載す。

〔八〕王旦の傳は宋史第二百八十二卷に載す。

〔九〕向敏中の傳は宋史第二百八十二卷に載す。

〔一〇〕王欽若の傳は宋史第二百八十三卷に載す。

〔一一〕郭遵の傳は宋史第三百二十五卷に載す。

〔一二〕任福の傳は宋史第三百五十七卷に載す。

石碇戰歿するや、其三子を官にす。（三）徐禧戰歿するや、其家十二人を官にす。此れ又、事に死するを以てして優恤する者なり。范仲淹疏して請ふ、「乾元節の恩澤は、須く職に在ること三年に滿つる者にして、始めて子を蔭するを得べくせん」と。則ち仲淹が未だ奏せざる以前、甫めて任に莅めば、即ち蔭するを得しなり。（四）閻日新疏して言はく、「羣臣の子弟、蔭を以て官を得るもの、往往未だ童龀を離れずして、即ち俸を受く。望むらくは、今より二十以上にして始めて給せん」と。（職官志に、凡そ嫡子孫を蔭するは年を限弟姪は須く二十を過ぐべし。）（五）龔茂良も亦疏して言はく、「慶壽の禮行はれ、若し一命より以上、覃く轉せば、知らず月ごとに給俸幾何を添ふるかを」と。是れ甫蔭に即ち俸を給せしなり。（六）朱勝非の疏に宣和中の諫官の論を述べて曰はく、「尙ほ竹馬の行に従ひ、已に荷囊の列に造る」と。則ち甫蔭に章服を服するを得しなり。熙寧の初、詔す、「齊・密等の十八州及び慶・渭等の四州、竝に中書の選授に従ひ、恩例を以て奏補する母かれ」と。則ち他州の通判は、皆、蔭官を以て奏補す可かりしなり。（七）安節疏して言はく、「致仕の遺表の恩澤は、宜しく遺姓の親を奏し、高貴を得て市を爲さしむべからず」と。則ち恩蔭并に其鬻賣を聽ししなり。（以上俱に各本）其間、稍や限制を爲す者有りと雖も、神宗

- 【三】 徐禧の傳は宋史第三百三十四卷に載す。
- 【四】 閻日新の傳は宋史第三百九卷に載す。
- 【五】 龔茂良の傳は宋史第三百八十五卷に載す。
- 【六】 朱勝非の傳は宋史第三百六十二卷に載す。
- 【七】 竹馬。兒童の遊戯なり。
- 【八】 荷囊。佩帶の飾なり。
- 【九】 金安節の傳は宋史第三百八十六卷に載す。

詔す、「諸臣、年七十以上なるもの、直だ致仕する者を除きて、恩を子孫に推すを得ず」と。（職官志）又詔す、「任子、自ら一歳一人なる者は、改めて三歳一人と爲す。自ら三歳一人なる者は、改めて六歳一人と爲す」と。孝宗詔す、「七十にして、致仕を請はざる者は、郊に遇ふも蔭補するを得ず」と。又詔す、「終身、宮觀に任ずる人は、子を奏するを得る母からしむ」と。此れ略ぼ擢節を爲すと雖も、然れども減損する所、究めて亦限有り。朝廷、臣下を待つこと、固より宜しく優恤すべし。乃ち此の如く猥濫なるに至りては、惟だ俸進の門を開くのみならず、亦徒らに無窮の經費を耗し、民力を竭して以て冗員を養ふ。豈に國家の長計ならんや。

宋の恩賞の厚きこと

宋の制、祿賜の外、又、時に恩賞有り。李沆病むや、銀五千兩を賜ふ。王旦・馮拯・王欽若の卒するや、皆、銀五千兩を賜ふ。此れ宰執・大臣を以てなり。雷有終、蜀を平げて功有り、特に廉鎮の公用錢を給すること、歳ごとに二千貫、既に歿して、宿負千萬、官爲めに之を償ふ。此れ功臣を以てなり。（三）戴興、定國軍節度使と爲るや、銀萬兩を賜ひ、歳ごとに給錢千萬を加ふ。（四）王漢忠出でて襄州に知たるや、常俸の外に、歳給錢二百萬を増す。此れ藩鎮の大臣を以てなり。（四）李符、三司使と爲り、

宋の恩賞の厚きこと

- 【一】 馮拯の傳は宋史第二百八十五卷に載す。
- 【二】 戴興の傳は宋史第二百七十九卷に載す。
- 【三】 王漢忠の傳は宋史第二百七十九卷に載す。
- 【四】 李符の傳は宋史第二百七十卷に載す。